

# I 丹南健康福祉センターの概要

## 1 管内の状況

平成 12 年 4 月 1 日から保健・医療と福祉サービスを一体的に提供する地域の総合的専門的機関として一層の機能強化を図るとともに、保健・福祉分野の主たる実施主体である市町村に対し総合的支援機能を充実・強化するため、南越・丹生両福祉事務所と丹南保健所を組織統合し丹南健康福祉センターとして発足しました。

平成 17 年 1 月に南条町、今庄町、河野村が合併し、南越前町が発足し、同年 2 月に朝日町、宮崎村、越前町、織田町が合併し、越前町が発足しました。さらに、同年 10 月に武生市と今立町が合併し、越前市が発足し、平成 18 年 2 月に越廼村、清水町が福井市に吸収合併されたため、越廼村及び清水町については福井健康福祉センターに移管されました。

### (1) 管内の概況

ア 所管市町 2 市（鯖江市・越前市）、3 町（池田町・南越前町・越前町）を所管しています。

イ 面積・人口 管内人口は 184,915 人で福井県全体の 787,099 人に対して約 23.5%を占めています。管内人口の約 81%が鯖江・越前の両市に集中し、管内いずれの市町でも人口減少傾向が続いていますが、池田町、南越前町、越前町などの山間、海岸部で特に減少幅が大きくなっています。  
管内面積は、1,006.78km<sup>2</sup>で県全体の 4,190.49 km<sup>2</sup>に対して約 24%を占めています。

ウ 自然・交通 中央南北に日野川が流れ、その流域の平野部と東西の山間部からなっています。池田町、南越前町などの山間部は県内有数の豪雪地帯であり、また、中央南北に北陸本線、北陸自動車道が走り、福井・関西へのアクセスは良好です。

エ 産 業 鯖江市・越前市では電気、機械、眼鏡、繊維などの産業が集積し、また越前漆器、和紙、陶器、打刃物、箆笥等の伝統的産業が盛んです。

### オ 管内の市町別人口、面積等

市町名	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数 (世帯)	人 口			人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
			総 数	男	女	
鯖江市	84.59	22,324	68,337	33,117	35,220	807.9
越前市	230.70	27,881	81,613	39,882	41,731	353.8
池田町	194.65	903	2,639	1,251	1,388	13.6
南越前町	343.69	3,348	10,799	5,172	5,627	31.4
越前町	153.15	6,581	21,527	10,327	11,200	140.6
管内計	1,006.78	61,037	184,915	89,749	95,166	183.7
福井県	4,190.49	279,380	787,099	381,484	405,615	187.8

※面積：平成 27 年 10 月 1 日現在（国土交通省国土地理院）

世帯数、人口：平成 27 年国勢調査人口速報集計結果 平成 27 年 10 月 1 日現在（総務省統計局）

※世帯数及び人口は、平成 27 年 10 月 1 日に実施した平成 27 年国勢調査の要計表を基に集計し、公表された速報値であり、今後公表される確定値とは異なる場合があります。

## 2 沿 革

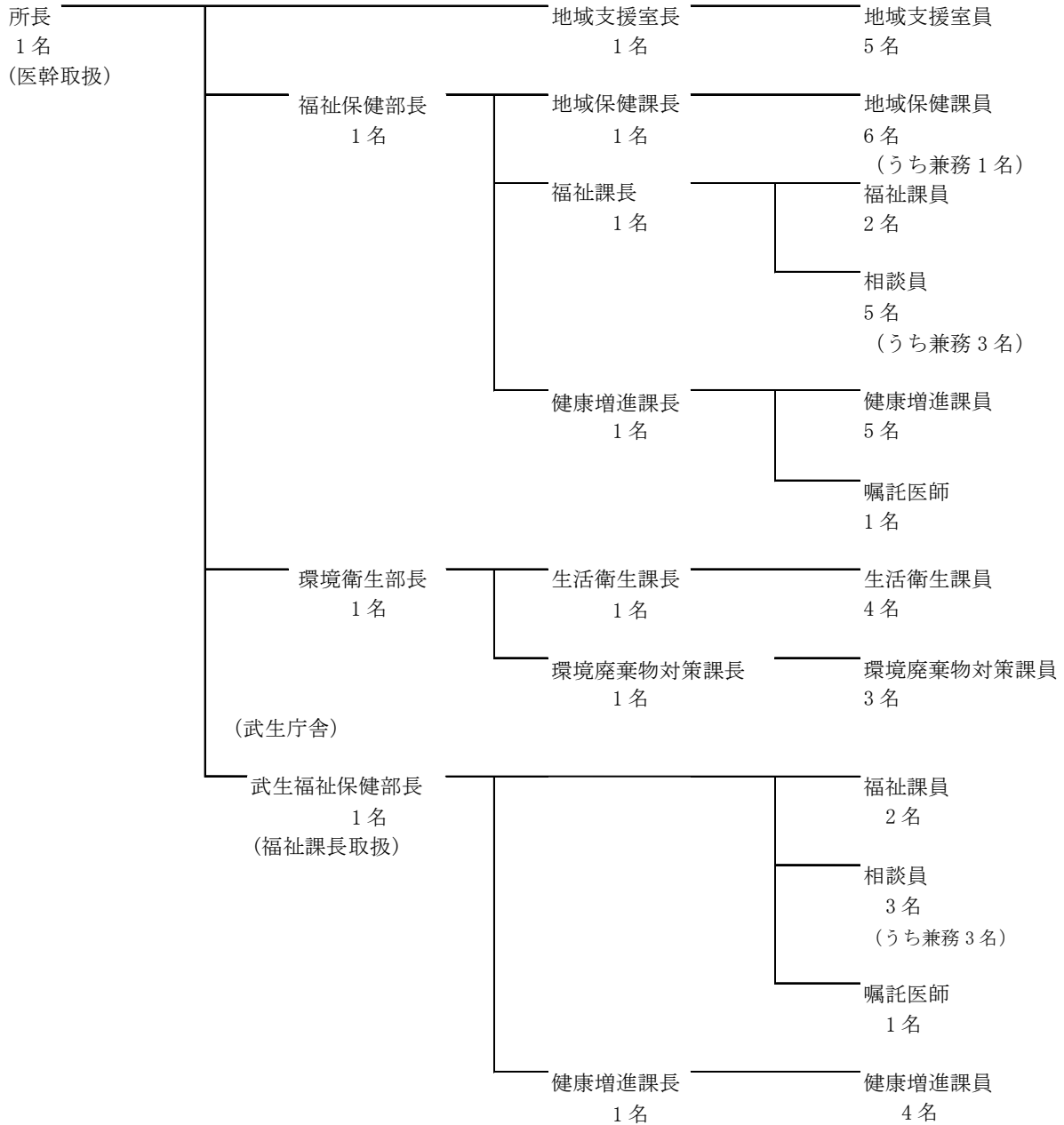
丹南保健所	鯖江保健部	武生保健部
昭和 13 年 7 月	昭和 12 年 4 月保健所法の制定に伴い県下初の保健所として朝日保健所設置（丹生郡朝日町西田中第 11 号 18 番地） 丹生、足羽、今立 3 郡のうち 33 村を管轄	
昭和 17 年 11 月		武生保健所新設（武生町栄）、南条郡 1 町 13 村を管轄し、母子保健・結核予防を主とした保健指導機関として所長以下 8 名で発足
昭和 18 年 4 月		保健婦駐在制の実施により、王子保村、湯尾村、北杣村に 1 名ずつ配置されたが、昭和 30 年に廃止
昭和 19 年 10 月	5 月 東伏見宮妃殿下、朝日保健所業務を視察 10 月 鯖江保健所設置（鯖江町東小路） 朝日保健所より引継いだ鯖江町、新横江村、舟津村、中河村、片上村のほか栗田部町、国高村、北日野村、味真野村、北新庄村、北中山村、南中山村、岡本村、上池田村、下池田村、服間村、河和田村、神明村の 2 町 16 村を管轄	今庄保健所設置 南条郡 6 村を管轄
昭和 20 年 11 月	花柳病予防法公布に伴い、花柳病診療所開設	花柳病予防法公布に伴い、花柳病診療所開設。昭和 27 年に性病診療所と改称されたが、34 年に廃止
昭和 22 年 4 月	国高村、北日野村が武生保健所へ移管	
昭和 23 年 9 月	花柳病診療所を性病診療所へ改称	
昭和 23 年 11 月	新横江村、舟津村が鯖江町に編入。管轄は 3 町 11 村となる	
昭和 24 年 4 月	優生保護法施行に伴い、優生保護審査会を設置	優生保護法施行に伴い、優生保護審査会を設置
昭和 24 年 10 月	優生保護相談所併設	保健所の整備統合により、今庄保健所を廃止し、武生保健所に統合。1 市 16 村を管轄
昭和 25 年 5 月	国高村、北日野村が再び鯖江保健所所管となる	
昭和 25 年 8 月	東鯖江町（現在の日の出町）に新庁舎落成	
昭和 26 年 1 月		福井県食品衛生協会武生支部結成
昭和 26 年 3 月	結核予防法の公布に伴い結核診査協議会を設置	
昭和 26 年 10 月		結核診査協議会を設置
昭和 28 年 1 月		福井県赤十字武生支部結成。昭和 49 年解散
昭和 28 年 10 月	課制実施により、総務課、保健予防課を設置	課制実施により、総務課、保健予防課を設置
昭和 29 年 1 月		優生保護相談所併設
昭和 29 年 8 月		不慮の火災により消失し、仮庁舎で執務
昭和 30 年 6 月		武生市吾妻町の元国警武生警察署庁舎を改造し移転
昭和 31 年 2 月	県の機構改革により、朝日保健所を鯖江保健所に統合。従来の朝日保健所が朝日出張所となる。管轄は 1 市 5 町 5 村となる	
昭和 34 年 3 月		衛生課を新設。3 課制となる
昭和 34 年 8 月	白山村が武生市に編入のため武生保健所へ移管 衛生課を新設。3 課制となる	
昭和 35 年 7 月	保健所法施行令の規程に基づき、鯖江保健所運営協議会を設置	武生保健所運営協議会を設置
昭和 38 年 3 月	殿下村が福井市へ編入、福井保健所所管となる	
昭和 40 年 4 月	朝日出張所を支所に改める。本所に栄養改善室新設	
昭和 41 年 11 月	本所（館）事務室増設	
昭和 42 年 1 月		武生市結核予防婦人会結成
昭和 42 年 2 月		福井県地区衛生組織連合会武生支部結成
昭和 43 年 11 月		福井県食生活改善推進員連絡協議会武生支部（わかな会）発足
昭和 44 年 4 月	福井県食生活改善推進員連絡協議会鯖江支部（あすなろ会）発足	
昭和 44 年 7 月		武生市文京（現在地）に新庁舎落成
昭和 45 年 4 月	精神保健家族会（つつじ会）発足	
昭和 47 年 10 月	機構改革により、朝日支所を廃止	
昭和 47 年 11 月	鯖江市水落町（現在地）に新庁舎落成	
昭和 48 年 11 月		捕獲車用車庫新築
昭和 50 年		断酒会発足

丹南保健所	鯖江保健部	武生保健部
昭和 51 年 11 月 昭和 55 年 11 月 昭和 56 年 11 月  昭和 57 年 4 月 5 月 昭和 58 年 3 月 昭和 60 年 1 月  4 月 昭和 61 年 4 月 昭和 63 年 4 月  平成 元年 7 月  平成 3 年 3 月 平成 5 年 4 月 10 月 11 月 平成 6 年 11 月  平成 7 年 6 月 平成 8 年 11 月 平成 9 年 4 月	断酒会発足 ボケ老人をかかえる家族会（わらし家族の会）発足 障害者親子教室（お陽さま会）発足 社会復帰指導事業ダイケア開設  精神障害者社会復帰施設「千草の家」共同作業所開所 結核診査協議会を鯖江結核診査協議会に改称  「地域保健医療計画支援システム」導入 エイズ検査相談窓口開設 庁舎外装改修工事 「脳卒中情報システム」導入 鯖江保健所管内「寝たきり老人ゼロ推進連絡協議会」発足 こころの健康づくり推進協議会運営委員会設置	精神障害者家族会（芦山会）発足  社会復帰指導事業ダイケア開設  武生保健所老人保健連絡協議会設置 精神障害者社会復帰施設「芦山の会」共同作業所開所  結核診査協議会を武生結核診査協議会に改称 武生保健所老人保健連絡協議会を福井県保健所保健事業連絡協議会武生保健所部会に名称変更 福井県保健所保健事業連絡協議会武生保健所部会を廃止し、福井県健康づくり推進協議会武生保健部会を設置したが、平成 8 年に廃止  エイズ検査相談窓口開設  「脳卒中情報システム」導入  武生地域心の健康対策懇話会設置
地域保健法施行に伴い、丹南保健所となる [鯖江保健部] [武生保健部]		
南越福祉事務所		丹生福祉事務所
昭和 26 年 10 月  昭和 31 年 2 月	社会福祉事業法の施行により、生活保護法施行事務が町村から県に移管された。今立、南条、丹生のそれぞれの郡を所管していた地方事務所に民生課が設置され、生活保護、身体障害者福祉、児童福祉等いわゆる福祉三法事務を行うこととなった  町村合併の進行にともない、県の機構改革が行われ、上記三地方事務所が廃止され、新たに南越事務所（武生市蓬萊町）が設置、丹生郡には丹生出張所（朝日町）が設けられた。福祉事務については、福祉課及び丹生出張所総務福祉係において実施することとなった。 [南越事務所 福祉課] [南越事務所丹生出張所 総務福祉係]	
昭和 37 年 4 月  昭和 40 年 4 月 平成 9 年 4 月	南越事務所の内部機構であった福祉課（31 年に民生課を福祉課に改称）を廃止し、南越福祉事務所として独立し、民生課、保護課を置いた。（所長は県事務所長が兼任）  県事務所の廃止により、専任所長が配置された課名を民生課から地域福祉課に改称	南越事務所丹生出張所は、丹生事務所として独立。同時に県事務所の内部機構であった福祉課（31 年に民生課を福祉課に改称）を廃止し、丹生福祉事務所として独立し、民生課、保護課を置いた。（所長は県事務所長が兼任）  県事務所の廃止により、専任所長が配置された課名を民生課から地域福祉課に改称
丹南健康福祉センター		
平成 12 年 4 月  7 月  平成 17 年 1 月 2 月 10 月 平成 18 年 2 月  平成 20 年 4 月 平成 22 年 4 月	南越福祉事務所と丹生福祉事務所、丹南保健所（鯖江保健部・武生保健部）が組織的に統合し、丹南健康福祉センターとなる（ただし、丹南保健所は行政機関として存続） 鯖江庁舎（鯖江市水落町）に地域支援室、健康増進課、環境廃棄物対策課、生活衛生課、丹生合庁（越前町内郡）に福祉課、武生庁舎（越前市文京）に武生福祉保健部を置く 健康増進課業務について、今立町、池田町の所管を鯖江保健部から武生福祉保健部健康増進課に変更 丹南保健所運営協議会を丹南健康福祉センター運営協議会に改称 福井県薬物乱用防止指導員丹南地区協議会を設置する 丹南地域精神保健福祉連絡協議会を設置する 南条町、今庄町、河野村が合併し、南越前町が発足 朝日町、宮崎村、越前町、織田町が合併し、越前町が発足 武生市、今立町が合併し、越前市が発足 越廼村、清水町が福井市に吸収合併され、福井健康福祉センターに移管となったため、当センターの所管区域は、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町の 5 市町となる 県の出先機関の再編により、丹生分庁舎の福祉課が鯖江庁舎に集約された 県の機構改革により、地域支援室地域支援グループが廃止され、新たに地域保健課が設置された	

### 3 組織機構

#### (1) 組織

平成 28.4.1 現在



注) 非常勤相談員のうち女性相談員、家庭相談員及び母子・父子自立支援員は、各1名が鯖江と武生を兼務。非常勤相談員は計5名が勤務。

(2) 事務分掌

地域支援室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ センターの庶務関係に関すること</li> <li>・ センター内管理に関すること</li> <li>・ センター内他の課、グループに属さないこと</li> <li>・ 医務関係法令の施行に関すること</li> <li>・ 被爆者の医療に関すること</li> <li>・ 薬事法、毒物及び劇物取締法、麻薬取締法、覚せい剤取締法等の施行及び献血に関すること</li> <li>・ 丹南健康福祉センター運営協議会に関すること</li> </ul>
福祉保健部 ・ 武生福祉保健部	地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉・保健・医療及び環境に係る総合的な企画調整に関すること</li> <li>・ 健康危機管理に関すること</li> <li>・ 医療政策（地域医療・在宅医療の推進）に関すること</li> <li>・ 結核・エイズ等感染症に関すること</li> <li>・ 肝炎治療特別促進事業に関すること</li> <li>・ 丹南地域保健・福祉・環境職員等研修に関すること</li> <li>・ 地域における福祉・保健及び医療の統計、人口動態統計に関すること</li> <li>・ 石綿による健康相談及び健康被害救済事務に関すること</li> </ul>
	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉事業の振興に関すること</li> <li>・ 戦没者遺族援護に関すること</li> <li>・ 福祉のまちづくり条例に関すること</li> <li>・ 生活保護法の実施に関すること</li> <li>・ 生活困窮者自立支援法の実施に関すること</li> <li>・ 身体障害者、知的障害者の福祉に関すること</li> <li>・ 児童福祉、母子・父子・寡婦福祉・女性福祉に関すること</li> <li>・ 市町事業に対する指導監査に関すること</li> <li>・ 福祉団体の相談支援に関すること</li> </ul>
	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難病対策に関すること</li> <li>・ 精神保健福祉に関すること</li> <li>・ 生活習慣病対策に関すること</li> <li>・ がん予防推進に関すること</li> <li>・ 健康づくりに関すること</li> <li>・ 栄養士法に関すること</li> <li>・ 母子保健及び母体保護に関すること</li> <li>・ 歯科保健に関すること</li> </ul>
環境衛生部	生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品衛生法及び福井県食品衛生条例に関すること</li> <li>・ 狂犬病予防法に関すること</li> <li>・ 動物の愛護及び管理に関する法律、福井県動物の愛護及び管理に関する条例に関すること</li> <li>・ 調理師法及び製菓衛生師法に関すること</li> <li>・ 福井県ふぐの処理に関する条例に関すること</li> <li>・ 興行場法、旅館業法及び公衆浴場法に関すること</li> <li>・ 理容師法、美容師法及びクリーニング業法に関すること</li> <li>・ 水道法、温泉法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関すること</li> <li>・ 浄化槽法及び有害物を含有する家庭用品の規制に関する法律に関すること</li> <li>・ そ族昆虫に関すること</li> </ul>
	環境廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること</li> <li>・ 廃棄物処理計画の推進に関すること</li> <li>・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること</li> <li>・ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壌汚染対策法に関すること</li> <li>・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に関すること</li> <li>・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に関すること</li> <li>・ 化製場等に関する法律に関すること</li> <li>・ 公害防止条例に関すること</li> <li>・ アスベストによる健康被害の防止に関する条例に関すること</li> <li>・ 公害に係る苦情、水質異常時の対応、水質の監視調査に関すること</li> </ul>

## (3) 職員配置表 (課別職種別)

平成28.4.1現在

職種別	所長	医幹	地 域 支 援 室	福祉保健部				環境衛生部			武生福祉保健部			合計
				部長	地 域 保 健 課	福祉課	健 康 増 進 課	部長	生 活 衛 生 課	環 境 廃 棄 物 対 策 課	部長	福祉課	健 康 増 進 課	
事務職員	—	—	5	—	2	2	1	—	—	—	1	1	—	12
技術職員	1	(1)	1	1	5	1	5	1	5	4	—	1	5	30 (1)
医 師	1	(1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 (1)
獣医師	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	2
薬剤師	—	—	1	—	—	—	—	1	3	2	—	—	—	7
診療放射線 技師	—	—	—	—	1 (1)	—	—	—	—	—	—	—	—	1 (1)
栄養士	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	2
保健師	—	—	—	1	4	—	4	—	—	—	—	—	4	13
化 学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	2
福祉・心理	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	2
非 常 勤 医 師	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	2
非 常 勤 相 談 員	—	—	—	—	—	5 (3)	—	—	—	—	—	3 (3)	—	5 (3)
合 計	1	(1)	6	1	7	8 (3)	7	1	5	4	1	6 (3)	5	49

注) 非常勤相談員のうち女性相談員、家庭相談員および母子・父子自立支援員は、各1名が鯖江と武生を兼務。非常勤相談員は計5名が勤務。  
( )内は兼務職員再掲。

## 4 健康・福祉相談日

平成 28. 4. 1 現在

内 容	場 所	日 程	開 設 時 間
母 体 保 護 相 談	鯖江・武生庁舎	随 時	要予約
身体・知的障害者(児)相談	鯖江庁舎 武生庁舎	月曜日～金曜日	8:30～17:15
ひとり親家庭相談			
女 性 相 談			
家 庭 児 童 相 談			
心 の 健 康 相 談	鯖江庁舎	毎月 第1・3木曜日	13:30～16:30 要予約
エイズ・肝炎相談	鯖江庁舎	毎月 第4月曜日	17:00～19:00
		第2火曜日	13:00～14:00
	武生庁舎	毎月 第4火曜日	
栄養成分表示相談	鯖江・武生庁舎	随 時	要予約
骨 髄 バ ン ク 相 談	鯖江庁舎	随 時	(登録は要予約)
ほのぼの親子教室	鯖江・武生庁舎 (会場・変更あり)	毎月 第1・3木曜日	9:45～11:15 又は 14:00～15:30(要事前問合せ)

5 衛生統計

表1 人口動態の概況

平成26年

		全国	福井県	管内	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
人 口		125,431,000	780,166	183,294	67,254	80,814	2,692	10,796	21,738
出 生	実 数	1,003,539	6,166	1,452	581	643	18	65	145
	人口千対率	8.0	7.9	7.9	8.6	8.0	6.7	6.0	6.7
死 亡	実 数	1,273,004	8,817	2,125	634	928	49	174	340
	人口千対率	10.1	11.3	11.6	9.4	11.5	18.2	16.1	15.6
自然増加	実 数	△269,465	△2,651	△673	△53	△285	△31	△109	△195
	人口千対率	△2.1	△3.4	△3.7	△0.8	△3.5	△11.5	△10.1	△9.0
乳児死亡	実 数	2,080	12	3	1	2	0	0	0
	出生千対率	2.1	1.9	2.1	1.7	3.1	0	0	0
新生児死亡	実 数	952	5	0	0	0	0	0	0
	出生千対率	0.9	0.8	0	0	0	0	0	0
死 産	実 数	23,524	161	38	19	13	1	0	5
	出産千対率	22.9	25.4	25.5	31.7	19.8	52.6	0	33.3
周産期死亡	実 数	3,750	28	9	3	4	1	0	1
	率	3.7	4.5	6.2	5.1	6.2	52.6	0	6.8
婚 姻	実 数	643,749	3,706	848	343	360	7	48	90
	人口千対率	5.1	4.8	4.6	5.1	4.5	2.6	4.4	4.1
離 婚	実 数	222,107	1,135	264	105	116	4	11	28
	人口千対率	1.8	1.5	1.4	1.6	1.4	1.5	1.0	1.3

注) 1 出生・死亡・婚姻・離婚率は人口千対

2 乳児・新生児死亡率は出生千対

乳児死亡（生後1年未満の死亡）、新生児死亡（生後4週未満の死亡）、早期新生児死亡（生後1週未満の死亡）

3 死産率は出産（出生＋死産）千対

4 周産期死亡率は周産期死亡（妊娠満22週以後の死産＋早期新生児死亡）÷（出生＋妊娠満22週以後の死産）

5 率算出に用いた人口 国：「人口推計（平成26年10月1日現在推計人口（日本人人口）」（総務省統計局）

県、市町：「福井県の推計人口（平成26年10月1日現在推計 日本人人口）」（県政策統計・情報課）

表2 母子保健統計

平成26年

市町別		全国	福井県	管内計	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
種別										
出生	数	1,003,539	6,166	1,452	581	643	18	65	145	
	率	8.0	7.9	7.9	8.6	8.0	6.7	6.0	6.7	
	再掲 2,500g未満	95,768	504	106	56	36	0	2	12	
乳児死亡	数	2,080	12	3	1	2	0	0	0	
	率	2.1	1.9	2.1	1.7	3.1	0	0	0	
新生児死亡	数	952	5	0	0	0	0	0	0	
	率	0.9	0.8	0	0	0	0	0	0	
死産	数	23,524	161	38	19	13	1	0	5	
	率	22.9	25.4	25.5	31.7	19.8	52.6	0	33.3	
	再掲	自然	10,905	75	20	10	8	1	0	1
		人工	12,619	86	18	9	5	0	0	4
周産期死亡	数	3,750	28	9	3	4	1	0	1	
	率	3.7	4.5	6.2	5.1	6.2	52.6	0	6.8	
	再掲	満22週以後の死産	3,039	23	9	3	4	1	0	1
		早期新生児死亡数	711	5	0	0	0	0	0	0

注) 1 出生は人口千対

2 乳児・新生児死亡率は出生千対

乳児死亡(生後1年未満の死亡)、新生児死亡(生後4週未満の死亡)、早期新生児死亡(生後1週未満の死亡)

3 死産率は出産(出生+死産)千対

4 周産期死亡率は周産期死亡(妊娠満22週以後の死産+早期新生児死亡)÷(出生+妊娠満22週以後の死産)

5 率算出に用いた人口 国:「人口推計(平成26年10月1日現在推計人口(日本人人口))」(総務省統計局)

県、市町:「福井県の推計人口(平成26年10月1日現在推計 日本人人口)」(県政策統計・情報課)



表3 主要死因別分類

平成26年

中分類名		全国	福井県	管内計	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
全死因	数	1,273,004	8,817	2,125	634	928	49	174	340
	率	1,014.9	1,130.1	1,165.7	956.9	1,148.3	1,820.2	1,611.7	1,564.1
2100 悪性新生物	数	368,103	2,407	593	187	270	12	44	80
	率	293.5	308.5	325.3	282.2	334.1	445.8	407.6	368.0
9200 心疾患	数	196,926	1,454	362	111	166	9	25	51
	率	157.0	186.4	198.6	167.5	205.4	334.3	231.6	234.6
9300 脳血管疾患	数	114,207	799	183	63	73	2	16	29
	率	91.1	102.4	100.4	95.1	90.3	74.3	148.2	133.4
10200 肺炎	数	119,650	846	217	56	102	5	19	35
	率	95.4	108.4	119.0	84.5	126.2	185.7	176.0	161.0
20100 不慮の事故	数	39,029	368	93	33	36	1	10	13
	率	31.1	47.2	51.0	49.8	44.5	37.1	92.6	59.8
20200 自殺	数	24,417	133	32	9	15	0	2	6
	率	19.5	17.0	17.6	13.6	18.6	0	18.5	27.6
18100 老衰	数	75,389	530	139	26	50	5	8	50
	率	60.1	67.9	76.3	39.2	61.9	185.7	74.1	230.0
14200 腎不全	数	24,776	204	53	21	20	1	5	6
	率	19.8	26.1	29.1	31.7	24.7	37.1	46.3	27.6
11300 肝疾患	数	15,692	81	14	4	4	0	4	2
	率	12.5	10.4	7.7	6.0	4.9	0	37.1	9.2
4100 糖尿病	数	13,669	125	30	10	13	0	2	5
	率	10.9	16.0	16.5	15.1	16.1	0	18.5	23.0

注) 1 率は人口10万対

2 率算出に用いた人口 国：「人口推計（平成26年10月1日現在推計人口（日本人人口）」（総務省統計局）

県、市町：「福井県の推計人口（平成26年10月1日現在推計 日本人人口）」（県政策統計・情報課）

## II 事業の概要

### 1 医務

#### (1) 医療施設の設置状況

管内の病院は、全部で18施設あり、地区別には鯖江市に9施設、越前市に7施設、越前町に2施設あります。そのうち公的病院は、鯖江市、越前町にそれぞれ1施設あります。

一般診療所は、合計115施設です。地区別には鯖江市に39施設、越前市に53施設、池田町に5施設、南越前町に8施設、越前町に10施設あります。(表1)

表1 医療施設数

平成28.3.31現在

種別	病 院							一 般 診 療 所							歯科 診療所
	施設数 総数	病 床 数						施 設 数				病 床 数			
		総数	一般	療養	結核	感染症	精神	総数	一般	療養	無床	総数	一般	療養	
平成26年度	18	2,013	925	694	12	4	378	113	18	(4)	95	295	248	47	60
平成27年度	18	2,013	925	694	12	4	378	115	17	(4)	98	277	230	47	61
鯖江市	9	1,079	405	472	0	4	198	39	4	0	35	63	63	0	23
越前市	7	844	465	199	0	0	180	53	9	(4)	44	157	110	47	29
池田町	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5	0	0	0	1
南越前町	0	0	0	0	0	0	0	8	2	0	6	24	24	0	2
越前町	2	90	55	23	12	0	0	10	2	0	8	33	33	0	6

注) ( ) 書きは一般施設と重複

#### (2) 医療従事者の状況

管内医療従事者数及び率は、表2のとおりです。

表2 医療従事者数及び率 (管内)

各年12月31日現在

年	医 師		歯 科 医 師		薬 剤 師		保 健 師		助 産 師		看 護 師		准 看 護 師	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
平成20年	243	126.6	81	42.2	176	91.7	78	40.6	13	6.8	803	418.3	899	468.6
平成22年	249	130.5	80	41.9	178	93.3	81	42.6	19	10.0	900	471.7	909	476.4
平成24年	238	125.9	82	43.4	199	105.2	86	45.5	19	10.0	950	502.4	895	473.3
平成26年	238	127.4	85	45.5	214	114.6	81	43.4	19	10.2	1,046	560.0	850	455.1

注) 率は人口10万対 (人口は各年10月1日現在)

(隔年実施の三師調査及び医療従事者届による)

#### (3) 病院・診療所立入検査の実施状況

医療施設については、医療法その他の法令により人員、構造設備等遵守すべき基準が定められています。

医療法第25条の規定に基づき実施される立入検査では、管内の病院・診療所を対象に定められた人員や構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているのか否かを確認しています。

#### (4) 救急医療対策・休日急患医療確保対策

救急告示施設（病院では鯖江市に 4 施設、越前市に 3 施設、越前町に 1 施設、診療所では越前市に 2 施設）については、消防機関との協力体制が確立され応急処置等の救急医療が実施されています。

なお、休日については、昭和 50 年 11 月から鯖江市医師会、昭和 53 年 4 月から丹生郡医師会、武生医師会も在宅当番医制を実施し、休日急患の応急処置にあたっています。

初期救急医療機関からの重症患者を受け入れて診療を行う二次救急については、管内では公立丹南病院が病院群輪番制病院に指定されています。

#### 救急病院

平成 28. 3. 31 現在

病 院 名	所 在 地	電 話 番 号
公立丹南病院	鯖江市三六町 1 丁目 2 番 31 号	0778-51-2260
広瀬病院	旭町 1 丁目 2 番 8 号	0778-51-3030
斎藤病院	中野町 6 字 登立 1 番 1	0778-51-0593
木村病院	旭町 4 丁目 4 番 9 号	0778-51-0478
医療法人 林病院	越前市府中 1 丁目 5 番 7 号	0778-22-0336
医療法人 相木病院	中央 2 丁目 9 番 40 号	0778-22-1607
財団医療法人 中村病院	天王町 4 番 28 号	0778-22-0618
越前町国民健康保険織田病院	丹生郡越前町織田第 106 号 44 番地 1	0778-36-1000

#### 救急診療所

診 療 所 名	所 在 地	電 話 番 号
土川整形外科医院	越前市常久町 8 番 1 号	0778-22-5280
東武内科外科クリニック	横市町 6 番地 3	0778-21-1155

#### (5) メディカルコントロール体制

救急患者の救命率向上のためには、医療機関と連携したプレホスピタル・ケアとしての救急救命士を中心とした消防機関における救急活動が適切に行われる必要があります。

このため、平成 15 年 9 月に医師会、救急病院、消防本部等で構成する丹南地域メディカルコントロール協議会を設置しました。

また、救急救命士が行った包括的指示下での除細動の実施、医師の具体的指示下での気管挿管の実施結果の検証等について協議しています。

#### (6) へき地医療対策

へき地診療所への代診医等の派遣を行い地域住民の医療を確保するため、管内では公立丹南病院がへき地医療拠点病院に指定されています。

#### (7) 原爆被爆者対策

管内の原爆被爆者は、平成 28 年 3 月 31 日現在で 12 名です。

原爆被爆者の健康維持及び向上を図ることを目的に、定期検診を年 2 回行っています。また、その結果、精密検査を必要とする者及びがん検診希望者については、中村病院と公立丹南病院に委託して検査を行っています。

なお、原子爆弾の傷害作用により厚生労働大臣の認定を受け、その認定を受けた病気が治った方 1 名に特別手当が支給され、特別の疾患に罹患し治療を受けることが必要と認定された原爆被爆者 9 名に健康管理手当が支給されています。

(8) 骨髄及び臓器移植推進対策

骨髄移植推進対策として、市町や企業の協力を得ながらパンフレットやリーフレット等の配布やショッピングセンターでの街頭キャンペーンを行うなど、多くの人に興味・関心を抱いていただけるよう啓発活動に努めています。

また、センターや移動献血会場にてドナー登録の受付を実施しています。

臓器移植についても、管内の市町と連携をとりながらパンフレット及び臓器提供意思表示カードの配布により、普及啓発に努めています。

2 薬務

(1) 薬務関係施設の状況

管内は、全国でも有数の眼鏡枠産地であり、医療機器の眼鏡・レンズ製造業者等が鯖江市を中心として多く存在しています。眼鏡枠製造に関連して業務上毒物劇物を取扱うメッキ業者も多く毒物及び劇物取締法関係施設は、管内に144施設あります。(表1)

また、薬局などの医薬品医療機器等法関係施設は管内全部で534施設あります。(表2)

薬局・医薬品販売業者も、鯖江市や越前市に多く集中しており、郡部は比較的少ない状況です。センターでは、通常監視の他、医薬品等一斉監視指導、医療機器一斉監視指導、農薬危害防止運動などにより、これらの施設の立入検査を行っています。

表1 毒物及び劇物取締法関係施設数

平成28.3.31現在

	合計	毒物劇物販売業				要届出業務上取扱者					製造業		輸入業		特定毒物使用者	特定毒物研究者
		一般	農業用	特定	計	電気めっき業	金属熱処理業	運送業	しろあり防除業	計	大臣登録	知事登録	大臣登録	知事登録		
平成25年度	142	71	43	3	117	11	0	2	0	13	1	9	0	0	0	2
平成26年度	148	74	43	3	120	11	0	2	0	13	1	12	0	0	0	2
平成27年度	144	73	43	3	119	8	0	2	0	10	1	12	0	0	0	2
鯖江市	62	29	14	3	46	8	0	0	0	8	0	7	0	0	0	1
越前市	64	38	17	0	55	0	0	2	0	2	1	5	0	0	0	1
池田町	4	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南越前町	4	1	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越前町	10	5	5	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表2 薬事法関係施設数

平成28.3.31現在

	合計	薬局			医薬品販売業			医療機器販売業			製造販売業					医療機器修理	製造業							
		自管理	他管理	計	店舗	配置	卸売	計	販売	貸与	計	薬局医薬品	医薬品		医薬部外品		化粧品	医療機器	薬局医薬品	医薬品		医薬部外品	化粧品	医療機器
													大臣	知事						大臣	知事			
平成25年度	929	8	59	67	46	8	3	57	670	9	679	5	0	1	1	0	47	1	5	1	2	1	1	61
平成26年度	958	7	64	71	46	7	3	56	689	13	702	5	0	1	1	0	48	1	5	1	2	1	1	63
平成27年度	534	7	64	71	46	7	3	56	256 ※	15	271	5	0	1	1	0	50	1	5	1	2	1	0	69
鯖江市	254	3	21	24	13	1	2	16	95	7	102	1	0	0	1	0	44	1	1	0	1	1	1	62
越前市	227	4	34	38	24	4	1	29	130	8	138	4	0	1	0	0	5	0	4	1	1	0	0	6
池田町	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南越前町	16	0	2	2	2	0	0	2	12	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越前町	36	0	7	7	7	2	0	9	18	0	18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1

※平成27年度医療機器販売業については、医薬品医療機器等法施行令49条第1項に基づくみなし扱いとなる管理医療機器販売業届出業者は除く。

## (2) 薬物乱用防止対策

医療機関の立入検査により、麻薬等の適正な使用・保管について指導を行うとともに、「不正大麻・けし撲滅運動期間」(5月～6月)を中心に麻薬等の原料となる大麻・けしの不正栽培の取締りや、自生種の発見除去に力を注いでいます。

また、薬物乱用防止対策として、地域の特性に応じた組織的な啓発活動を行うため、平成12年度からは福井県薬物乱用防止指導員丹南地区協議会を設置して、薬物乱用防止対策の徹底を図っています。特に、6月から7月にかけて行う「ダメ。ゼッタイ。」普及運動では、ガールスカウト、ボーイスカウト、福井県薬物乱用防止指導員及び警察の協力の下、ショッピングセンターにおいて街頭キャンペーンを実施しています。年間を通じて、薬物乱用防止教室の実施及び中高生向けの薬物乱用防止読本、ポスター、リーフレット、絆創膏等の資材を薬物乱用防止指導員、警察署、薬剤師会等の協力を得て配布し、広報啓発を行っています。なお、センターでは薬物相談窓口を設置し、住民からの相談に応じています。

(3) 献血推進対策

市町の協力により、表3に示すとおり、献血事業を実施しています。

管内での献血協力者数は年々減少しており、平成26年度と平成27年度の合計実績者数を比較すると、約6%（277人）減少しています。

献血後の血液成分が元の量まで回復するには時間がかかるため、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」により、献血を実施することができない期間が定められています。このため、一人ひとりの方が継続的に献血に協力していただけるよう普及啓発を行っております。

表3 献血者数

各年度末現在

市町	年度	平成25年度				平成26年度				平成27年度					
		予定数	実績			予定数	実績			予定数	実績				
			200ml	400ml	計		対前年比(%)	200ml	400ml		計	対前年比(%)	200ml	400ml	計
鯖江市	1,952	186	1,918	2,104	-	1,798	145	1,720	1,865	-11.4	1,710	84	1,588	1,672	-10.4
越前市	3,020	224	2,443	2,667	-	2,958	160	2,274	2,434	-8.8	2,622	125	2,271	2,396	-1.6
池田町	61	5	45	50	-	58	3	38	41	-18.0	57	4	34	38	-7.4
南越前町	122	10	106	116	-	116	11	130	141	21.5	114	4	111	115	-18.5
越前町	275	33	228	261	-	232	13	187	200	-23.4	114	8	175	183	-8.5
計	5,430	458	4,740	5,198	-	5,162	332	4,349	4,681	-10.0	4,617	225	4,179	4,404	-6.0

(血液センター資料より)



## (2) 家庭児童相談

近年、少子化とともに核家族及び共働き家庭の増加に加え、地域における連帯感の希薄化、家庭での養育力の脆弱化、情報の氾濫等が進み、児童を取り巻く環境は一段と厳しくなっています。このような状況の中で、育児不安や児童虐待、家庭崩壊等の問題が増加しています。

県健康福祉センター及び市福祉事務所には、家庭における適正な児童の養育とその他児童福祉の向上を図るため家庭相談員が配置され、相談に応じています。

各市町においては、要保護児童対策地域協議会が設置され、児童福祉担当課を中心に、県総合福祉相談所、県健康福祉センター、市町保健センター、学校、保育所、民生児童委員等地域ぐるみで要保護児童の対応に当たっています。

表1 児童相談受付件数（種類別実件数）

相談種別		平成27年度						福井県	
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	26年度	27年度
養護相談	児童虐待	21	50	0	7	6	84	346	356
	その他	43	70	2	9	1	125	319	272
保健相談		2	1	0	0	0	3	5	0
障害相談	肢体不自由	1	0	0	0	0	1	10	16
	視聴覚障害	1	0	0	0	0	1	0	0
	言語発達障害等	12	0	0	0	0	12	29	19
	重症心身障害	0	1	0	0	1	2	14	17
	知的障害	0	0	0	0	0	0	545	626
	発達障害等	17	1	0	1	0	19	48	70
非行相談	虞犯行為等	0	1	0	0	0	1	20	26
	触法行為等	1	0	0	0	0	1	24	25
育成相談	性格行動	0	6	0	0	1	7	215	170
	不登校	1	6	0	0	0	7	46	34
	適性	0	0	0	0	0	0	2	3
	育児・しつけ	0	3	0	0	2	5	51	61
その他の相談		2	7	0	0	3	12	208	180
計		101	146	2	17	14	280	1,882	1,875

注) 越前市の相談件数には「児童家庭支援センター」での相談件数を含まない。(厚生労働省福祉行政報告例より)

## (3) 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員、主任児童委員は、知事の推薦を受けて厚生労働大臣から委嘱され、在宅の地域福祉向上のため、区域の身近な福祉の相談役として関係機関と連携をとりながら活動しています。なお、民生委員は、児童福祉法に基づき児童委員にも充てられています。

各市町に、組織として「民生委員児童委員協議会」が設置され、各委員活動を支えて行くため、活動に関する連絡・情報収集・研修等が行われています。

また、主任児童委員は、児童福祉に関することを専門的に担当し、主として関係機関との連絡調整、区域担当児童委員や民生委員児童委員協議会の事業計画・実施に関する援助等を行っています。



表2 民生委員・児童委員の配置と活動状況

平成27年度

区分	鯖江市		越前市		池田町		南越前町		越前町		福井県計		
	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	
配置状況	112名	8名	165名	16名	15名	2名	48名	3名	66名	3名	1,693名	134名	
内容別 相談・ 支援件数	①在宅福祉	139	0	205	0	8	0	18	0	60	0	5,579	21
	②介護保険	55	0	61	0	13	0	18	0	23	0	939	25
	③健康・ 保健医療	85	1	218	3	6	0	4	0	43	0	2,264	39
	④子育て・ 母子保健	112	104	68	22	3	5	33	4	21	5	816	469
	⑤子供の 地域生活	98	80	313	49	20	13	201	6	82	16	4,976	1,554
	⑥子供の教育 ・学校生活	106	68	281	42	60	20	203	7	44	14	2,415	1,129
	⑦生活費	28	3	210	1	5	5	2	0	16	1	867	27
	⑧年金・保険	11	0	13	0	3	0	0	0	2	0	218	0
	⑨仕事	13	6	14	0	10	0	0	1	12	4	240	31
	⑩家族関係	59	5	104	2	14	8	11	3	25	3	1,140	104
	⑪住居	45	0	55	0	5	0	3	1	20	0	559	2
	⑫生活環境	53	6	101	1	13	5	47	1	55	0	1,675	76
	⑬日常的な支援	486	2	1,383	7	70	0	600	189	215	0	14,934	695
	⑭その他	297	29	745	6	65	3	163	7	200	0	9,080	429
計	1,587	304	3,771	133	295	59	1,303	219	818	47	45,738	4,601	
分野別 相談・ 支援件数	①高齢者に 関すること	1,055	20	2,063	11	161	0	442	2	415	0	27,127	460
	②障害者に 関すること	95	0	270	7	25	0	15	0	37	1	2,134	81
	③子どもに 関すること	326	256	1,057	115	83	59	816	211	175	46	11,356	3,849
	④その他	111	28	381	0	26	0	30	6	191	0	5,121	211
	計	1,587	304	3,771	133	295	59	1,303	219	818	47	45,738	4,601
その他の 活動件数	①調査・実態 把握	5,319	67	2,473	21	158	8	1,669	2	300	3	31,980	833
	②行事・事業 ・会議への 参加協力	3,348	802	5,065	382	392	32	931	117	991	63	41,936	4,548
	③地域福祉活動 ・自主活動	10,733	1,451	10,199	715	439	13	2,674	204	2,579	60	84,390	6,313
	④民児協運営 ・研修	5,386	559	4,817	385	228	8	818	93	1,173	58	40,097	3,879
	⑤証明事務	105	0	211	3	6	0	198	1	119	0	3,887	42
	⑥要保護児童 の発見の 通告・仲介	5	0	36	0	21	0	17	3	22	0	784	48
訪問 回数	訪問・ 連絡活動	22,680	361	19,378	76	1,240	25	4,731	90	3,495	49	196,748	7,230
	その他	11,343	551	8,767	19	1,004	5	2,642	82	2,110	4	79,595	1,982
連絡 調整 回数	委員相互	6,052	828	5,576	385	190	28	289	93	574	33	53,527	5,629
	その他の 関係機関	5,338	944	5,312	385	190	28	289	93	707	24	41,016	4,968
活動日数	23,818	2,528	25,094	1,640	1,634	125	6,371	447	5,991	266	229,047	16,886	

(4) 子育てマイスター

福井県では、保育・医療・看護・保健など子育てに関する免許・資格を有し、地域において自主的・積極的に子育てに関するアドバイスや社会貢献活動ができる方を「子育てマイスター」として募集登録し、子育て中の親が、子育てに関する疑問や悩みを地域で気軽に相談できる体制を整備しています。

表3 子育てマイスター登録数

平成 28. 3. 31 現在

資格						管内計	福井県
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
医師・薬剤師・看護師・保健師・助産師・教諭・保育士・栄養士・社会福祉士・歯科衛生士・言語聴覚士等	44	34	3	7	47	135名	476名

(5) 児童虐待防止研修

児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応等を目的とし、主任児童委員・保育士・小学校教諭等を対象として研修会を実施しました。

表4 子育てマイスター・児童虐待防止専門研修会の開催

平成 27 年度

日時・会場	内容	講師	丹南地区参加者 (全体数)
平成 27 年 8 月 19 日 14 時 00 分～16 時 00 分 福井県産業情報センター 1 階マルチホール	嶺北地区 全体研修 「私たちにできること～ 児童虐待の未然防止を視野に入れて～」	同志社大学心理 学部客員教授 児童養護施設京 都大和の家施設 長 早樫一男 氏	主任児童委員 2 (31) 教育機関 9 (37) 保育所 4 (45) 県・市町 1 (26) その他 4 (60) 計 20 名 (199 名)
平成 27 年 11 月 18 日 13 時 00 分～16 時 00 分 福井県福井健康福祉センター 3 階大会議室	嶺北地区研修 講義 「今、地域での子育て支援に求められていることとは」 講師 仁愛女子短期大学 幼児教育学科 准教授 青井 夕貴 氏		子育てマイスター 5 (16) 子育て関係機関 2 (11) 県・市町 0 (2) 計 7 名 (29 名)
平成 28 年 3 月 3 日 13 時 30 分～16 時 30 分 越前市福祉健康センター多目的ホール	丹南地区 研修 「発達障害児を育てる親へのサポートを巡って一虐待を防ぐために一」	臨床心理士 福井 心のクリニック、 被害者センター 齊藤 莊二 氏	主任児童委員 17 人権擁護委員 13 小中学校 16 幼稚園・保育所 25 認定こども園 7 県・市町 21 その他 21 計 120 名

(6) 児童福祉施設

児童を健全に育成するためには、親子のふれあいの場である家庭が健全であると同時に、児童の人間関係を育てる場として、地域の保育所や児童館等の果たす役割は大切です。

保育所は、女性の社会進出が進むとともに就業形態も多様化してきている中で、子育てと仕事の両立を支援し、家庭・地域の養育機能を補完する施設として、ますます重要になってきています。

地域子育て支援センターは、地域の子育て家庭の育児不安等に対する相談指導を行う拠点として子育てを支援しています。

児童館は、かぎっ子への遊び場の提供にとどまらず、児童の健康の増進と情操を豊かにする健全育成を目的として設置されたものであり、地域の母親クラブや子ども会活動の拠点として、ますます積極的な活用が期待されています。

身体的・精神的・家庭的な事情で保護を要する児童に対しては、下記の児童福祉施設等に保護し、自立に向けた支援を行っています。

表5 児童福祉施設の入所・通所状況（総合福祉相談所措置分） 平成 28.3.31 現在

区分	施設名	所在地	定員	丹南地区 入所者	県内 入所者
乳児院	済生会乳児院	福井市	23	2	15
	白梅学園(乳児院)	敦賀市	9	2	8
児童養護 施設	福井市ふれ愛園	福井市	40	0	14
	児童養護施設 一陽	越前市	40	15	39
	吉江学園	鯖江市	40	9	36
	偕生慈童苑	大野市	40	3	30
	白梅学園(晴喜館)	敦賀市	50	0	42
知的障害 児施設	足羽学園	福井市	30	4	11
	第2やすらぎの郷	小浜市	30	0	0
重症心身障 害児病棟	福井病院	敦賀市	120	1	4
	あわら病院	あわら市	80	0	2
肢体不自由 施設	センター 療育 子ども つくし園 (入所)	福井市	50	0	1
児童自立 支援施設	和敬学園	福井市	45	2	9
里親	里親委託	県内	—	8	24
合 計				46	235

区分	施設名	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
保育所	保育所	定員	2,250	1,940	0	360	935
		施設数	20	16	0	4	14
認定 子ども園	認定子ども園	定員	190	820	80	115	0
		施設数	1	7	1	1	0
児童厚生 施設	児童館	16	15	1	4	7	43施設
	児童家庭支援センター	0	1	0	0	0	1施設
	地域子育て支援センター	1	4	1	3	5	14施設

#### 4 母子・父子・寡婦福祉

ひとり親家庭は、生活面、就業面をはじめ様々な困難に直面しています。特に厳しい経済状況を背景にした不安定な就労形態などが、ひとり親家庭の経済的環境に大きく影響しています。

このような現状を踏まえ、母子・父子自立支援員はひとり親家庭の相談に応じ、必要に応じて母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、日常生活の悩みの相談、職業能力の向上及び求職活動の支援、養育費確保のための情報提供を行っています。

また、相談内容に応じて、経済的支援である児童扶養手当（母子・父子）・母子寡婦福祉資金貸付（母子・父子・寡婦）・ひとり親家庭医療費助成制度、就業支援である教育訓練給付金事業（母子・父子）・高等技能訓練促進費等事業（母子・父子）、子育て支援である母子家庭等日常生活支援事業等の制度の紹介及び手続きの案内を行っています。

表1 母子・父子・寡婦相談状況（実件数）

平成27年度

								福井県
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	
生活一般	住宅	0	21	0	1	0	22	109
	医療	0	15	0	3	0	18	276
	就職	15	38	0	9	4	66	521
	家庭紛争	0	1	0	1	2	4	177
	その他	1	80	0	1	0	82	364
児童	養育	0	9	0	1	0	10	175
	教育	0	4	0	0	1	5	156
	非行	0	0	0	0	0	0	10
	その他	0	13	0	3	0	16	127
生活援護	母子福祉資金貸付	42	139	1	6	9	197	696
	寡婦福祉資金貸付	1	3	0	0	6	10	31
	児童扶養手当	0	38	0	0	0	38	311
	母子支援	0	0	0	0	0	0	5
	その他	1	82	0	0	1	84	315
合計		60	443	1	25	23	552	3,273

表2 母子寡婦福祉資金の新規貸付決定状況（金額単位：千円）

平成27年度

	管内計												福井県	
	鯖江市		越前市		池田町		南越前町		越前町		管内計		件数	金額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
① 業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 就学支度金	0	0	1	580	0	0	0	0	0	0	1	580	3	1,668
④ 修学資金	0	0	7	16,350	0	0	0	0	0	0	7	16,350	63	40,704
⑤ 技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 修業資金	0	0	1	330	0	0	0	0	0	0	1	330	2	630
⑦ 就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 生活資金	1	846	1	1,692	0	0	0	0	1	309	3	2,847	5	4,332
⑨ 医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩ 住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	846	10	18,952	0	0	0	0	1	309	12	20,107	73	47,334

## 5 女性福祉

女性福祉対策は、当初、売春防止法による要保護女子の保護・更生・自立指導を主に実施してきましたが、社会経済情勢等の変化に伴い、相談内容も複雑多様化してきており、夫の暴力・性被害・経済的な困窮・離婚等、様々な問題を抱えた女性を保護するなど広範囲に及んでいます。

特に夫の暴力に関しては、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV法）が施行され、さらに平成18年4月から各健康福祉センターにも「配偶者暴力被害者支援センター」の役割が付与されたことにより、相談に占める割合も高くなっています。（表2）

このような現状を踏まえ、県では女性相談員を配置し、警察・裁判所・市町など関係機関と協力して、女性の人権を守り、健全な社会生活を営むことができるよう支援活動を行っています。また、DV被害者支援に関する制度の理解や相談対応等職員の資質向上を目的とした研修会を実施しています。

表1 相談状況（相談者の年代別）

平成27年度

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計
18歳未満	0	0	0	0	0	0
18～64歳	46	77	1	15	47	186
65歳以上	1	9	0	0	0	10
不明	0	0	0	0	0	0
計	47	86	1	15	47	196

表 2 相談状況（主訴別）

平成 27 年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計
本人の問題	生活困窮	0	0	0	0	0	0
	住居	0	0	0	0	6	6
	求職	0	0	0	2	0	2
	病気	1	0	0	0	0	1
	精神衛生	0	9	0	0	0	9
	帰住先なし	0	0	0	0	0	0
	その他	3	1	0	0	0	4
家庭の問題	夫等の暴力	35	54	1	8	26	124
	夫の問題	0	0	0	0	0	0
	離婚問題	6	22	0	0	9	37
	家庭不和	0	0	0	0	0	0
	子供の問題	1	0	0	5	6	12
	その他	1	0	0	0	0	1
計		47	86	1	15	47	196

表 3 支援活動状況

平成 27 年度

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計
指導・助言	45	85	1	13	47	191
就職・自営	0	0	0	0	0	0
結婚	0	0	0	0	0	0
家庭へ送還	0	0	0	0	0	0
福祉事務所へ移送	0	0	0	0	0	0
婦人相談所へ移送	2	1	0	2	0	5
関係機関施設移送	0	0	0	0	0	0
計	47	86	1	15	47	196

表 4 DV 被害防止研修会

平成 27 年度

日時・会場	内容	講師	参加者
平成 28 年 1 月 26 日(火) 14 時 00 分～16 時 00 分 越前市福祉健康センター 一 大会議室	講演 「警察におけるストー ーカー・DV 等の現状 と対策について」 DV 被害者体験談報告	福井県警察本部生活 安全部生活安全企画 課 ストーーカー・DV 対 策担当課長補佐 森本 力 氏	警察 1 名 県・市・町職員 27 名 DV 関係法人機関 8 名 日本年金機構 1 名 計 37 名

## 6 生活保護

### (1) 生活保護制度の仕組み

生活保護制度は、何らかの事情によって生活困窮となり、自分で生活を維持できない人に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としています。

保護は、その内容によって 8 種類の扶助に分けられており、要保護者の需要に応じて必要とする扶助を合算したものが世帯への保護費となります。

### (2) 生活保護の種類と方法

- |             |                      |
|-------------|----------------------|
| ①生活扶助（金銭給付） | 衣食その他日常生活費、入院患者日用品費等 |
| ②教育扶助（金銭給付） | 義務教育にかかる教材費等         |
| ③住宅扶助（金銭給付） | 家賃・間代・地代・住宅維持費等      |
| ④医療扶助（現物給付） | 入院・診察・薬剤・治療材料費等      |
| ⑤介護扶助（現物給付） | 居宅介護・福祉用具・施設介護費等     |
| ⑥出産扶助（金銭給付） | 出産に要する費用等            |
| ⑦生業扶助（金銭給付） | 生業に必要な資金等            |
| ⑧葬祭扶助（金銭給付） | 死体検案・火葬に要する費用等       |

生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日施行）

第 1 条 この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

### (3) 保護の動向

昭和 61 年の年金制度改正（基礎年金の導入）を境に、全国的に保護率は減少傾向を示し、さらに経済状態の安定化傾向を背景に保護率の低下がみられましたが、バブルの崩壊後の日本経済を反映し、全国では平成 7 年度の 7.0%、福井県では平成 9 年度の 2.01%を底に保護率増加に転じました。世界金融危機以降、悪化していた雇用環境は改善の兆しがあるものの保護率は増加傾向です。

当センターは、鯖江市・越前市を除く 3 町を管轄していますが、表 1 のとおり保護率では、越前市が他の市町に比べてやや高めとなっています。

管内の町は、県内製造品出荷額が 1 位～3 位の福江市・鯖江市・越前市に隣接しているため、稼働年齢層の就労の機会には比較的恵まれていることから、表 2 のとおり、被保護者は高齢者世帯が主となっています。

医療扶助のうち、入院については精神科の長期入院患者がほとんどで、当面退院が期待できる者はいない状況です。一般疾病では、高齢者世帯が多いことから、その多くは慢性疾患での入通院であり、今後も長期にわたる療養が必要となっています。

労働力類型別においては、働いている者がいない世帯が 83%を占めており、自立に結びつく就労先を確保することは困難となっています。

表1 被保護世帯・人員・保護率（年度別推移・停止中を含む）

各年度末現在

							管内計	福井県
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
被保護世帯	25年度	98	193	5	20	39	355世帯	3,136世帯
	26年度	101	205	5	18	38	367世帯	3,225世帯
	27年度	98	205	5	15	36	359世帯	3,312世帯
被保護人員	25年度	127	251	5	29	41	453人	4,049人
	26年度	122	260	5	21	41	449人	4,129人
	27年度	108	244	5	19	40	416人	4,183人
保護率（‰）	25年度	1.87	2.99	1.81	2.65	1.86	2.42‰	5.10‰
	26年度	1.80	3.11	1.89	1.95	1.80	2.11‰	5.23‰
	27年度	1.56	2.93	1.92	1.77	1.87	1.19‰	5.31‰

表2 被保護世帯・被保護人員

平成 28. 3. 31 現在

							管内計
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
世帯 類型別	高齢者世帯	52	114	2	7	20	195世帯
	母子世帯	1	3	0	0	0	4世帯
	障害者世帯	11	7	2	1	6	27世帯
	傷病者世帯	14	31	0	3	2	50世帯
	その他の世帯	20	50	1	4	8	83世帯
世帯の 労働力 類型別	世帯主が働いている						
	常用労働者	11	29	0	2	2	44世帯
	日雇労働者	3	4	0	0	0	7世帯
	内職者	1	4	0	0	0	5世帯
	その他の就業者	0	1	0	0	1	2世帯
世帯員が働いている	0	2	0	0	0	2世帯	
働いている者がいない	83	165	5	13	33	299世帯	
被保護世帯		98	205	5	15	36	359世帯
扶助別 人員	被保護人員	108	244	5	19	40	416人
	保護率（‰）	1.56	2.93	1.92	1.77	1.87	1.19‰
	生活扶助	89	204	2	16	30	341人
	住宅扶助	66	154	0	9	7	236人
	教育扶助	0	8	0	1	0	9人
	介護扶助	20	29	0	2	6	57人
	医療扶助	100	203	3	17	33	356人
	出産扶助	0	0	0	0	0	0人
	生業扶助	1	4	0	0	0	5人
葬祭扶助	0	0	0	0	0	0人	



## 7 生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前の段階から生活困窮者の自立を促進するための支援を行うことで、困窮状態からの早期脱却を図り、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者への支援を通じた「相互に支え合う」地域の構築を目標に、平成 27 年 4 月 1 日から生活困窮者自立支援法が施行されました。当センターにおいても、池田町、南越前町、越前町を対象に、以下の事業を実施しています。

### (1) 自立相談支援事業

生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、その自立に向けて、アセスメントの実施、プランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関のネットワークづくりを行っています。

### (2) 住居確保給付金の支給

離職者等であって、所得水準が一定水準以下の方に対して、家賃相当額を給付します。

### (3) 就労準備支援事業

直ちには一般就労への移行が困難な者に対して、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図られるよう、生活訓練や社会訓練を実施します。

### (4) 家計相談支援事業

失業や債務問題など家計に課題を抱える者に対して、公的制度の利用支援、家計票の作成等の家計に関するきめの細かい相談支援を行うとともに、必要に応じて資金の貸付のあっせん等を実施しています。

表 1 支援状況

平成 27 年度

		越前町	池田町	南越前町	合計
自立相談支援事業	相談受付件数	14 件	0 件	3 件	17 件
	プラン作成件数	4 件	0 件	0 件	4 件
	就労者数	2 名	0 名	0 名	2 名
住居確保給付金		0 件	0 件	0 件	0 件
就労準備支援事業		0 件	0 件	0 件	0 件
家計相談支援事業		2 件	0 件	0 件	2 件

### (5) 学習支援事業

生活が困窮している家庭の子供に対し、教員OB、大学生等による学習支援を実施しています。

表 2 開催状況

平成 27 年度

	越前町		南越前町		合計
	朝日地区	織田地区	南条地区	今庄地区	
開催回数	32 回	22 回	18 回	27 回	99 回

## 8 福祉のまちづくり

### (1) 民間公益的施設のバリアフリー化推進

住みよい福井を目指し、まちのなかの不特定多数の人が利用する公益的施設についてバリアフリー化を図るため、福井県では平成8年に「福井県福祉のまちづくり条例」を制定しました。

これに基づき、①障害者や高齢者等に配慮した出入口・廊下・階段・駐車場などの整備基準を示し、②新築・増築・改装にあたり事前届出を求め、③必要な指導助言を行い、④整備基準に適合した事業者に対しては、適合証を交付しています。

表1「福祉のまちづくり条例」特定施設新築等の届出状況

平成9.4.1～平成28.3.31

公益的施設の区分	特定施設 整備対象 規模	鯖江 鯖江市・越前町			武生 越前市・池田町・南越前町			
		届出数		適合証 交付数	届出数		適合証 交付数	
		新築	増改築		新築	増改築		
01 官公庁施設	すべて	0	1	1	0	0	0	
02 医療施設	すべて	19	11	5	23	12	14	
03 社会福祉施設	すべて	34	36	20	36	27	22	
04 商業施設	①物品販売業	500㎡超	26	6	14	29	7	17
	②飲食業	300㎡超	7	4	1	3	1	1
	③理容・美容所	150㎡超	2	0	0	0	0	0
	④サービス業	500㎡超	1	1	0	4	2	2
05 娯楽施設	1,000㎡超	5	1	1	4	2	1	
06 文化施設	すべて	1	0	0	0	0	0	
07 体育施設	1,000㎡超	1	0	0	1	0	0	
08 宿泊施設	1,000㎡超	3	2	0	0	1	0	
09 教育施設	すべて	1	1	1	3	3	4	
10 公共交通機関施設	すべて	0	3	1	1	0	0	
11 集会施設	すべて	15	7	7	14	4	3	
12 興行・展示施設	1,000㎡超	0	1	0	0	0	0	
13 環境衛生施設	①公衆浴場	1,000㎡超	0	1	0	1	0	0
	②公衆便所・火葬場	すべて	0	0	0	1	2	2
14 駐車施設（路外駐車場）	すべて	0	0	0	0	0	0	
15 公益事業施設（ガス電気等）	すべて	3	0	2	5	0	3	
16 金融機関施設（銀行等）	すべて	6	2	3	6	0	2	
17 事務所	3,000㎡超	0	1	0	1	0	0	
18 工場	5,000㎡超	1	4	1	5	5	1	
19 共同住宅等	1,500㎡超	2	1	1	6	2	3	
計		127	83	59	143	68	75	

### (2) バリアフリー表示証制度

バリアフリー表示証制度は、障害のある方や高齢者の方などをはじめ、誰もがスーパーマーケット、飲食店、旅館、医療機関、社会福祉施設など不特定多数の方が利用する施設を利用しやすくするため施設のバリアフリー状況をわかりやすくお知らせする制度です。

### (3) 身体障害者等用駐車場（愛称：ハートフルパーキング）利用証制度

福井県では車いす利用者等のための駐車区画を真に必要な方が利用できるように、身体障害者等用駐車場利用証制度を平成19年10月からスタートさせました。これは、車いす利用者等のための駐車場を設置している施設管理者にこの利用証制度の協力駐車場として県と協定を結んでいただき、統一案内看板の設置、対象外駐車に対する指導、制度の周知・広報にご協力をお願いするとともに、歩行が困難な方を対象に利用証を交付し、駐車する際に掲示して外見からわかるようにするものです。

表2 身体障害者等用駐車場の協力協定締結状況及び利用証交付数

平成 19. 10. 1～平成 28. 3. 31

施設分類	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	福井県
商業施設など	25	34	0	1	5	65	279 施設
医療施設	10	15	0	0	1	26	68 施設
社会福祉施設	11	22	0	1	2	36	145 施設
その他の施設	0	1	0	0	0	1	11 施設
国・県・市町	26	22	2	7	11	68	343 施設
利用証交付数	1,051	741	40	81	382	2,295	10,354 名

## 9 障害者福祉

平成 17 年 10 月に、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援することを目指した「障害者自立支援法」が成立し、平成 18 年 4 月から施行されました。障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）ごとに異なっていたサービスの提供主体を、住民の身近な自治体である市町村に一元化するとともに、障害の種別にかかわらず、共通の制度によりサービスを提供するしくみに変わりました。

平成 23 年 8 月に「個人と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築」「障害概念を社会モデルへの転換、基本的人権の確認」「施策の実施状況を監視する機関の創設」の 3 点を踏まえた目的規定の見直し、障害者定義の見直し、差別の禁止、国際的協調、国民の理解、国民の責務、施策の基本方針等を盛り込んだ「障害者基本法」の改正が行われました。

また、障害者自立支援法が、一部改正を経て、平成 24 年 6 月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正され、改正障害者基本法を踏まえた理念が新たに設けられた他、障害者の範囲に難病等を追加、障害程度区分を標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分に変更、重度訪問介護の対象を拡大するなど障害者に対する支援の充実、サービス基盤の計画的整備について制定されました。

福井県では、障害者基本法の改正や障害者総合支援法の制定等、障害の複雑・多様化など障害者を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 25 年 3 月に「第 5 次 福井県障害者福祉計画」（計画期間：平成 25 年度から平成 29 年度まで）を策定しました。この計画は「障害者が住みなれた地域で安心して生きがいのある暮らしができる社会の実現」を基本理念として、障害のある人もない人も誰もが、住みなれた地域で温かいつながりに支えられながら、人格と個性を尊重され、自立し、生きがいのある暮らしができるしあわせな福井の実現を目指し、総合的な施策を進めます。

当センターでは、鯖江市・越前市・池田町・南越前町・越前町の身体障害者手帳の交付や、障害児福祉手当及び特別障害者手当等の支給を行っています。また、障害者や家族等からの相談に応じ関係機関、障害者相談員と連携を行い指導・助言することや、福祉制度に関する情報提供、啓発を行っています。

表 1 身体障害者手帳所持者数（障害区分別）

平成 28. 3. 31 現在

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	福井県
視覚		242	241	20	30	175	708	2,708
聴覚	聴覚	280	318	51	59	119	827	3,515
	平衡	2	8	1	0	2	13	28
	計	282	326	52	59	121	840	3,543
音声・言語・そしゃく		19	2	0	0	10	31	387
肢体不自由	上肢	555	560	64	99	187	1,465	6,632
	下肢	1,067	1,144	124	277	579	3,191	13,270
	体幹	225	176	19	35	78	533	2,381
	脳原性 上肢	20	13	1	1	9	44	241
	脳原性 移動	6	1	0	2	2	11	79
	計	1,873	1,894	208	414	855	5,244	22,603
内部障害	心臓	446	661	51	109	198	1,465	6,719
	じん臓	131	188	18	28	53	418	1,995
	呼吸器	50	67	6	11	26	160	779
	ぼうこう・直腸・小腸・免疫	125	126	11	18	44	324	1,535
	肝臓	7	5	1	2	3	18	64
	計	759	1,047	87	168	324	2,385	11,092
合 計		3,175	3,538	369	674	1,485	9,241	40,333

表 2 精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成 28. 3. 31 現在

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	福井県
1 級	20	25	1	4	7	57	318
2 級	294	360	12	43	106	815	3,819
3 級	118	107	7	15	33	280	1,332
計	432	492	20	62	146	1,152	5,469

表3 障害者福祉サービス利用状況

平成 28. 3. 31 現在

事業区分	施設名	所在地	定員	主な対象者			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
				身体	知的	精神						
生活介護 給付	福井事業所介護型	福井市	40	●	●		6	0	0	0	2	8
	ライフカレッジあけぼの	福井市	40	●	●		2	0	0	0	1	3
	スマイル	福井市	30		●		2	0	0	1	0	3
	就労支援センター すだち	福井市	20		●	●	2	0	0	0	0	2
	福井県子ども療育センターオアシス	福井市	15	●			1	0	0	0	0	1
	九頭竜ワークショップ七瀬の郷	福井市	55	●			0	3	0	1	0	4
	足羽更生園	福井市	80		●		12	0	0	0	2	14
	すだちの家	福井市	30		●		3	1	0	0	0	4
	福井美山荘	福井市	94	●			8	4	0	2	4	18
	若越ひかりの村 第一生活支援施設	福井市	95		●		11	14	0	5	3	33
	若越ひかりの村 第二生活支援施設	福井市	50		●		11	5	0	0	1	17
	若越ひかりの村 第三生活支援施設	福井市	25		●		4	3	0	1	1	9
	若越ひかりの村 第四生活支援施設	福井市	85		●		4	17	0	3	8	32
	障害者支援施設やすらぎの郷	小浜市	50	●	●	●	0	0	0	0	1	1
	障害児支援施設併設障害児入所施設 第二やすらぎの郷	小浜市	40		●	●	0	1	0	0	0	1
	障害者支援施設第三やすらぎの郷	小浜市	60	●	●	●	1	1	0	0	0	2
	むつみ園	大野市	40		●	●	2	3	1	0	1	7
	希望園	大野市	80		●	●	0	2	1	0	5	8
	九頭竜ワークショップしずかの郷	勝山市	35	●			1	1	0	0	0	2
	九頭竜ワークショップ上野の郷	勝山市	80	●			5	5	0	0	0	10
	九頭竜ワークショップいずみの郷	勝山市	40		●		1	1	1	0	1	4
	大日園	勝山市	60	●	●	●	3	2	1	0	3	9
	福授園神中事業所	鯖江市	15	●	●	●	9	2	0	0	1	12
	福授園当田事業所	鯖江市	29	●	●	●	21	6	1	1	5	34
	ライトワークセンター	鯖江市	65	●	●	●	2	3	0	0	2	7
	ライフトレーニングセンター	鯖江市	120	●	●	●	16	7	1	0	2	26
	のびのび広場	あわら市	20	●	●	●	4	0	0	0	0	4
	金津サンホーム	あわら市	60	●	●		1	0	0	0	1	2
	ビーぷるファン	越前市	12	●	●	●	2	5	0	1	1	9
	エンジェル・キッズ	越前市	10	●	●	●	1	6	0	0	0	7
	総合福祉支援事業所わかたけ	越前市	15	●	●		7	16	0	3	0	26
	あいの里	越前市	50		●		12	31	1	0	3	47
	若越みどりの村	越前市	100	●			9	28	2	0	3	42
	ハーモニーかすみ	坂井市	20		●		0	0	1	0	1	2
	障害者支援施設ライフかすみ	坂井市	138		●		8	13	0	0	2	23
	ライトホープセンター	越前町	134	●	●	●	9	4	0	0	6	19
光が丘ワークセンター	越前町	40	●	●	●	7	1	1	0	6	15	
小松陽光苑	石川県小松市	96	●			1	0	0	0	0	1	
南陽園	石川県加賀市	50	●	●		1	0	0	0	0	1	
平谷こども発達クリニック	福井市	20	●	●		1	0	0	0	0	1	
がんばるはうす	福井市	20	●	●		0	0	0	0	1	1	
ほっと地域リハビリセンター	越前市	10	●			0	0	0	2	0	2	
シルバーケア日野	南越前町	5	●			0	0	0	1	0	1	
療養 介護	独立行政法人国立病院機構福井病院	敦賀市	120	●			7	6	0	2	2	17
	独立行政法人国立病院機構あわら病院	坂井市	90	●			8	6	0	1	2	17
	独立行政法人国立病院機構医王病院	石川県金沢市	70	●			0	2	0	1	0	3

事業区分	施設名	所在地	定員	主な対象者			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
				身体	知的	精神						
就労移行支援	就労支援やわらぎ	福井市	24			●	3	0	0	0	0	3
	若越ひかりの村就労系多機能事業所	福井市	6		●		0	1	0	0	0	1
	福授園神中事業所	鯖江市	8	●	●	●	5	2	0	0	0	7
	千草の家	鯖江市	12		●	●	8	1	0	0	1	10
	サニーワークホーム	越前市	18			●	1	7	2	2	0	12
	ワークホームそら	越前市	10	●	●	●	4	4	0	0	0	8
	びーぷるファン	越前市	6	●	●	●	3	3	0	0	0	6
	障害者支援センターひまわり	越前市	12		●		4	7	0	2	0	13
	就労支援センターすてっぷ	越前市	6	●	●	●	0	5	0	0	0	5
	はす工房花里音	南越前町	6	●	●	●	0	2	1	2	0	5
	福授園御幸事業所	鯖江市	7	●	●	●	0	0	0	1	0	1
	就労継続支援B型	ワークあけぼの	福井市	20	●	●		0	1	0	0	0
足羽サポートセンター		福井市	30		●		0	2	1	1	0	4
みどりの森社会復帰センター(ジョブガーデン)		福井市	25			●	2	3	0	0	1	6
コミュニティやわらぎ		福井市	20			●	3	3	0	0	1	7
うめのき		福井市	40		●		0	1	0	0	0	1
夢つづきの家		福井市	20	●	●	●	0	1	0	0	0	1
セルプうらら		福井市	20	●	●	●	0	1	0	1	0	2
若越ひかりの村就労系多機能事業所		福井市	14		●		1	3	0	0	3	7
えばた工房		福井市	20			●	0	2	0	0	0	2
よもやま		大野市	14		●	●	0	1	0	0	0	1
多機能型事業所 ほっと		大野市	14		●	●	2	0	1	0	0	3
九頭竜ワークショップ就労支援事業所		勝山市	50	●	●		3	1	0	0	1	5
千草の家		鯖江市	25		●	●	23	2	0	0	8	33
福授園御幸事業所		鯖江市	28	●	●	●	19	6	1	0	1	27
福授園神中事業所		鯖江市	38	●	●	●	23	8	1	0	6	38
福授園当田事業所		鯖江市	23	●	●	●	16	5	0	0	2	23
ライトワークセンター		鯖江市	15	●	●	●	1	2	0	0	3	6
ピアファーム		あわら市	20		●		1	1	0	0	0	2
サニーワークホーム		越前市	20			●	2	21	1	2	0	26
ワークホームそら		越前市	18	●	●	●	2	26	1	0	1	30
びーぷるファン		越前市	22	●	●	●	5	24	0	0	1	30
障害者支援センターひまわり		越前市	28		●		4	32	0	2	0	38
就労支援センター すてっぷ		越前市	10	●	●	●	3	24	0	2	1	30
総合福祉支援事業所 わかたけ		越前市	30		●		1	21	0	2	0	24
就労支援センター ワークかすみ		坂井市	22		●		0	1	0	0	0	1
はす工房花里音		南越前町	14	●	●	●	0	4	1	15	0	20
フ・クレール	越前町	10	●	●	●	0	4	0	0	7	11	
ワークセンター紫香楽	滋賀県甲賀市	19		●		0	0	0	1	0	1	
就労継続支援A型	丹南事業所雇用1型	福井市	40		●		5	2	0	1	2	10
	福井事業所雇用・移行型	福井市	32		●		0	0	0	0	2	2
	ハートランド福井	福井市	50	●	●	●	2	1	0	0	0	3
	食の工房やわらぎ	福井市	40		●	●	7	4	1	0	2	14
	コミュニティやわらぎ	福井市	10			●	1	0	0	0	0	1
	松本ファクトリー	福井市	15			●	0	1	0	0	0	1
	ワンネスサポート(株)	福井市	20	●	●	●	0	0	0	0	1	1
	エイティーンズ電子工業(株)	鯖江市	20	●	●	●	17	5	2	0	3	27
	福授園神明とうふ工房	鯖江市	10	●	●	●	4	0	0	0	0	4

事業区分	施設名	所在地	定員	主な対象者			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
				身体	知的	精神						
就 労 継 続 支 援 A 型	ハートオブマインド	鯖江市	30	●	●	●	12	7	0	0	12	31
	こころ	鯖江市	20	●	●	●	8	5	0	0	2	15
	(株)Y o u さぼーと	福井市	15	●	●	●	1	1	0	0	0	2
	ほのぼののハーツ ふくい事業所	福井市	20	●	●	●	11	3	0	0	0	14
	ほのぼののハーツ たんなん事業所	鯖江市	20	●	●	●	0	5	0	1	0	6
	おくえつ事業所	勝山市	34		●		0	1	0	0	0	1
	福井県水耕栽培福祉普及協会	鯖江市	20	●	●	●	17	8	0	0	0	25
	たけふ福祉工場	越前市	40	●	●	●	8	27	0	9	4	48
	(株)ウェルファーム	越前市	20	●	●	●	5	17	0	1	1	24
	(株)エイティーンズ	越前市	20	●	●	●	11	14	0	4	0	29
	就労支援センター すてっぷ	越前市	10	●	●	●	5	11	0	1	1	18
	総合福祉支援事業所 わかたけ	越前市	10		●		2	6	0	1	0	9
	エイティーンズ電装株式会社	越前市	20	●	●	●	5	12	0	1	2	20
	(株)アクアファーム	越前市	10		●		0	6	0	2	0	8
	ほのぼののハーツ さかい事業所	坂井市	20	●	●	●	0	0	0	0	0	0
	就労継続支援 前進主義	南越前町	20	●	●	●	0	14	0	4	1	19
	やまぼうし	越前町	10	●	●	●	2	0	0	0	11	13
	I p p p o !	敦賀市	20	●	●	●	0	0	0	1	0	1
	訓 練	ハウスやわらぎ (宿泊型)	福井市	6			●	4	2	0	0	1
生活訓練やわらぎ		福井市	23			●	0	0	0	0	1	1
足羽ワークセンター		福井市	12		●		1	0	0	0	0	1
福井事業所生活訓練型 (宿泊型自立訓練)		福井市	20		●		0	2	0	1	1	4
福授園当田事業所		鯖江市	8		●	●	1	0	0	0	1	2
ライトホープセンター		越前町	6	●	●	●	0	0	0	0	1	1
コミュニティえちぜん		越前市	20		●	●	0	0	0	2	0	2
等 給 付 施 設 入 所 支 援		九頭竜ワークショップ七瀬の郷	福井市	35	●			0	3	0	1	0
	足羽更生園	福井市	80		●		10	4	0	0	2	16
	すだちの家	福井市	30		●		3	1	0	0	0	4
	福井美山荘	福井市	100	●			8	4	0	2	4	18
	若越ひかりの村 第一生活支援施設	福井市	100		●		11	14	0	5	3	33
	若越ひかりの村 第二生活支援施設	福井市	50		●		11	5	0	0	1	17
	若越ひかりの村 第三生活支援施設	福井市	25		●		4	2	0	1	1	8
	若越ひかりの村 第四生活支援施設	福井市	100		●		4	15	0	3	8	30
	障害者支援施設やすらぎの郷	小浜市	40	●	●	●	0	1	0	0	0	1
	障害児支援施設併設障害児入所施設 第二やすらぎの郷	小浜市	30	●	●	●	0	0	0	0	0	0
	障害者支援施設第三やすらぎの郷	小浜市	50	●	●	●	1	1	0	0	0	2
	むつみ園	大野市	40		●	●	2	3	0	0	1	6
	希望園	大野市	80		●	●	1	2	0	0	5	8
	九頭竜ワークショップしずかの郷	勝山市	35	●			1	1	0	0	0	2
	九頭竜ワークショップ上野の郷	勝山市	80	●			6	5	0	1	0	12
	九頭竜ワークショップいずみの郷	勝山市	40		●		2	1	0	3	1	7
	大日園	勝山市	60	●	●	●	3	2	0	2	3	10
	ライトワークセンター	鯖江市	80	●	●	●	3	5	0	3	2	13
	ライフトレーニングセンター	鯖江市	110	●	●	●	2	4	0	2	1	9
	金津サンホーム	あわら市	50	●	●		0	0	0	0	1	1
	あいの里	越前市	40		●		9	23	0	5	2	39
	若越みどりの村	越前市	100	●			8	28	0	8	3	47
	障害者支援施設ライフかすみ	坂井市	138		●		8	13	0	3	2	26
	ライトホープセンター	越前町	140	●	●	●	8	4	0	2	3	17
	光が丘ワークセンター	越前町	50	●	●	●	1	1	0	0	2	4
	合計						579	727	24	128	202	1,660

## 10 介護保険

急速に少子高齢化が進行し寝たきりや認知症の高齢者が増加する中で、介護は社会全体の懸案となっています。平成12年4月に、介護を社会全体で支え利用者の気持ちを尊重した総合的なサービスが受けられるよう、給付と負担の関係が明確な社会保険方式による介護保険制度がスタートしました。

近年の介護サービスでは、平成23年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険等の一部を改正する法律」の施行に伴う新たな介護サービス等への対応、診療報酬との同時改定に伴う医療と介護の機能分化・連携の強化などへの対応が求められ、平成24年度改正では「地域包括ケアシステムの基盤強化」、「医療と介護の役割分担・連携強化」、「認知症にふさわしいサービスの提供」という3つの軸に沿った制度改革が行われました。

さらに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が施行されたことに伴い、平成27年度改正では、在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し多様化するとともに、低所得者の保険料軽減の拡大や一定以上の所得のある利用者の自己負担の引き上げなど費用負担を公平化しました。

### (1) 介護保険制度の現状

管内の介護認定審査は、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町の5市町の共同設置による丹南地区介護認定審査会により行われています。

平成28年3月末の要介護認定者数は表1のとおりであり、管内全体で9,195人となり、平成27年3月末に比べて増加しました。

そして、その内訳は、要支援1が525人(5.7%)、要支援2が1,317人(14.3%)、要介護1が1,917人(20.8%)、要介護2が1,904人(20.7%)、要介護3が1,403人(15.3%)、要介護4が1,285人(14.0%)、要介護5が844人(9.2%)となり、要支援1・2と要介護2・3の認定者数が減少し、要介護1・4・5の認定者数が増加しました。

また、管内の第1号被保険者数（65歳以上の人口）に占める要介護認定者割合は、図2のとおりです。

平成28年3月の時点で、在宅介護サービスを利用している要介護認定者の割合は図3のとおりで、在宅サービス受給者と施設サービス受給者の年次変化については、図4、5のとおりです。

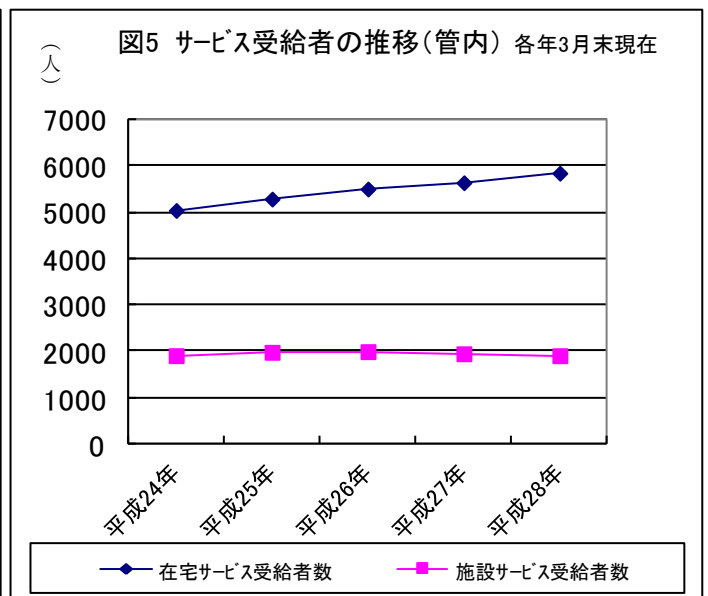
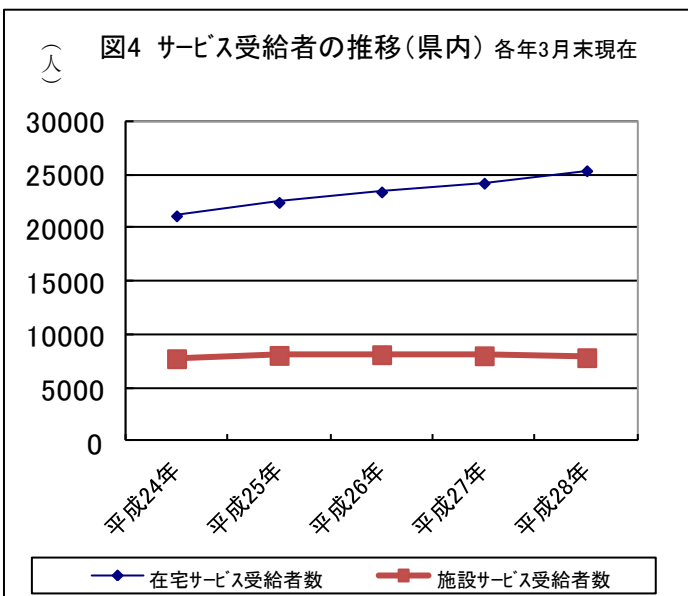
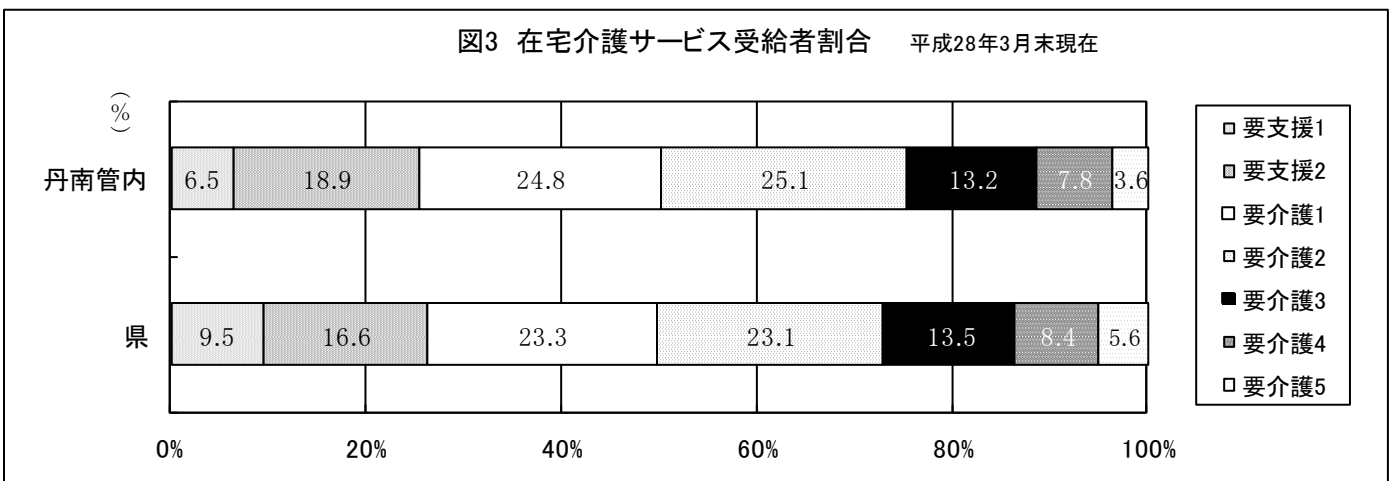
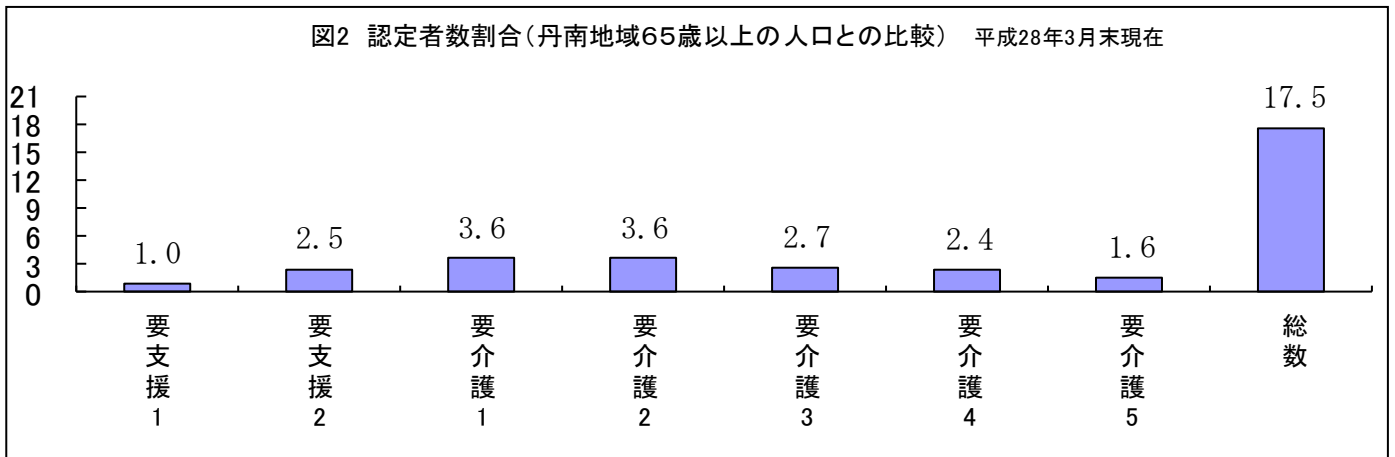
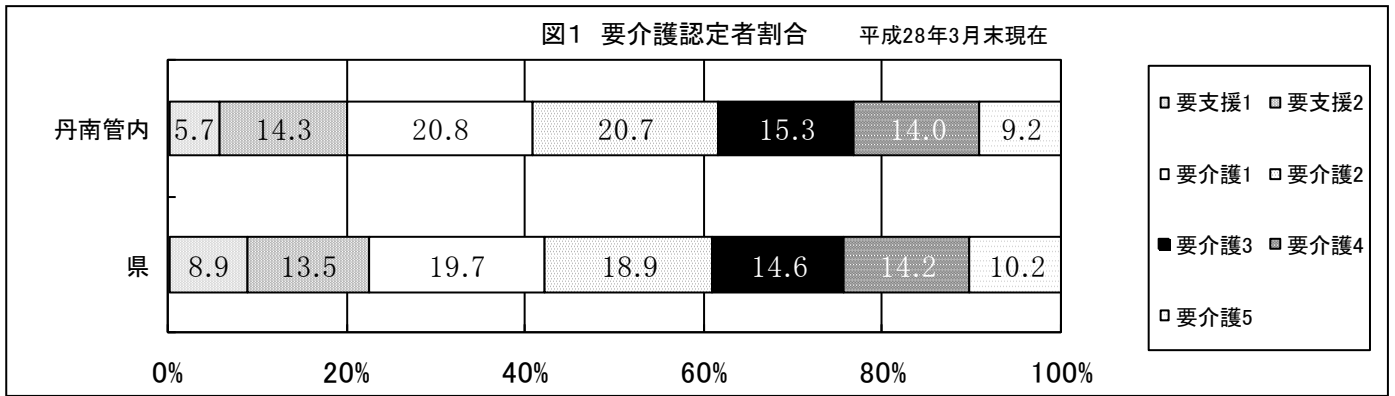
表1 要介護認定者数（単位：人）

平成28年3月末現在

市町名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成27年3月末管内計	565	1,332	1,715	1,950	1,408	1,246	827	9,043
管内割合（%）	6.2	14.7	19.0	21.6	15.6	13.8	9.1	100.0
鯖江市	189	433	572	646	484	388	283	2,995
越前市	173	586	893	849	668	573	347	4,089
池田町	15	36	72	35	24	41	18	241
南越前町	79	74	163	116	91	101	69	693
越前町	69	188	217	258	136	182	127	1,177
平成28年3月末管内計	525	1,317	1,917	1,904	1,403	1,285	844	9,195
管内割合（%）	5.7	14.3	20.8	20.7	15.3	14.0	9.2	100.0
平成28年3月末県計	3,633	5,547	8,069	7,731	5,960	5,804	4,194	40,938
県割合（%）	8.9	13.5	19.7	18.9	14.6	14.2	10.2	100.0

（資料：県長寿福祉課より）





## 11 栄養・健康づくりの推進

県では、国の「健康日本 21（第二次）」の推進を踏まえ、平成 25 年 3 月に「第 3 次元気な福井の健康づくり応援計画」（健康増進法第 8 条に基づく法定計画）を策定し、健康寿命のさらなる延伸を目指して、健康づくり施策を実施しています。目標を達成するための基本指針として、①こどもから高齢者までの生涯を通じた健康づくり、②生活習慣病の発症予防と重症化予防、③県民が自ら取り組む健康づくり、④さまざまな関係者と連携した健康づくりを推進しています。

当センターにおいては、給食施設における栄養管理の推進及び市町における栄養改善活動の支援、栄養成分表示等の情報提供による食環境の整備の充実を図っています。

また、平成 24 年度から、福井県の食材を使用し、低カロリー・低塩分で野菜を多く使ったヘルシーな食事「ふくい健幸美食」を飲食店等で、さらに、平成 25 年度からは、味付けや調理法によって健康に配慮した惣菜についても認証し、食を通じた健康づくりとふくいの食をアピールした食環境の整備を進めています。

平成 27 年度からは、平成 30 年の福井国体に向けて、地域の健康づくり活動の一層の活発化を図り、県全体に健康づくりの輪を広げられるようわがまち健康推進員を登録し、全県レベルの交流と仲間づくりを勧めるために、お互い切磋琢磨できる機会を設ける取組みを実施しています。

### (1) 給食施設指導

健康増進法に基づき、特定多数の人に対して、継続的に 1 回 100 食、又は 1 日 250 食以上の食事を提供する「特定給食施設」、より小規模の「その他の給食施設」に対し、適切な栄養管理が実施されるよう巡回指導を実施しています。（表 1、2、3）

また、食生活・栄養管理支援事業として、給食施設の栄養担当者等を対象に適切な栄養管理が実施されるよう取組みを行っています。（表 4）

表 1 特定給食施設届出状況 平成 27 年度

種 類	件 数
事業開始届	2
届出事項変更届出	27
事業休止（廃止）届出	3
栄養管理状況報告書	123

表 2 給食施設指導状況 平成 27 年度

	給食施設数	
	特定給食施設	その他の施設
巡回指導数	76	39

表3 給食施設栄養士配置状況

平成27年度

		管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもある施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもない施設数	合計施設数
		施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数		
特定給食施設	学校	13	13	0	0	0	1	1	39	53
	病院	4	12	8	26	19	0	0	0	12
	介護老人保健施設	1	2	6	9	10	0	0	0	7
	老人福祉施設	3	3	4	4	4	2	2	0	9
	児童福祉施設	12	14	0	0	0	15	25	7	34
	社会福祉施設	5	8	0	0	0	2	2	0	7
	事業所	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	寄宿舎	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	38	52	18	39	33	20	30	48	124	
その他	学校	7	7	0	0	0	0	0	15	22
	病院	1	2	5	9	6	0	0	0	6
	介護老人保健施設	0	0	1	1	1	0	0	0	1
	老人福祉施設	6	6	1	1	1	11	11	17	35
	児童福祉施設	2	2	2	2	2	11	14	16	31
	社会福祉施設	1	1	0	0	0	3	3	3	7
	事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	寄宿舎	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	その他	2	2	4	4	7	3	3	4	13
計	19	20	13	17	17	28	31	56	116	
総数	57	72	31	56	50	48	61	104	240	

(年度末現在)

表4 食生活・栄養管理支援事業実施状況

平成27年度

実施日	実施場所	内容	対象
平成27年 6月20日	アイアイ鯖江 多目的ホール	・講義「乳幼児期の栄養管理」	児童福祉施設・幼稚園・認定こども園の給食担当者(60名)
平成27年 7月27日	越前市福祉健康センター (ハートフル・たけふ) 多目的ホール	栄養管理推進研修会 ・情報提供「管内の栄養管理状況及び栄養管理連絡票の運用状況について」 ・事例発表「栄養管理ネットワークの現状について」 ・意見交換「栄養管理ネットワークの推進について」	医療機関・介護老人保健施設・老人福祉施設・社会福祉施設の栄養管理責任者(36名)
平成27年 8月27日	アイアイ鯖江 多目的ホール	栄養管理推進研修会 ・情報提供「管内の栄養管理状況について」 ・意見交換「個別の栄養管理について」	学校・児童福祉施設・幼稚園・認定こども園の栄養管理責任者(54名)
平成27年 10月1日	ニューサンピア敦賀	・講義「CKDの食事療法～透析患者の栄養管理～」	腎臓専門医、管理栄養士他コメディカル(30名)
平成27年 11月11日	アイアイ鯖江 多目的ホール	・講義「地域医療連携でつながる栄養管理～連絡票の運用状況から」	介護予防サービス従事者(61名)

(2) 健康づくり運動普及事業

平成 23 年度県民健康・栄養調査（5 年ごとに実施）の結果から、福井県民は全国と比べて運動習慣を持つ人が少なく、1 日の歩行数も減少傾向にあることから、働き盛り世代や地域で健康づくりを普及している団体、運動指導を行う人を対象に、運動普及のための講師派遣や研修会等を実施しています。（表 5、6）

表 5 健康づくり運動普及事業実施状況

平成 27 年度

実施日	実施場所	内容	受講者数
平成 27 年 12 月 6 日	福井県立大学	講義「介護保険制度改正における健康運動指導士の役割～新しい地域支援事業に向けて～」	健康運動指導士・健康運動実践指導者（66 名）
平成 28 年 1 月 21 日	鯖江市スポーツ交流館	実技「ラジオ体操の実践指導」	鯖江市スポーツ推進委員協議会員（24 名）

表 6 ラジオ体操インストラクター派遣事業実施状況

平成 27 年度

実施日	実施場所	内容	受講者数
平成 27 年 10 月 24 日	ふくい健康の森	ラジオ体操インストラクター派遣 ・ラジオ体操の実践指導	アシックスアパレル工業株式会社従業員（53 名）
平成 27 年 11 月 24 日	鯖江市社会福祉協議会 デイサービスセンター なかま		鯖江市社会福祉協議会デイサービスセンターなかま職員（30 名）
平成 27 年 11 月 26 日	鯖江市社会福祉協議会 デイサービスセンター		鯖江市社会福祉協議会デイサービスセンター職員（40 名）
平成 28 年 1 月 26 日	社会福祉法人光道園 朝日事業所		社会福祉法人光道園 朝日事業所職員（25 名）
平成 28 年 2 月 25 日	ワークホームそら		ワークホームそら職員（15 名）
平成 28 年 3 月 17 日	国高公民館		社会福祉法人芦山会地域活動支援センターアップ職員（15 名）

(3) 食環境の整備

平成 14 年から、外食や中食を提供する飲食店等において、栄養成分表示やバランスメニュー等の健康に配慮したメニューの提供や禁煙を行う「健康づくり応援の店」への登録事業を行い、食環境の整備の充実を図っています。（表 7）

また、地域の飲食店や社員食堂において、福井県の食材を使用し、低カロリー・低塩分で野菜を多く使ったヘルシーメニューを提供し、スーパーや直売所においては、味付けや調理法により健康に配慮した惣菜を「ふくい健幸美食」として認証し、「ふくい健幸美食メニューガイド」を作成して県のホームページに掲載しています。11 月の「ふくい味の週間」の期間には県下一斉に各店舗等で認証メニューを提供しました。（表 8）

平成 27 年 4 月 1 日には、食品の表示に関する規定を一元的に定めた「食品表示法」が施行されました。新しい食品表示制度では、栄養成分表示の原則義務化、アレルギー表示の改善等があります。健康増進法に基づく、健康保持増進の効果に関する虚偽誇大広告の相談と併せて、食品表示の相談に応じています。（表 9）

表 7 「健康づくり応援の店」登録状況

平成 27 年度

	飲食店	旅館・ホテル	弁当・惣菜 菓子店	製造所	事業所給食 その他	コンビニエンスストア	合計
鯖江管内	16	3	1	0	1	7	28
武生管内	17	0	6	1	3	10	37
合計	33	3	7	1	4	17	65

表 8 「ふくい健幸美食」提供店

平成 27 年度

所在地	飲食店・弁当業者・社員食堂 (21 店舗)	惣菜業者 (29 店舗)
鯖江市	ぐるめし健康 club cafe&lunch こころ 鯖江第一ホテル スローベリイ フレッシュランチ 39 (株すみよし) イル・ヴィゴレー かわだ温泉ラポーゼかわだ 喫茶椀椀 green parlour ベルベール鯖江店 浪漫館	協同組合ハニー みゆき店・住吉店・東陽店・ビックベリーマーケット北野店 中部フーズ(株) バロー東鯖江店・神明店 (株)ヤスサキ グルメ館 鯖江店 福井県民生活協同組合 ハーツ鯖江店
越前市	(株)武生製麺 (越前そばの里) レストラン若紫 (しきぶ温泉湯楽里内) ワークホーム そら 紫式部公園 藤波亭 レストラン マイルイ アイシン・エイ・ダブリュ工業(株)内社員食堂 (有)大八 信越化学工業(株)武生工場 (エームサービス(株)) (株)福井村田製作所社員食堂 (シダックスフードサービス(株))	協同組合ハニー ビックベリーマーケット王子保SP店・芝原店・新町店 中部フーズ(株) バロー武生店・北日野店・今立店・国高店 (株)ヤスサキ グルメ館 武生店・武生南店 福井県民生活協同組合 ハーツ武生店 グットフーズ(株) (株)コープたけふ 平出店) (株)クロス (株)コープたけふ みどり館) (株)森茂
南越前町	—	協同組合ハニー 南条店 (企)そまの恋姫サラダ会 土の駅 今庄 (有)ほっと今庄 おばちゃんの店 (株)クロス (株)コープたけふ 南条店)
越前町	オタイコ・ヒルズ 道の駅「越前」 お食事処かねいち ファミリーレストランこめや	協同組合ハニー 朝日中央店 中部フーズ(株) バロー織田店 企業組合 花みずき味人 (miyazaki おもいでな farm)

表 9 栄養表示及び虚偽誇大広告等の相談

	栄養表示 相談数	虚偽誇大 広告相談数
平成 23 年度	2	1
平成 24 年度	2	1
平成 25 年度	4	0
平成 26 年度	4	1
平成 27 年度	27	1

## (4) 地域における健康づくり及び栄養・食生活の改善の推進

生活習慣病の発症予防と重症化予防には、適切な栄養・食生活の実践が必要です。地域住民に対する健康づくり関連事業は市町が主体的に実施していますが、県では市町や関係団体等を支援し、県民の健康づくりの推進に取り組んでいます。(表 10、11)

また、健康づくり実践の担い手となる団体の育成や、市町健康づくり・栄養担当者の人財育成も支援しています。(表 12、13)

国民健康・栄養調査は、健康増進法に基づき実施するもので、国民生活基礎調査により設定された地区から無作為抽出した 300 単位区内を調査客体としており、対象者には、食生活、身体活動、休養(睡眠)、飲酒、喫煙、歯の健康等の状況を調査し、各個人ごとに結果を報告しました。(表 14)

表 10 管内市町の栄養士の配置状況

平成 27 年度

栄養士の配置されている市町	鯖江市：保健衛生部門 2 名 越前市：保健衛生部門 2 名（うち嘱託 1）、特定健診部門 1 名（嘱託）、 児童福祉部門 1 名、教育委員会 2 名 越前町(保健衛生部門 1 名) 南越前町(保健衛生部門 1 名)
栄養士の配置されていない町	池田町

注) 栄養士未配置の町では、事業等に併せて在宅栄養士の雇い上げ、又は担当課の保健師が対応

表 11 管内健康づくり・栄養担当者研修会の実施状況

平成 27 年度

実施日	場所	内容	参加者数
平成 28 年 3 月 14 日	丹南健康福祉センター武生福祉 保健部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝達研修「把握した健康課題の拝啓にある食生活の特徴から必要な施策及び評価枠組みを構築するプロセスについて」</li> <li>・事例報告</li> <li>・意見交換「明確にした実態から企画した健康づくり・栄養施策等をどう評価するか」</li> </ul>	市町健康づくり・ 栄養担当者 (7 名)

表 12 食生活改善推進員活動の支援

平成 27 年度

	鯖江支部	武生支部
食生活改善推進員数	鯖江市 114 名	越前市 197 名 南越前町 82 名
育成講座・研修会等の支援	8 回	15 回

注) 現在、池田町、越前町は福井県食生活改善推進員連絡協議会を休会中。

表 13 「わがまち健康推進員」の登録状況及び支援 平成 27 年 12 月現在

	団体名	人数	代表者会議
鯖江市	鯖江市愛育会	304 名	1 回
	鯖江市食生活改善推進員会	114 名	
越前町	越前町保健推進員会	161 名	
	越前町食生活改善推進員会	71 名	
越前市	越前市食生活改善推進員会	197 名	
南越前町	南越前町保健推進員	33 名	
	南越前町食生活改善推進員	82 名	
池田町	池田町保健推進員会	41 名	

表 14 平成 27 年度国民健康・栄養調査実施状況

区分	地区	対象世帯数	対象者数	協力世帯数	協力者数
鯖江管内	越前町上戸地区	15	50	12	36

(5) 管理栄養士・栄養士免許申請

栄養士法に基づき管理栄養士及び栄養士の免許申請や書換え申請業務を行っています。(表 15)

表 15 栄養士免許申請状況

平成 27 年度

種 類	管理栄養士免許	栄養士免許
免許申請	21	31
書換え・名簿訂正申請	10	14
再交付申請	1	3

## 12 がん予防対策

### (1) 事業所等に対するがん検診受診勧奨

働き盛り世代のがん検診受診率の向上を図るため、メールマガジンの配信による受診勧奨や、事業所訪問や事業所が集まる機会にがん検診に関する啓発、ショッピングセンター、健康フェア等で市町との共働による啓発を実施しています。また、希望のあった事業所に出向き、がん予防やがん検診等についての講座（出前講座）も実施しています。（表1）

表1 がん予防出前講座実施状況 平成27年度

日時	内容	実施場所	参加数
平成28年2月13日（土） 9時30分～11時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん予防、がん検診等について</li> <li>・生活習慣病予防について</li> </ul>	甲斐運送株式会社	24
平成28年2月20日（土） 9時30分～11時30分			18

### (2) 働く女性のための休日がん検診推進事業

子宮頸がん及び乳がん検診の受診率向上のため、平成26年度から受診者の居住する市町が発行した受診券を利用して受診する休日の女性のがん検診を実施しています。平成27年度は子宮頸がん検診16人、乳がん検診13人が受診しました。（表2）

表2 休日レディースがん検診実施状況 平成27年度

日時	場所	子宮頸がん	乳がん
平成27年5月10日（日）	丹南健康福祉センター	9	8
平成27年8月29日（土）	丹南健康福祉センター	7	5
計		16	13

### (3) 小規模事業所レディースがん検診支援事業

子宮頸がん及び乳がん検診の受診率向上のため、職場で子宮頸がん及び乳がん検診を受診できる体制を整えることを目的に、これまで子宮頸がん又は乳がん検診を実施したことがない事業所が、新たに子宮頸がん又は乳がん検診を実施した場合に、事業所に対して検診費を補助しています。平成27年度は管内の10事業所（受診者：実人数 28人）が補助を受けました。

(4) がん検診受診率向上に関する会議等

地域保健及び職域保健等関係機関が相互に情報交換を行い、共通理解のもとがん検診の受診率向上のための具体的方策を検討するための会議を開催しています。(表3)

表3 がん検診受診率向上に関する会議等実施状況

平成27年度

日 時	場 所	内 容
平成27年8月26日(水) 13時00分～14時30分	丹南健康福祉 センター	【丹南地域がん検診受診率向上対策協議会】 ・がん検診受診率等の状況について ・がん検診受診率向上対策事業について ・胃がん、大腸がん(市町)について ・働く世代の受診者拡大について
平成27年11月27日(金) 14時00分～16時00分	丹南健康福祉 センター	【市町がん対策担当者会議】 ・県及び健康福祉センターの取組みについて ・がん検診実施状況、検診受診率向上のための取組みについて ・平成28年度のがん検診体制について(胃がん・乳がん検診)



### 13 たばこ対策

#### (1) 児童生徒の喫煙防止教室への支援

たばこの害を十分に認識せず、未成年から喫煙を始めることがないように、教育関係者と連携し、児童・生徒に対して喫煙防止について教育・啓発を行っています。(表1)

表1 喫煙防止教室実施状況 平成27年度

	回数	内 容	参加者	
			生徒	教諭等
小学校	1	実験、講義	19	1
工業高等専門学校	1	講義	211	6
計	2	—	230	7

#### (2) 世界禁煙デー・禁煙週間の取組み

街頭キャンペーンで禁煙週間の普及物を配布し、喫煙防止について啓発しました。(表2)

表2 街頭キャンペーン実施状況 平成27年度

日 時	場 所	配布数
平成27年5月31日(日) 16時00分～17時00分	平和堂アル・プラザ鯖江	120
平成27年5月29日(金) 7時30分～8時30分	J R 武生駅前	300
計		420

#### (3) 事業所に出向いて禁煙、受動喫煙防止の普及啓発

がん検診受診勧奨、心の健康、運動等の普及啓発と合わせて、事業所訪問の際に禁煙、受動喫煙防止について啓発しました。事業所等に対し、スモーカーライザーの貸出や測定体験等を行いました。

### 14 歯科保健

歯の健康は、生涯にわたり生活の質を確保するために重要な要素となりますが、本県の3歳以降のむし歯の罹患率は全国に比べ高いことから、平成23年度から保育所・幼稚園及び認定こども園に通園する4歳・5歳児を対象にフッ化物洗口を行い、むし歯予防対策を実施しています。(表1)

表1 歯科保健事業の現状 平成27年度

事 業	実施内容
母子歯科保健事業	○「親と子のよい歯のコンクール」実施 (第2次審査選出:9組 最終審査選出:2組)
子どもの歯の健康プロジェクト	○未就学児フッ化物洗口事業実施施設(24施設) 越前市:越前市上太田保育園・認定こども園北日野・認定こども園北新庄・認定こども園南中山・浪花認定こども園・安養寺こども園・わかたけ認定こども園・そよかぜ保育園・南保育園・認定東こども園・国高保育園・高瀬保育園・愛星保育園・たんぼぼ保育園・神山認定こども園・恩恵幼稚園・認定こども園あわたべ・なかよし保育園・認定こども園服間・丈生神山幼稚園 南越前町:南越前町立南条保育所・南越前町立南条第二保育所・南越前町立南条幼稚園 越前町:西徳寺保育園

## 15 地域・職域保健連携事業

### (1) 地域・職域連携推進協議会の開催

地域保健及び職域保健が相互に情報交換を行い、共通理解のもとに具体的方策を検討し、生活習慣病予防及びがん対策等の健康づくりを推進するための会議を開催しています。(表1)

また、労働基準協会との連携により、全国労働安全衛生週間説明会や事業所における健康づくりの取組みについての普及啓発に取り組んでいます。(表2、3、4)

丹南管内メールアドレス登録事業所を随時募集し、登録希望のある事業所に健康づくり情報を発信しています。(表5)

表1 地域・職域連携推進協議会

平成27年度

日時	場所	内容
平成28年3月2日(水) 13時30分～15時00分	丹南健康福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>働く世代の健康づくり関連事業について</li> <li>わがまち健康づくり応援事業について</li> <li>事業所健康づくり応援事業について</li> <li>意見交換</li> </ul>

表2 労働安全衛生週間説明会（労働基準協会との連携による説明会）

平成27年度

日時	場所	参加者	内容
平成27年9月3日(木) 13時00分～15時00分	武生商工会館	管内132事業所の衛生管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国労働衛生週間の実施等について (武生労働基準監督署)</li> <li>健康づくり関連事業について (丹南健康福祉センター)</li> </ul>

表3 広報誌掲載

平成27年度

掲載広報誌	内容
公益社団法人 南越法人会が発行する広報誌 (平成28年1月20日発行号)	管内健康づくり優良事業所の中から、事業所における健康づくりの取組みについて紹介 (A4版 1ページ)

表4 働く世代に対する健康教育・出前講座

平成27年度

対象	内容	回数	参加人数
事業所等	・がん、生活習慣病について	3回	102名
	・こころの健康づくりについて	8回	294名

表5 メールアドレス登録事業所に対する健康情報発信

平成27年度

対象	内容	登録数	発信回数
登録事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>休日レディースがん検診</li> <li>夏休み健康フェア(たばこ関係)</li> <li>労働衛生週間説明会</li> <li>健康セミナー(協会けんぽ)</li> <li>ふくい健幸美食</li> <li>みんなラジ・がん検診・こころ出前講座</li> <li>女性の健康週間セミナー</li> </ul>	157	9回

## 16 母子保健

### (1) 市町母子保健事業の現状

近年、少子化、核家族化、社会連帯意識の希薄化による地域の養育機能の低下など、母と子をめぐる環境は大きく変化し、母子保健対策の重要性は増大しています。

こうした状況に対応して、妊娠から、出産、育児等の母子保健について、きめ細かく、かつ一貫したサービスの提供を図るという観点から、平成9年度より健康診査、訪問・相談指導等の実施主体が県から住民に身近な市町に一元化され実施されています。また平成25年度からは、これまで県が行ってきた低出生体重児の届出の受理や未熟児の訪問指導、養育医療、自立支援医療（育成医療）の給付については、市町が行っています。

さらに、国は妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援のためにワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の立ち上げを推進しており、管内では、平成27年度から越前市が立ち上げ、包括的な支援を行っています。

#### ア 母子保健事業の実施状況

妊娠期の保健対策として、市町にて母子手帳の交付時面接等による健康相談を行い、分娩や出産に関する不安の軽減やハイリスク妊婦の把握に努めており、医療機関委託妊婦健診や保健師・助産師等による訪問指導、母親学級、両親学級等を実施しています。

乳幼児期の保健対策としては、医療機関へ委託している乳児健診をはじめ、各市町が独自で実施している集団による乳幼児健診、育児相談、子育て教室及び各種の子育てサロン等の自主グループへの支援等を実施しています。

また、思春期保健対策として、学校保健と連携して赤ちゃんとのふれあい（体験）教室等を実施しています。

近年は、少子化対策として子育て支援が充実されてきています。また、育児不安や児童虐待予防に対する母子保健での取り組みがますます重要になっています。

そのためには、保健・医療・福祉及び学校等関係機関のより一層の連携強化により、効果的な育児支援ネットワークを構築していく必要があります。（表1）

表1 母子保健事業実施状況

平成27年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
健康診査	妊婦	★妊婦健診	★妊婦健診	★妊婦健診 ★産後健診	★妊婦健診	★妊婦健診
	乳児	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診 ★12か月健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診 赤ちゃん健診 (6～7か月児・経過観察児等)	★1か月健診 ★4か月健診 ★10か月健診
	幼児	1歳6か月児健診 3歳児健診	1歳6か月児健診 3歳児健診	1歳6か月児健診 2歳児健診 2歳6か月児健診 3歳児健診 4歳児健診 5歳児健診	1歳6か月児健診 3歳児健診	1歳6か月児健診 2歳児歯科健診 3歳児健診
健康相談		<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付</li> <li>はじめてパパの育児ガイド配布</li> <li>すくすく育児相談(母子総合相談)</li> <li>乳幼児発達相談</li> <li>ことばの相談</li> <li>保健師相談会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子(親子)健康手帳交付</li> <li>育児相談</li> <li>のびのび教室</li> <li>ぞうさん教室</li> <li>こどものそうだん会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付</li> <li>妊婦相談</li> <li>★妊婦歯科保健指導</li> <li>子育て相談</li> <li>母乳哺育相談</li> <li>★母乳栄養支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付</li> <li>子育て相談室(個別相談)(交流会・すまいる広場)</li> <li>妊婦相談(電話)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付</li> <li>妊婦相談</li> <li>ことばの相談会</li> </ul>
健康教育	思春期	<ul style="list-style-type: none"> <li>思春期保健福祉体験事業</li> <li>歯みがき教室(中学生)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学生の赤ちゃん抱っこ体験学習</li> <li>子どもの生活習慣病予防事業</li> <li>教育・相談</li> </ul>			
	妊婦		<ul style="list-style-type: none"> <li>両親学級</li> <li>マタニティー教室</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>マタニティセミナー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マタニティスクール</li> </ul>
	乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児親子教室</li> <li>栄養指導</li> <li>子どもの目の健康づくり事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5か月児セミナー(口腔ケア、離乳食、ブックスタート)</li> <li>地域赤ちゃん教室</li> <li>2歳6か月児歯科検診(フッ化物塗布)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>離乳食教室</li> <li>なかよしひろば</li> <li>子育て講演会</li> <li>ブックスタート事業</li> <li>★3歳児歯科保健指導(フッ素塗布)</li> <li>ブラッシング指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯ピカ☆教室</li> <li>虫歯予防教室(保育所・幼稚園)</li> <li>ブックスタート事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>離乳食教室</li> <li>歯みがき教室(保育所巡回)</li> </ul>
(妊婦・申請時のみ) 家庭訪問		<ul style="list-style-type: none"> <li>妊産婦家庭訪問</li> <li>新生児(未熟児含)訪問</li> <li>こんにちは赤ちゃん事業</li> <li>乳幼児家庭訪問</li> <li>保育所(園)、幼稚園訪問(要経過観察児)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊産婦訪問</li> <li>新生児(未熟児含)訪問</li> <li>こんにちは赤ちゃん事業</li> <li>乳幼児訪問(健診事後訪問等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊産婦家庭訪問(検診事後指導 他)</li> <li>新生児(未熟児含)訪問</li> <li>乳幼児家庭訪問(育児相談・健診事後指導訪問等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤ちゃん訪問</li> <li>妊婦相談(訪問)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤ちゃん訪問</li> <li>未熟児訪問</li> <li>乳児家庭訪問(要フォロー児)</li> <li>妊婦訪問</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>2歳児アンケート(要経過観察児)</li> <li>自主グループ支援(コスモスキッズ)</li> <li>歯みがき教室</li> <li>特定不妊治療費助成事業</li> <li>男性不妊治療助成事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠・出産包括支援事業</li> <li>産後マジョートステイ事業</li> <li>お誕生会(満1歳)</li> <li>外国人母子保健事業(通訳配置)</li> <li>子育てグループ・子育てボランティアの育成</li> <li>特定不妊治療費助成事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健推進活動</li> <li>特定不妊治療費助成事業</li> <li>母子保健推進活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達相談カウンセラー巡回相談</li> <li>虫歯のない子の表彰</li> <li>母子保健関係者連絡会</li> <li>保健推進員研修会</li> <li>特定不妊治療費助成事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定不妊治療費助成事業</li> </ul>

★は医療機関委託にて実施

(2) 当センターの母子保健事業の現状

当センターでは、広域的・専門的・技術的観点から市町を支援するとともに、長期療養児等の訪問指導や小児慢性特定疾患等の医療給付事務、育児不安解消サポート事業などを実施しています。

ア 先天性代謝異常等検査事業

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性副腎過形成症及び先天性甲状腺機能低下（クレチン）症は、放置すると知的障害や発育不良などの症状をきたしますが、早期に発見し適切な治療を行うことにより、心身障害を予防することが可能です。

発生頻度が比較的高く、治療方法についてもある程度確立されており、同時に検査することができるフェニールケトン尿症、メープルシロップ尿症、ホモシスチン尿症、ガラクトース血症、先天性副腎過形成症、先天性甲状腺機能低下（クレチン）症等の 22 種について行われています。医療機関で、生後 5～7 日目の新生児の足蹠から穿刺によりごく少量の血液をろ紙に採り、これを県外検査機関に送付して検査が行われます。

当センターでは、検査結果が精密検査を必要とする乳児について、受診確認をする、保護者の相談に応じるなどの事後指導を実施しています。

管内の平成 27 年度の先天性代謝異常検査では、要精密検査者数は 7 件でした。（表 2）

表 2 先天性代謝異常等検査

平成 27 年度

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内
平成 27 年度出生数	599	654	11	87	147	1,498
要精密検査者	3	2	0	0	2	7
要精密検査結果	異常なし	0	1	0	2	3
	異常あり	2	1	0	0	3
	経過観察	1	0	0	0	1
	その他	0	0	0	0	0

※出生数：市町村母子保健実施報告より（平成 28 年 3 月 31 日現在の出生数）

イ 小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾患治療研究事業は、特定の疾患についての治療研究を行い、治療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担を軽減することを目的として昭和 49 年より実施され、平成 17 年度から児童福祉法に根拠規定がおかれることになりました。また、平成 27 年 1 月から児童福祉法の改正により新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施され、染色体遺伝子、皮膚疾患の対象疾患の拡大、自己負担上限月額金額・算定方法などが変更されました。

小児の慢性疾患のうち、その治療に相当の期間を要し、医療費の負担も高額となり、また、これを放置すると児童の健全な育成を阻害することとなる悪性新生物などの 11 疾患群（平成 17 年度より）が対象です。対象年齢は 18 歳未満の児童と制限されていますが、引き続き治療を必要とする場合には、20 歳になるまで医療の給付が行われます。

当センターでは、小児慢性特定疾病医療給付の申請手続き事務を行っており、保護者からの相談に対応しています。

管内の平成 27 年度の小児慢性特定疾病医療給付（実人数）は 208 件あり、疾病別では内分泌疾患によるものが最も多く、悪性新生物、慢性心疾患、慢性腎疾患が続きます。（表 3）

表3 小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況（疾病別）

各年度末現在

年度 疾病種別	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度					
					鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
悪性新生物	23	26	27	29	27	8	10	0	3	6
慢性腎疾患	22	25	22	24	25	9	12	0	0	4
慢性呼吸器系 疾患	3	5	7	7	9	4	5	0	0	0
慢性心疾患	20	25	24	27	26	11	11	0	0	4
内分泌疾患	61	52	52	56	61	20	28	0	2	11
膠原病	1	2	4	3	5	3	2	0	0	0
糖尿病	10	8	9	8	10	3	5	0	1	1
先天性代謝 異常	11	10	12	5	4	2	2	0	0	0
血友病等 血液・免疫疾患	6	6	6	7	8	4	3	0	0	1
神経・筋疾患	13	14	16	18	19	8	7	0	2	2
慢性消化器疾患	5	4	4	6	10	3	6	0	0	1
染色体遺伝子	0	0	0	0	3	0	2	0	0	1
皮膚疾患	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0
計	175	177	183	191	208	76	93	0	8	31

注)慢性消化器疾患は平成 17 年度より疾患群に加わりました。

注)染色体遺伝子、皮膚疾患は、平成 27 年より疾患群に加わりました。

## ウ 母子保健相談実施状況

平成 27 年度の低出生体重児・長期療養児・障害児等について、家庭訪問及び相談の実施状況は次のとおりです。(表 4、5)

表 4 母子保健相談状況

平成 27 年度

保健相談												電話 相談	(延 人員)
産婦		低出生体重児		乳児		幼児		その他		計			
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
46	48	0	0	42	48	38	46	39	44	165	186		9

(地域保健事業報告より)

表5 長期療養児・障害児相談状況

平成27年度

実人員	相 談									訪 問		電話相談 (延人員)
	延 人 員									実人員	延人員	
	申請等	医療	家庭 看護	福祉 制度	就学	食事 栄養	歯科	その他	計			
211	297	1	1	3	0	0	0	43	345	5	7	63

(地域保健事業報告より)

## エ 育児不安解消サポート事業

当センターでは、児童虐待を発生させる恐れのある家庭の保護者や妊婦に対し育児不安を解消する場を提供し、虐待の未然防止を図るため、平成17年度より育児不安解消サポート事業を実施しています。(表6)

表6 育児不安解消サポート事業実施状況

平成27年度

場 所	回数	内 容	従事者	相談数
丹南健康福祉センター	12	親グループワーク (参加者が少ないと 個人面接方式) 子グループ (自由あそび)	臨床心理士(24回) 精神科医師(6回) 保健師 家庭相談員	親 実 51名 延 56名 ----- 子 実 53名 延 61名
丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	12			親 実 29名 延 37名 ----- 子 実 26名 延 32名
合 計	24			親 実 80名 延 93名 ----- 子 実 79名 延 93名

## オ 特定不妊治療費助成事業

不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減し、治療を受ける機会を増やすため、平成16年度より体外受精及び顕微授精に要した治療費の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施しています。平成18年度からは年度あたりの助成回数が2回に、平成19年度からは3回に拡大されました。

平成26年度から、男性不妊治療(精巣内精子採取法実施の場合のみ)について、特定不妊治療費助成事業の助成額に5万円を増額することとなりました。(平成27年度申請はありません)

平成28年度からの新制度移行に伴い、平成26、27年度は経過措置を設定しています。

## ①妻の年齢が39歳以下の申請者(新制度適用)

通算6回目までは1回あたり15万円を限度、7回目以降は1回あたり10万円を限度。

## ②継続申請者又は妻の年齢が40歳以上の新規申請者(現行制度適用)

初めての申請の年は1~3回目は15万円を限度、2年目以降の申請については1、2回目は15万円を限度、3回目は10万円を限度に、年度あたり3回まで助成しています。(通算6年目以降、通算11回目以降の申請の年、採卵に至らない治療については10万円限度)(表7)

表 7 特定不妊治療費助成事業実施状況

各年度末現在

年 度	申請数	治療内容		妊娠有
		体外受精	顕微授精	
平成 23 年度	259	129	127	65
平成 24 年度	247	124	102	42
平成 25 年度	250	121	123	58
平成 26 年度	260	125	132	57
平成 27 年度	307	166	136	78

注) 体外受精及び顕微授精に至る前に、治療を中断したのものも含まれています。

#### カ 管内母子関係機関連絡会

妊娠・出産、子育てが安心・安全にできるよう、切れ目ない支援の体制づくりが求められており、特に妊娠期における特定妊婦への支援や出産後 1～2 か月の育児不安が強いとされる時期への早期の支援が重要となってきています。

そこで、妊娠期～子育て期までの途切れのない支援を目指し、管内の母子関係機関の相互の連携を図ることを目的として管内母子関係機関連絡会を開催しました。(表 8)

表 8 管内母子関係機関連絡会開催状況

平成 27 年度

開催日時・場所	内 容	出席者
<b>【日時】</b> 平成 27 年 12 月 10 日 (木) 13 時 30 分～16 時 00 分 <b>【場所】</b> 丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報交換 事業紹介等</li> <li>・ 意見交換 現状と課題等</li> </ul>	<b>【参加者数】</b> 17 名 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管内産婦人科・助産所 医師、助産師</li> <li>・ 管内市町 母子保健担当保健師、看護師</li> <li>・ 丹南健康福祉センター 保健師、家庭相談員</li> </ul>



## 17 難病対策

### (1) 特定医療費（指定難病）支給認定制度

難病のうち特定疾患については、研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及と患者の医療費の負担軽減を図ってきました。平成 27 年 1 月 1 日より「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、新たな難病の医療費助成制度が始まり、対象疾患が増加しました。（表 2）

### (2) 医療相談事業

平成 3 年度から、難病患者を対象に疾患に対する知識の普及や患者同士の交流を図るため、講演会や相談会を開催しています。平成 27 年度はお薬の相談会や就労相談等の個別相談会を盛り込んで実施しました。（表 1）

表 1 医療相談会実施状況

平成 27 年度

	開催年月日 会 場	対 象	参加数 (人)	内 容	指導者・講師
1	平成 27 年 7 月 24 日 越前市福祉健康センター	筋・神経系疾患	9	・パーキンソン病治療薬についての講演会 ・お薬の個別相談会	薬剤師
2	平成 27 年 10 月 21 日 鯖江健康福祉センター (アイアイ鯖江)	ステロイド剤や免疫抑制剤内服者	13	・ステロイド内服薬についての講演会 ・お薬の個別相談会	薬剤師
3	平成 27 年 11 月 28 日 丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	消化器系難病	16	・消化器系難病についての講演会 ・個別相談会 ・就労相談会	・消化器系難病 専門医 ・難病支援センター 就労相談員
合 計			38		

表2 特定医療費(指定難病)医療受給者証交付状況

各年度末現在

番号	病名	平成 26年度	平成 27年度	各年度末現在				
				鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
2	筋萎縮性側索硬化症	9	8	2	4	2	0	0
5	進行性核上性麻痺	16	17	8	6	1	0	2
6	パーキンソン病	213	217	81	101	3	10	22
7	大脳皮質基底核変性症	10	10	3	5	0	1	1
11	重症筋無力症	27	23	11	11	0	0	1
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	32	34	11	13	0	4	6
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多巣性運動ニューロパチー	6	6	1	2	0	1	2
17	多系統萎縮症	16	15	7	5	0	1	2
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	44	47	23	22	0	1	1
19	ライソゾーム病	5	5	4	0	0	1	0
21	ミトコンドリア病	2	3	1	0	0	0	2
22	もやもや病	24	26	7	13	0	2	4
23	プリオン病	1	2	2	0	0	0	0
28	全身性アミロイドーシス	10	12	6	5	0	0	1
34	神経線維腫症	12	15	5	8	1	1	0
35	天疱瘡	6	6	4	2	0	0	0
36	表皮水疱症	1	1	0	1	0	0	0
37	膿疱性乾癬(汎発型)	1	1	1	0	0	0	0
40	高安静脈炎	5	5	1	1	0	1	2
42	結節性多発動脈炎	2	2	0	2	0	0	0
43	顕微鏡的多発血管炎	4	6	2	4	0	0	0
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	0	1	1	0	0	0	0
46	悪性関節リウマチ	13	14	3	7	1	0	3
47	バージャー病	7	6	2	3	0	0	1
49	全身性エリテマトーデス	67	69	27	31	0	2	9
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	23	28	10	12	0	3	3
51	全身性強皮症	35	40	13	16	0	6	5
52	混合性結合組織病	27	28	10	12	0	0	6
53	シェーグレン症候群	1	2	2	0	0	0	0
54	成人スチル病	0	1	0	1	0	0	0
55	再発性多発軟骨炎	2	3	2	0	0	1	0
56	ベーチェット病	22	21	3	12	0	4	2
57	特発性拡張型心筋症	23	22	6	11	1	2	2
58	肥大型心筋症	7	8	1	3	0	1	3
60	再生不良性貧血	13	15	4	9	0	0	2
61	自己免疫性溶血性貧血	0	2	1	1	0	0	0
63	特発性血小板減少性紫斑病	46	47	12	24	0	2	9
66	IgA腎症	0	10	2	4	0	1	3
67	多発性嚢胞腎	2	7	1	1	0	3	2
68	黄色靭帯骨化症	17	19	5	9	0	1	4
69	後縦靭帯骨化症	88	82	29	38	3	6	6
70	広範脊柱管狭窄症	18	14	6	6	0	1	1
71	特発性大腿骨頭壊死症	28	22	4	11	0	3	4
72	下垂体性ADH分泌異常症	0	1	1	0	0	0	0
73	下垂体性TSH分泌亢進症	1	1	1	0	0	0	0
74	下垂体性PRL分泌亢進症	2	2	1	0	0	0	1
75	クッシング病	2	2	1	1	0	0	0
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	1	1	0	1	0	0	0
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	4	1	1	0	0	0	0
78	下垂体前葉機能低下症	5	6	3	1	0	2	0
83	アジソン病	0	1	0	0	0	1	0
84	サルコイドーシス	30	30	8	12	2	4	4
85	特発性間質性肺炎	11	16	7	5	0	2	2
86	肺動脈性肺高血圧症	8	8	3	3	0	0	2
88	慢性血栓性肺高血圧症	5	5	2	2	0	0	1
89	リンパ脈管筋腫症	1	2	0	2	0	0	0

番号	病名	平成	平成					
		26年度	27年度	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
90	網膜色素変性症	20	21	4	13	0	0	4
91	バッド・キアリ症候群	1	1	0	1	0	0	0
93	原発性胆汁性肝硬変	34	38	18	14	1	2	3
94	原発性硬化性胆管炎	0	1	0	1	0	0	0
95	自己免疫性肝炎	0	1	0	0	0	0	1
96	クローン病	51	55	18	30	0	1	6
97	潰瘍性大腸炎	195	201	65	107	2	10	17
113	筋ジストロフィー	0	2	1	0	0	0	1
122	脳表ヘモジデリン沈着症	0	1	0	1	0	0	0
162	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)	0	2	1	0	0	0	1
171	ウィルソン病	0	1	1	0	0	0	0
220	急速進行性糸球体腎炎	0	1	1	0	0	0	0
222	一次性ネフローゼ症候群	0	4	1	2	0	0	1
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	0	1	0	0	0	0	1
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	0	1	0	0	0	1	0
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	0	1	0	0	0	1	0
300	I g G 4 関連疾患	0	2	1	1	0	0	0
	合計	1,256	1,332	463	613	17	83	156

### (3) 在宅難病患者訪問指導（診療）事業

平成10年度から、日常生活全般において介助を必要とする通院困難な在宅難病患者に対して、専門の診療班を設置し、訪問診療を行っています。診療班の構成員は、専門医、主治医、ケアマネジャー、看護師、保健師等です。

### (4) 在宅難病患者家庭訪問・相談事業

平成5年度から、在宅の難病患者及び家族に対して、保健師等が家庭訪問を通して療養相談を実施しています。また、指定難病医療の請等で来所した際や電話でも、療養や日常生活に関する各種相談を実施しています。（表3）

表3 難病患者家庭訪問・相談状況

各年度末現在

区 分 年 度	家庭訪問		面接相談	電話相談
	実件数	延件数	延件数	延件数
平成24年度	26	60	2,805	1,558
平成25年度	18	39	2,223	1,309
平成26年度	25	87	2,200	148
平成27年度	31	75	2,334	699

（地域保健事業報告より）

### (5) 患者・家族の会等の支援

管内には、2つの患者会と家族会があり、交流会や相談会、勉強会、レクリエーション等の活動を行っています。当センターは事務局となり、活動を支援しています。（表4）

表4 患者会・家族の会等支援状況

平成27年度

会の名称	対 象	発足年度	開催回数	延参加者数
いきいき会 (神経難病家族の会)	神経難病患者及び家族	平成8年度	4回	25名
ほのぼの会 (難病患者と家族の会)	難病患者及び家族	平成10年度	4回	22名

(6) 難病地域ケアシステム検討会議

難病患者の入院から在宅までの一貫した支援を促進するため、地域における難病支援の現状、問題点、課題、対策等について検討し、地域ケアシステムを構築することを目的に関係機関との会議を開催しています。(表5)

表5 難病地域ケアシステム検討会議開催状況 平成27年度

開催日	出席者	内容
平成27年 5月14日	鯖江市健康課職員 2名 丹南健康福祉センター職員 3名	医療依存度の高い難病患者の 災害対策についての意見交換
平成27年 12月15日	管内市町職員 12名 管内訪問看護ステーション 15名 管内医院 1名 丹南健康福祉センター職員 7名	・丹南管内の在宅難病患者の 状況、災害の備えの状況 ・市町の平常時、災害時にお ける役割と訪問看護ステーシ ョンにおける災害時の備えに ついての講演
平成28年 1月21日	患者本人とその家族 3名 介護支援専門員、訪問看護師、町役場福祉課 3名 丹南健康福祉センター職員 1名	災害時個別対応マニュアル作 成に関する検討を実施
平成28年 2月26日	患者の家族 2名 介護支援専門員、訪問看護師、市社会福祉課 3名 丹南健康福祉センター職員 1名	災害時個別対応マニュアル作 成に関する検討を実施
平成28年 3月22日	感染管理認定看護師 2名 訪問看護師 3名 通所施設職員 3名 短期入所施設職員 2名 訪問作業療法士、訪問介護士、介護支援専門 員、町地域包括支援センター、町保健福祉 課、福祉用具会社 6名 丹南健康福祉センター職員 3名	耐性菌感染症についての感染 対策状況とケア体制について

(7) 重症難病患者在宅療養支援事業

平成19年度より、人工呼吸器を装着した重症難病患者の在宅療養を支援するため、介護者の疾病や休養のために、一時入院及び長時間訪問看護を支援する事業を行っています。平成23年度からは、気管切開をした重症難病患者に対象を拡大しました。

平成27年度の対象者は5名で、介護者の休養などの理由により1名が一時入院を利用しました。

## 18 精神保健福祉

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、当センターでは①精神障害者の診察及び保護の申請に対する対応、②精神保健福祉相談事業、③関係機関との会議・研修、④丹南地域自殺対策、⑤関係団体への支援等を行っています。

### (1) 管内精神障害者の現状

#### ア 精神障害者診察及び保護申請通報状況

表 1 精神保健福祉法に基づく診察等申請通報届出処理状況及び措置状況

項目 年度	通報等件数							処理状況		
	一 般	警察官	検察官	保護観察 所長	矯正施設 所長	病 院 管理者	計	措 置 入 院	措 置 不要等	計
平成 23 年度	0	16	3	0	1	0	20	8	12	20
平成 24 年度	0	14	1	0	2	0	17	5	12	17
平成 25 年度	0	16	5	0	2	0	23	6	17	23
平成 26 年度	1	17	4	0	2	0	24	8	16	24
平成 27 年度	3	21	2	0	4	0	30	7	23	30
(再計：住所地特例)	0	3	0	0	0	0	3	2	1	3

注) 平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日まで福井保健所管内への精神保健福祉法に基づく申請のうち、福井保健所管外に住所地がある通報対象者の場合、福井保健所が受理を行い、住所地を管轄する保健所が精神保健福祉法に基づく対応をしました。(住所地特例)

#### イ 精神障害者入院通院患者数

表 2 入院通院患者数（市町別）

(人)

区分	市町	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	福井県
		入院患者数	平成 25 年度	155	204	6	23	62
	平成 26 年度	155	218	5	29	59	466	1,983
	平成 27 年度	160	217	6	24	58	465	1,936
通院患者数	平成 25 年度	1,998	3,392	133	423	714	6,660	25,643
	平成 26 年度	2,351	3,438	172	452	775	7,188	26,633
	平成 27 年度	2,341	3,609	156	493	798	7,397	28,289

注) 入院患者数は、各年 3 月末時点の入院患者数（県内精神科病院 15 ヶ所の集計数）、通院患者数は、各年 3 月 1 か月間の通院患者実数（県内指定自立支援医療機関（精神医療）集計数）  
(福井県障害福祉課資料)

表3 入院形態別患者数（市町別）

平成 28. 3. 31 現在

市町		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	福井県
合計	計	160	217	6	24	58	465	1,936
	男	81	118	2	12	29	242	894
	女	79	99	4	12	29	223	1,042
措置入院	計	1	0	0	0	0	1	12
	男	1	0	0	0	0	1	8
	女	0	0	0	0	0	0	4
医療保護入院	計	76	90	1	7	27	201	1,016
	男	37	42	0	4	15	98	452
	女	39	48	1	3	12	103	564
任意入院	計	83	127	5	17	31	263	907
	男	43	76	2	8	14	143	434
	女	40	51	3	9	17	120	473
その他	計	0	0	0	0	0	0	1
	男	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	1

(福井県障害福祉課資料)

## (2) 精神保健福祉活動状況

## ア 精神保健福祉相談・訪問指導状況

当事者やその家族、関係者からの電話や面接相談、必要に応じて訪問指導を実施しています。さらに定例相談日を設けて精神科嘱託医による相談を行っています。(表4、5、6、7、8)

表4 精神科嘱託医師による相談状況（定例精神相談 第1・3木曜日）

年度	種別	実人員	延人数							計
			老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	
平成25年度		31	2	3	3	0	2	14	9	33
平成26年度		23	5	1	1	0	3	8	6	24
平成27年度		33	2	2	1	0	4	5	20	34

表5 面接相談状況（定例精神相談以外）

年度	種別	実人員	延人数							計
			老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	
平成25年度		82	1	43	6	0	3	58	57	168
平成26年度		80	1	5	1	0	0	25	144	176
平成27年度		58	4	0	0	0	0	18	76	98

表 6 訪問指導状況

種別 年度	実人員	延人数							
		老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	計
平成 25 年度	51	1	33	8	0	0	46	64	152
平成 26 年度	52	0	27	6	0	1	4	138	176
平成 27 年度	51	3	3	0	0	0	3	116	125

表 8 コーディネート件数  
(個別ケースに関する関係機関等との連絡・調整)

表 7 電話相談状況

年度	延人員
平成 25 年度	715
平成 26 年度	1,097
平成 27 年度	790

年度	延人員
平成 25 年度	356
平成 26 年度	252
平成 27 年度	644

イ 関係機関との連携

管内の関係機関との連携の強化、職員の資質向上を目的とした会議や事例検討会を開催しています。

平成 26 年度からは、丹南地区自立支援協議会相談支援事業所等連絡会との共催により、精神障害者の入院から退院までの地域移行、地域での生活を支える地域定着のための連携会議及び研修会等を開催しています。(表 9)

表 9 会議及び研修会

平成 27 年度

会議名、開催月日	内 容	助言者・講師	参加人数	開催場所
精神保健福祉連絡会議（緊急支援） 平成 27 年 7 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>各関係機関の業務説明</li> <li>事例を通しての意見交換</li> </ul>	嘱託医 みどりヶ丘病院 院長 綱澤卓也氏	警察、精神科病院 職員、精神科救急 情報センター職員 13 名	丹南健康福祉センター
精神保健福祉連絡会議（精神科医療と地域ケアの連携） 平成 27 年 6 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例検討会</li> <li>パーソナリティー障害患者の生活支援について</li> <li>グループワーク</li> </ul>	福井県立大学看護福祉学部 准教授 吉川公章氏	相談支援事業所、 精神科医療機関、 訪問看護ステーション、 市町担当者 50 名	鯖江市まなべの館
精神保健福祉連絡会議（精神科医療と地域ケアの連携） 平成 27 年 11 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>シンポジウム</li> <li>事例を通して意見交換</li> </ul>	松原病院地域連携室 田中任代氏  障がい相談支援センターえちぜん 吉田隆達氏	相談支援事業所、 精神科医療機関、 訪問看護ステーション、 市町担当者 35 名	鯖江市ユーカーさばえ

(3) 丹南地域自殺対策

丹南地域では「自殺を考えている人が、自殺を思いとどまり安心して生きていくことができる地域づくり」をめざして、平成 21 年度から関係機関や団体等による総合的な自殺予防体制の構築を図っています。

平成 23 年度には自殺予防を地域で展開するため、住民向けうつ病啓発紙芝居 2 種類（高齢者用「ポンポコ山の聞き耳ずきん」、中高年用「お父さん「ハイ」新聞」）を作成しました。

さらに、平成 24 年度には自殺のハイリスク者に対する支援として、弁護士、臨床心理士、消費者センター職員等で構成した悩みごと総合相談会を開催するとともに、自殺未遂者対応ワーキング会議を立ち上げ、自傷行為者の救急医療に携わる関係機関とともに、自殺未遂者の再企図予防や自死遺族に対する支援を検討しました。

また、救急医療機関関係者の支援技術を高めるために、平成 25 年度には自殺未遂者対応に関する研修会を開催しました。平成 26 年度からはゲートキーパー養成研修受講者の希望者に対し、ゲートキーパー・スキルアップ研修を開催し、地域で支えるしくみを強化しています。(表 10、11)

表 10 自殺予防体制の充実強化に関する会議開催状況 平成 27 年度

会議名	開催日	委員	活動内容
自殺対策ネットワーク会議	平成 27 年 10 月 1 日	弁護士、労働基準監督署、公共職業安定所、地域産業保健センター、消防組合、警察署、精神科病院及び市町保健担当者等 23 機関・団体 24 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内の自殺の状況について</li> <li>・各関係機関における取組みについて</li> <li>・意見交換 ～地域での相談事例から関係機関の連携について考える～</li> </ul>
自殺対策市町担当者会議	平成 27 年 6 月 24 日	市町保健担当者 6 機関 8 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町における自殺対策事業取組状況及び情報交換</li> <li>・ゲートキーパー・スキルアップ研修(案)について</li> </ul>



表 11 丹南地域における自殺対策に関する相談会、研修会の開催状況

平成 27 年度

事業名	開催日	参加者・件数	内 容
悩みごと 総合相談会	【第 1 回】 平成 27 年 9 月 26 日 (土)	①法律相談 ②こころの相談 ③消費者トラブルの相談 ④ひきこもりの相談 ⑤生活困窮者に関する相談 ⑥健康相談 延 12 件	会場：丹南健康福祉センター鯖江庁舎 相談対応者：弁護士、臨床心理士、消費 生活支援センター相談員、ひきこもり支 援センター職員、生活困窮者自立支援 員、保健師
	【第 2 回】 平成 28 年 3 月 6 日 (日)	①法律相談 ②こころの相談 ③消費者トラブルの相談 ④ひきこもりの相談 ⑤生活困窮者に関する相談 ⑥健康相談 延 7 件	会場：越前市福祉健康センター 相談対応者：弁護士、精神科医師、臨床 心理士、ひきこもり支援センター職員、 消費生活支援センター相談員、生活困窮 者自立支援員、保健師 その他：越前市のこころの健康フェアと 共催で開催
ゲートキー パー・スキ ルアップ研 修会	平成 27 年 11 月 12 日 (木)	管内市町のゲートキーパー 養成研修会を受講した者 40 名	活動発表 「いのちのタスキ」を受け取って ～相談機関につながったその後～ 発表者 みどりヶ丘病院 精神保健福祉士 福岡理明氏 越前市健康課 主幹 岩田ゆき氏 講義と演習 「いのちのタスキ」のつなぎ方 講師 心理相談室アシスト 臨床心理士 岡本克己氏

(4) 関係団体への支援

ア 家族会支援

精神障害への理解を深め、家族同士が協力し支え合って悩みを解消するとともに、地域に  
向けて障害者の住みやすい社会づくりや社会復帰に向けた前向きな取り組みができるよう支援  
しています。(表 12)

表 12 家族会の活動状況

平成 28.3.31 現在

名称	内容	会員数	活 動 内 容
つつじ会		38	・例会 ・役員会 ・学習会 ・交流会 ・広報等
四つ葉会		24	
芦山会		5	

## イ 精神保健ボランティア支援

以前開催した「こころの健康ボランティア講座」の受講者の中から精神保健ボランティアが誕生し、2つのボランティアの会が設立されました。精神障害者が暮らしやすいまちづくりを目指して、社会復帰施設への協力や研修会の参加等を積極的に実施しています。(表13)

表13 精神保健ボランティアの会の活動状況

平成28.3.31現在

名称	内容	会員数	活動内容
みちくさの会(鯖江)		13	・例会 ・役員会 ・会議、研修会 ・交流会 ・家族会協力 ・社会復帰施設協力 ・広報等
ほのぼの会(武生)		19	

## 19 感染症対策

平成19年4月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)が改正され、病原体の管理体制の確立や、感染症の分類の見直し、新たな届出対象疾患の追加が行われました。

平成20年5月には、新型インフルエンザ対策を充実するため、「鳥インフルエンザ(H5N1)」を指定感染症から二類感染症に位置づけ、「鳥インフルエンザ(H5N1)」に対する入院措置等の法的根拠が整備されました。

また、新型インフルエンザを感染症法に位置付け、感染したおそれのある者に対する健康状態の報告要請や外出自粛の要請を規定する法改正が行われました。

平成23年1月28日から四類感染症に「チクングニア熱」、五類感染症に「薬剤耐性アシネトバクター感染症」が追加され、平成25年3月4日から四類感染症に「重症熱性血小板減少症候群」が追加されました。

また、平成25年4月1日から五類感染症に「侵襲性インフルエンザ菌感染症」、「侵襲性肺炎球菌感染症」が追加され、平成25年5月6日に「鳥インフルエンザ(H7N9)」、平成26年7月26日に「中東呼吸器症候群(MERS)」が指定感染症として位置づけられました。

平成27年1月21日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が施行され、これまで指定感染症であった「鳥インフルエンザ(H7N9)」、「中東呼吸器症候群(MERS)」が二類感染症へ追加され、平成28年2月15日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令が公布され「ジカウイルス感染症」が四類感染症に追加されました。

### (1) 感染症発生動向調査の実施

感染症の流行状況及び流行実態を正確に把握し、適切な予防対策を行うために、感染症発生動向調査を実施しています。全数把握対象感染症の届出や、定点把握対象感染症の週単位・月単位の患者数の報告を受け、当センターではシステムに入力を行っています。また、流行する病原体の実態を把握、分析するため感染症発生動向調査病原体検査を医療機関の協力のもと行っています。これら感染症発生動向調査の集計分析結果については、全国の情報と併せて管内市町・医療機関等へ広く還元し、予防対策に役立てています。

表1 感染症発生動向調査病原体検査

定点区分	小児科	眼科	小児科・基幹病院
検査対象疾病	咽頭結膜熱 感染性胃腸炎	眼科2疾患 <sup>1)</sup>	エンテロウイルス系疾患 <sup>2)</sup>
平成27年度検体採取数	5	6	4

1) 眼科2疾患＝流行性角結膜炎及び急性出血性結膜炎

2) エンテロウイルス系疾患＝無菌性髄膜炎、手足口病、ヘルパンギーナ

(2) 感染症発生届出及び対応状況

一類～四類感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症に罹患していると疑われる者、厚生労働省令で定める五類感染症の患者を診断したときは、医師から保健所に届出があります。

当センターでは、発生届を受理後、感染症発生時の拡大防止のため、迅速かつ的確な対応を行っています。

また、全数報告が義務付けられている感染症以外の五類感染症（感染性胃腸炎・インフルエンザ等）については、学校や社会福祉施設等から集団発生に関する報告や相談があった場合、当センター職員が訪問調査等を行い感染拡大防止の指導を実施しています。一般住民や関係機関等からの感染症に関する電話相談についても随時対応しています。

表 2 感染症発生届出件数

平成 27 年度

感染症類型	感染症名	件数
一類	なし	なし
二類	結核	23
三類	腸管出血性大腸菌感染症	4
四類	レジオネラ症	6
	つつが虫病	1
五類（全数報告）	急性脳症	1
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	1
	アメーバ赤痢	1

注) 一類～四類感染症は、全数直ちに届出が必要、五類感染症は全数届出と定点報告があり、7日以内に届出が必要です。

表 3 感染症の相談対応数

平成 27 年度

感染症名	対応件数
結核	23
中東呼吸器症候群（MERS）疑い	4
腸管出血性大腸菌感染症（疑いも含む）	5
レジオネラ症	6
レプトスピラ感染症疑い	1
つつが虫病	1
SFTS 疑い	2
インフルエンザ	9
感染性胃腸炎	7

(3) ライフステージ別感染症教室

結核、感染症等に関する正しい知識の普及啓発を図り、感染症の発生や感染拡大の予防のために、研修会・出前講習会を開催しました。

表4 感染症教室の実施状況

平成27年度

	開催年月日	内 容	対 象	参加人数
1	平成27年 7月10日(金)	感染症予防対策について	訪問介護事業所職員	12
2	平成27年 9月10日(木)	感染症予防対策について	社会福祉協議会職員	40
3	平成27年11月20日(金)	感染症予防対策について	越前市介護サービス事業所職員	57
4	平成27年12月 2日(水)	子どもがかかりやすい感染症	幼稚園・保育園の職員	40
5	平成27年12月 4日(金)	施設内の感染症対策について	高齢者等施設管理者及び感染管理責任者	96
6	平成28年 2月 2日(火)	感染症予防策について	介護サービス事業所職員	12
7	平成28年 2月15日(月)	感染症予防策について	認定こども園職員	8
8	平成28年 2月18日(木)	感染症予防策について	幼稚園職員	10
9	平成28年 3月 1日(火)	感染症予防策について	保育施設職員	13
10	平成28年 3月 2日(水)	感染症予防策について	グループホーム職員	16
11	平成28年 3月 4日(金)	感染症予防策について	介護福祉施設職員	35

(4) 新型インフルエンザ対策

病原性が高い新型インフルエンザや新感染症に対して、国民の生命や健康を保護し、国民の生活・経済に及ぼす影響を最小限とすることを目的に、平成 25 年 4 月「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行されました。

本法では、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画や発生時における緊急事態措置等について定めるなど、新型インフルエンザ等に対する対策の強化が図られています。

県では、平成25年12月に「福井県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や措置等を示しました。

また、管内市町においても平成26年11月末までに国や県の行動計画等の考え方との整合性を確保しつつ、「市町行動計画」を策定しました。

県の行動計画では、発生前の段階から、健康福祉センター単位で市町、郡市医師会及び医療機関等の関係者からなる「新型インフルエンザ地域調整会議」を設置し、地域の実情に応じた医療体制の整備等について具体的な検討を進めることとされています。

平成 26 年度の新型インフルエンザ地域調整会議では、新型インフルエンザ等対策に係る最新情報の提供や発生段階に応じた対策等を確認するとともに、市町が実施主体となる住民接種体制の整備状況について報告し意見交換等を行いました。

さらに、平成 27 年度の新型インフルエンザ地域調整会議では、接種対象者別の住民接種体制について意見交換を行いました。

表 5 管内の市町行動計画作成状況

市町名	作成年月日
鯖江市	平成 26 年 3 月 28 日
越前市	平成 26 年 3 月 24 日
池田町	平成 26 年 1 月 20 日
南越前町	平成 26 年 6 月 20 日
越前町	平成 26 年 3 月 10 日

表 6 新型インフルエンザ地域調整会議実施状況

平成 27 年度

実施日・場所	出席者	内 容
平成 28 年 3 月 17 日(木) 19:00~20:30 丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	郡市医師会、歯科医師会、薬剤師会、感染症指定医療機関、帰国者・接触者外来を設置する医療機関、市町	1. 新型インフルエンザに関する最新情報 鳥インフルエンザ発生状況 平成 27 年度の県の取り組みについて 2. 予防接種について 特定接種について 住民接種について

(5) エイズ・肝炎予防対策

平成元年にエイズの蔓延の防止に必要な措置を定めたエイズ予防法は、平成 11 年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に統合され、平成 15 年の「感染症法」改正により五類感染症に含まれました。

当センターにおいても、昭和 62 年からエイズの感染予防や感染の不安に対応するための、電話及び面接相談を実施しています。平成 5 年度からは安心して受けられる検査体制を整備し、平成 6 年度からは同検査を無料化し「保健所でのエイズ相談業務及び HIV 抗体検査マニュアル」（平成 26 年 4 月 1 日改定）に基づき月 2 回の定例エイズ相談及び随時の相談を行っており、平成 22 年 6 月からは月 3 回実施しています。平成 18 年度より、HIV 検査普及週間及び世界エイズデーに合わせ、予防意識の向上・検査機会の拡大のため、休日エイズ相談・HIV 抗体検査を実施しています。

また、平成 18 年 11 月よりエイズ相談検査日に併せて、B 型肝炎、C 型肝炎の肝炎検査についても、「保健所での肝炎相談業務及び肝炎ウイルス検査マニュアル」（平成 26 年 4 月 1 日改定）に基づき、年齢制限なく単独でも実施するようになりました。なお、厚生労働省が、フィブリノゲン製剤納入先医療機関名の再公表に伴い C 型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけを行ったため、平成 19 年度は肝炎相談及び検査件数が多数みられました。

平成 27 年度も平成 26 年度と同様に、HIV 抗体検査に併せての肝炎検査が大半を占めました。

表 7 エイズ相談、HIV 抗体検査実施状況（単位：件）

区分 年度	相談件数	HIV 抗体検査数
平成 23 年度	102(40)	70(40)
平成 24 年度	153(39)	99(39)
平成 25 年度	183(66)	132(59)
平成 26 年度	116(33)	84(33)
平成 27 年度	135(44)	90(44)

注）（ ）内は夜間相談・検査件数で内数

表 8 肝炎相談、検査実施状況（単位：件）

区分 年度	B型肝炎		C型肝炎	
	相談件数	HBs抗原検査数	相談件数	HCV抗体等検査数
平成23年度	66	62	30	25
平成24年度	95	85	93	78
平成25年度	138	124	133	112
平成26年度	104	79	95	70
平成27年度	116	96	111	72

(6) 肝炎治療特別促進事業

B型肝炎、C型肝炎は、肝炎ウイルスによる国内最大級の感染症であり、放置すると慢性肝炎から肝硬変や肝がんといった重篤な病態に進行する疾患です。以前は治療の難しい病気とされていましたが、インターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療、インターフェロンフリー治療が奏功すれば、それを防ぐことが可能です。

そこで、平成20年4月から、肝炎の早期治療を促進し、将来の肝硬変、肝がんの予防を目的として、インターフェロン治療に対する医療費助成が開始され、平成21年には肝炎対策基本法が制定されました。

これまで、自己負担限度額の引き下げや助成範囲の拡充等が行われ、平成27年度においては、6月からはソホスブビル及びリバビリン併用療法、9月からはハーボニー配合錠、11月からはヴィキラックス配合錠がそれぞれ助成対象に追加されるなど、インターフェロンフリー治療の助成範囲が大幅に拡充されました。今後も新薬の開発等によって肝炎患者に対する助成の範囲が拡大されていくことが期待されています。

表9 肝炎治療助成に関する申請件数 (単位：件) 平成27年度

内 容		件 数
インターフェロン治療	新規申請	0
	2回目の制度利用	
	助成期間の延長申請（副作用による中断による）	
	助成期間の延長届出	
インターフェロンフリー治療	新規申請	79
	再治療申請	0
核酸アナログ製剤治療	新規申請	12
	更新申請	126

(7) ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は自覚症状がほとんどないため、市町や県の肝炎ウイルス検査等で陽性と判定されても、医療機関等での精密検査を受けず、重症化させてしまう場合があります。また、経済的な理由から、定期的な医療機関への受診を控え、結果的に治療の時期を逃してしまう方もいます。

そこで、平成27年4月より、ウイルス性肝炎の方々の重症化予防を目的として、県や市町の肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方に対する医療機関での初回の精密検査費用の助成及び定期検査費用の助成制度が開始されました。

表10 検査費用助成に関する申請件数 (単位：件) 平成27年度

内容	件数
初回精密検査費用請求	0
定期検査費用請求	0

## (8) 予防接種

定期予防接種は「予防接種法」に基づき市町において実施しています。

表 11 定期予防接種実施状況

種 別			年 度		平成 27 年度					備考
			接 種	済 者	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
急性灰白髄炎 (ポリオワクチン)	第 1 回	接種済者数	683	762	15	84	176	8 歳		
		率(%)	96.6	99.1	100.0	100.0	97.2			
	第 2 回	接種済者数	680	753	14	84	174	8 歳		
		率(%)	96.2	97.9	93.3	100.0	95.6			
百日咳、 ジフテリア、 破傷風 (DPT ワクチン)	第 1 期	第 1 回	接種済者数	676	759	15	83	177	8 歳	
		率(%)	95.6	98.7	100.0	98.8	97.8			
	第 2 回	接種済者数	673	757	15	83	174	8 歳		
		率(%)	95.2	98.4	100.0	98.8	96.1			
	第 3 回	接種済者数	669	742	15	83	172	8 歳		
		率(%)	94.6	96.5	100.0	98.8	95.0			
1 期 追加	接種済者数	664	741	15	82	168	8 歳			
率(%)	93.9	96.4	100.0	97.6	92.8					
ジフテリア、破傷風 (DT トキソイド)	第 2 期	接種済者数	647	746	13	93	185	13 歳		
		率(%)	85.7	90.0	61.9	91.2	84.1			
麻しん 風しん (MR ワクチン)	第 1 期	接種済者数	585	636	7	77	131	2 歳		
		率(%)	95.4	96.2	100.0	102.7	93.6			
	第 2 期	接種済者数	676	725	13	91	191	7 歳		
		率(%)	94.8	97.4	92.9	97.8	91.4			
日本脳炎 (日本脳炎 ワクチン)	1 期 初回	第 1 回	接種済者数	605	670	7	89	173	13 歳	
		率(%)	80.1	80.8	33.3	87.3	78.6			
	第 2 回	接種済者数	588	639	7	83	168	13 歳		
		率(%)	77.9	77.1	33.3	81.4	76.4			
	1 期 追加	接種済者数	494	525	3	70	151	13 歳		
		率(%)	65.4	63.3	14.3	68.6	68.6			
	2 期	接種済者数	8	71	0	13	43	13 歳		
		率(%)	1.1	8.6	0.0	12.7	19.5			
結核 (BCG ワクチン)			接種済者数	607	668	16	81	143	1 歳	
			率(%)	97.3	96.0	100.0	101.3	102.9		
Hib (ヒブワクチン)			接種済者数	511	457	10	52	126	6 歳	
			率(%)	76.0	62.4	47.6	73.2	70.0		
肺炎 (小児用肺炎球菌ワクチン)			接種済者数	448	447	10	50	110	6 歳	
			率(%)	66.7	61.1	47.6	70.4	61.1		
水痘 (水痘ワクチン)	1 回目	接種済者数	469	409	14	44	100	3 歳		
		率(%)	69.8	58.8	100.0	62.0	60.2			
	2 回目	接種済者数	411	307	9	28	89	3 歳		
		率(%)	61.2	44.2	64.3	39.4	53.6			
インフルエンザ (インフルエンザワクチン)			接種済者数	9,004	12,079	779	2,368	3,925	65 歳 以上	
			率(%)	50.6	53.7	64.2	63.1	53.9		
高齢者の肺炎球菌 (23価肺炎球菌ワクチン)			接種済者数	403	543	20	114	188	65 歳	
			率(%)	38.6	41.4	40.0	53.8	43.7		

※資料：定期予防接種実施状況調査（県健康増進課）

各予防接種の実施数、率は備考欄記載の年齢時のものである。



## 20 結核予防・対策

結核予防法は、平成19年4月1日から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、感染症法という）に一元化され、結核は二類感染症に位置づけられました。

結核は、医療や生活水準の向上により薬で完治できるようになりましたが、日本では毎年約2万人の新しい結核患者が発生しており、主要な感染症です。

### (1) 結核登録者の状況

平成27年は、13名の結核患者が発生し、そのうち70歳以上の高齢者が10名で、高齢者の発病が増加しています。(表1～3)

表1 結核患者登録者数・新登録者数（市町別・年次別） (人)

年 市町	登録者数			新登録者数		
	平成25年	平成26年	平成27年	平成25年	平成26年	平成27年
鯖江市	22(15)	19(14)	18(12)	13(8)	7(3)	7(5)
越前市	25(9)	21(5)	10(1)	11(1)	7(1)	3(0)
池田町	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)
南越前町	2(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	2(0)
越前町	6(3)	6(2)	5(3)	1(0)	3(0)	1(3)
管内計	56(27)	48(21)	35(16)	27(9)	17(4)	13(8)
県計	234(126)	224(118)	200(97)	109(45)	108(43)	72(33)
管内罹患率 (人口10万対)	新登録者数			14.4	9.1	7.0
	潜在性結核感染者数			4.8	2.1	4.3
県罹患率 (人口10万対)	新登録者数			13.7	13.7	9.1
	潜在性結核感染者数			5.7	5.4	4.2

注) ( ) 内は潜在性結核感染症者数別掲。

表2 平成27年結核患者新登録者数（活動性分類別・性・年齢階級別） (人)

活動性 分類 年齢別	活動性結核														(別掲) 潜在性結核 感染症			
	総数			肺結核活動性									肺外結核活動性					
				喀痰塗抹陽性			その他菌陽性			菌陰性その他								
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
0～4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
5～9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10～14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15～19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30～39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
40～49	1	1	2	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2
50～59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
60～69	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
70～	4	6	10	3	3	6	1	1	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0
計	6	7	13	5	3	8	1	2	3	0	0	0	0	2	2	1	7	8

表3 平成27年結核患者新登録者数（年齢階級別・市町別）

（人）

年齢別 市町	総数			0～19		20～29		30～39		40～49		50～59		60～69		70～	
	男	女	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
鯖江市	5 (1)	2 (4)	7 (5)	0	0 (1)	0	0	0	0	1	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0	0 (1)	4	2
越前市	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
池田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南越前町	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
越前町	1	0 (3)	1 (3)	0	0	0	0	0	0 (1)	0	0 (1)	0	0 (1)	1	0	0	0
計	6 (1)	7 (7)	13 (8)	0	0 (1)	0	0	0	0 (1)	1	1 (2)	0 (1)	0 (2)	1 (1)	0 (1)	5	5

注) ( ) 内は潜在性結核感染者数別掲。

(2) 結核健康診断

ア 結核定期の健康診断

結核感染の危険性の高い事業所（学校・施設・医療機関等）、学校（大学・高校・専修学校等）、矯正施設その他の施設（社会福祉施設等）についてはその長が、それ以外の一般住民（65歳以上及び自治体が必要と認める者）は市町長が実施義務者となり、健康診断が実施されています。

表4 平成27年度定期の健康診断受診者数（人）

区分	項目	間接・直接撮影	
		対象者数	受診者数（受診率）
	事業者	6,610	6,282(95.0%)
	学校長	2,342	2,331(99.5%)
	施設長	1,518	1,381(91.0%)
市町長	鯖江市	12,567	3,649(29.0%)
	越前市	22,462	4,882(21.7%)
	池田町	1,202	473(39.4%)
	南越前町	3,869	730(18.9%)
	越前町	5,446	1,200(22.0%)

注) 受診者数は、各事業所、学校、施設、市町からの実施報告

イ 接触者健康診断

健康診断は、問診、ツベルクリン反応検査、胸部 X 線検査、IGRA 検査（QFT 検査・T スポット検査）、診察を効果的に組み合わせることにより、接触者の感染や結核発病の有無、感染源・経路の探求等を目的に実施しています。

表 5 接触者健康診断実施状況 (人)

年度	受診者			検査結果	
	ツベルクリン 反応検査	胸部 X 線 検査	IGRA 検査	要医療	異常なし
平成 23 年度	0	86	590	10	666
平成 24 年度	3	93	70	10	156
平成 25 年度	8	61	206	2	273
平成 26 年度	1	13	70	1	83
平成 27 年度	0	16	120	4	132

(3) 結核患者の管理

ア 結核医療

結核の適正な医療を推進するため、結核医療費を公費で負担する制度が設けられています。感染症法第 37 条(入院勧告患者)と第 37 条の 2 項(結核患者)によるものがあります。

表 6 入院勧告患者数の推移(法第 37 条分)

年	区分	前年末 (A)	新規 (B)	転帰(解除) (C)	本年末 (A+B-C)
平成 23 年		4	17	20	1
平成 24 年		1	16	15	2
平成 25 年		2	13	11	4
平成 26 年		4	12	16	0
平成 27 年		0	9	8	1

表 7 結核医療費公費負担承認状況(法第 37 条 2 項分)

年	区分	申請 件数	承認件数及び被保険者別								不承認 件数	
			総計	健康保険		国民健康保険			生活 保護	高齢		他
				本人	家族	一般	退・本	退・家				
平成 23 年		54	54	8	6	15	1	0	0	24	0	0
平成 24 年		53	53	13	5	7	0	0	2	25	1	0
平成 25 年		40	40	12	1	8	0	0	0	19	0	0
平成 26 年		44	43	6	3	17	0	0	2	15	0	1
平成 27 年		34	34	8	1	8	0	0	0	17	0	0

イ 精密検査（管理検診）

結核患者及び結核回復者に対して、再発の有無を確認するため、状況の把握と健康管理を実施しています。

平成 27 年度の精密検査対象者は 59 名であり、医療機関での経過観察が行われていない 4 名に対し保健所で検査を実施しました。35 名が経過観察を継続することとなり、23 名が再発の恐れが無く（観察中死亡及び県外・国外転出含む）登録から除外されました。

表 8 精密検査受診状況

区分 年度	検診 対象者	受診者数			受診率 (%)	判定結果		
		保健所実施	医療機関 実施を含む	計		要医療	経過観察	治癒
平成 23 年度	50	9	37	46	92.0	1	28	17
平成 24 年度	51	11	39	50	98.0	0	43	7
平成 25 年度	76	8	67	75	98.7	0	60	15
平成 26 年度	84	4	78	82	97.6	0	51	31
平成 27 年度	59	4	54	58	98.8	0	35	23

(4) 地域 DOTS 事業

結核患者が確実に服薬することにより、結核のまん延を防止するとともに、薬剤耐性菌の発生を予防することを目的に平成 17 年 4 月から実施しており、平成 24 年 4 月から結核登録患者全員を対象として訪問や連絡等で服薬支援を実施しています。

定期的に患者が通院する医療機関と地域 DOTS カンファレンスを開催し、服薬支援状況や受療状況を共有しています。また、毎年コホート検討会を開催し、前年度の DOTS 対象者の治療成績や、治療中断・失敗事例の分析等を実施し、地域 DOTS の方法や内容・活動の評価、結核対策全般の課題について検討しています。

表 9 結核患者家庭訪問・相談状況

区分 年度	訪問指導		面接相談	電話相談
	実件数	延件数	延件数	延件数
平成 23 年度	29 (14)	59 (20)	12	251
平成 24 年度	37 (37)	64 (64)	19	186
平成 25 年度	57 (57)	105 (105)	5	191
平成 26 年度	31 (31)	82 (82)	7	183
平成 27 年度	21 (20)	175 (175)	8	145

注) ( ) 内は、DOTS 実施再掲

表 10 地域 DOTS 事業治療成績

区分 年	治癒	治療 完了	死亡		失敗	脱落	転出	12 か月を超 える治療	判定 不能	計
			結核	結核外						
平成 23 年	4	2	2	2	0	0	0	2	0	12
平成 24 年	1	13	2	3	0	2	0	0	0	21
平成 25 年	5	19	1	4	0	2	1	0	0	32
平成 26 年	1	8	3	5	0	2	0	2	0	21

注) 平成 27 年は、治療中継続中の患者がいるため計上不可。

## 21 石綿（アスベスト）対策

### (1) 健康相談窓口開設

石綿（アスベスト）による健康被害が全国で表面化する中、関係労働者だけでなく一般市民にも不安が広がっているため、平成 17 年 7 月 28 日より健康相談窓口を設置し、石綿による健康への不安の除去、専門医療機関の紹介等の相談及び情報の提供を行っています。

### (2) 石綿健康被害救済制度

石綿による健康被害の特殊性から、石綿による健康被害を受けた方及びそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対して迅速な救済を図るために、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成 18 年 2 月 10 日公布）に基づき創設されました。当センターでは、この法律に基づき、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病（中皮腫・肺がん・著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）にかかり現在療養されている方、これらの疾病に起因して亡くなられた方のご遺族の申請・請求を受け付けています。

表 1 石綿健康相談件数及び石綿健康被害救済制度の受付件数

	健康相談延件数	受付件数
平成 23 年度	1	1
平成 24 年度	1	1
平成 25 年度	0	0
平成 26 年度	5	0
平成 27 年度	5	3

## 22 食品衛生

### (1) 許可を要する食品衛生関係営業施設の指導

食品衛生法第 52 条に基づく許可を要する施設の状況は表 1 のとおりで、昨年度より 121 施設減少し、4,084 施設です。

主な業種は飲食店営業（48.9%）、喫茶店営業（13.0%）、乳類販売業（12.0%）、魚介類販売業（7.1%）となっており、特に、飲食店営業の中でも旅館は観光地である越前海岸を有する越前町、南越前町に集中しています。

食品衛生を確保するため、これら営業施設に対する監視指導は地域別・業種別に一斉監視を実施するなど、効率的な監視を行っています。

表1 許可を要する食品営業施設数

平成28.3.31現在

業種	項目	平成 26 年度	平成 27 年度					監視件数	
		営業施設数	営業施設数	鯖江市	越前市	池田町	南越前町		越前町
飲食店営業	一般食堂・レストラン	739	746	244	364	15	40	83	310
	仕出し屋・弁当屋	275	271	85	129	10	14	33	170
	旅館	113	110	8	8	5	25	64	36
	その他	873	868	262	378	9	31	74	410
	小計	2,000	1,995	599	879	39	110	254	926
	菓子（パンを含む）製造業	267	278	87	121	16	14	25	212
	乳処理業	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳製品製造業	2	2	0	1	1	0	0	1
	魚介類販売業	288	285	72	115	7	24	54	158
	魚介類せり売業	7	7	1	1	0	3	2	4
	魚肉ねり製品製造業	1	1	0	1	0	0	0	1
	食品の冷凍・冷蔵業	9	9	0	6	0	0	3	9
	缶詰または瓶詰食品製造業	4	3	0	1	0	0	2	2
	喫茶店営業	611	527	188	258	6	27	48	146
	あん類製造業	1	1	0	1	0	0	0	1
	アイスクリーム類製造業	51	50	13	23	1	6	7	49
	乳類販売業	492	460	164	200	4	28	60	223
	食肉処理業	6	7	0	2	4	1	0	4
	食肉販売業	267	262	75	119	4	22	38	150
	食用油脂製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
	みそ製造業	21	21	4	9	3	3	2	18
	醤油製造業	9	9	3	5	0	0	1	13
	ソース類製造業	5	5	2	3	0	0	0	6
	酒類製造業	10	10	3	1	0	4	2	6
	豆腐製造業	22	19	4	7	1	2	5	18
	納豆製造業	3	3	1	1	1	0	0	0
	めん類製造業	28	31	4	15	4	6	2	11
	そうざい製造業	81	79	12	30	10	4	23	57
	添加物製造業	3	3	1	2	0	0	0	0
	清涼飲料水製造業	9	9	2	5	0	1	1	9
	氷雪製造業	3	3	0	3	0	0	0	2
	氷雪販売業	5	5	3	2	0	0	0	4
		4,205	4,084	1,238	1,811	101	235	529	2,030

注) 市町別施設数については露店、移動店舗及び自動車による移動販売による許可は除く。

(2) 給食施設の指導

給食施設等の食品衛生法による許可を要しない施設の状況は表2のとおりです。

給食施設については、大規模食中毒の発生を未然に防止するための「大量調理施設衛生管理マニュアル」の趣旨に沿って指導し、平成27年度は特に保育所、学校等の給食施設に対し、衛生管理の徹底を指導しました。

表2 許可を要しない食品衛生関係営業施設 平成28.3.31現在

業種		項目	平成26年度 施設数	平成27年度 施設数	監視件数
給食施設		学 校	34	34	36
		病院・診療所	25	26	15
		事業所	4	4	4
		その他	99	106	66
合 計			162	170	121

(3) 福井県食品衛生条例に基づく施設等の指導

公衆衛生に与える影響が高い業種として、福井県が独自に定めている福井県食品衛生条例に基づく施設等の状況は表3のとおりです。

管内の越前海岸沖合は良好な漁場に恵まれており、沿岸の町では魚介類加工業や魚介類行商営業といった魚介類関係の営業が盛んです。一方、山間地を中心とした地域で生産される野菜、果実などの農産物の加工業も「地産地消」運動から盛んであり、こうした地域では漬物製造業の営業者が多くなっています。

これらの施設等に対しては、毎年の地域別の一斉監視や食品衛生講習会開催により、衛生確保に努めています。

表3 福井県食品衛生条例営業施設等数

業 種	平成28.3.31現在	
	平成26年度	平成27年度
魚介類加工業	45	46
漬物製造業	45	47
合 計	90	93

業 種	平成28.3.31現在	
	平成26年度	平成27年度
魚介類行商営業	71	72

(4) 調理師及び製菓衛生師免許登録の状況

調理師及び製菓衛生師免許の登録状況等は表4のとおりです。

表4 調理師及び製菓衛生師免許登録状況

平成28.3.31現在

免許の別 区分	調理師				製菓衛生師			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
試験受験者	101	98	74	78	18	19	20	11
試験合格者	45	59	43	44	9	10	16	8
合格率(%)	44.6	62.1	58.1	56.4	50.0	55.6	80.0	72.7
免許登録者	73	85	43	56	14	8	15	11

注) 登録者には養成施設卒業者を含む。

(5) 食品等の収去試験検査

食品等の安全性を確保するため、年間計画に基づき収去試験検査を実施しています。平成27年度の試験検査の結果は表5のとおりです。衛生規範不適合が4件、表示不適が4件、県指導基準が1件あり、それぞれ取扱いの改善を指導しました。

表5 食品等の収去検査結果

平成28.3.31現在

事業名	実施月	収去数	規格基準・ 表示不適数	衛生規範・県指 導基準不適数	違反内容
春の行楽地対策	4	14	0	0	
物質残留	鶏卵	8	1	0	0
	養殖魚	10	2	0	0
魚介類特殊検査	4	2	0	0	
輸入加工食品	9~10	5	2	0	表示不適(2)
夏期食品一斉取締り	6~7	43	0	2	衛生規範(2)
野菜検査	6~9	6	0	0	
玄米検査	9	2	0	0	
秋の行楽地対策	9	14	0	2	衛生規範(1) 県指導基準(1)
添加物表示対策	10	4	0	0	
年末食品一斉取締り	11	39	0	0	
容器包装検査	1	5	0	0	
遺伝子組換え食品	—	—	—	—	—
アレルギー特定原材料	1	3	2	0	表示不適(2)
モナリング <sup>®</sup> (ヒラメ)	1	1	0	0	
ジビエ肉モナリング <sup>®</sup>	1	1	0	0	
食中毒汚染実態調査	9	11	0	1	衛生規範(1)
合計		153	4	5	



(6) 食中毒発生状況

平成 23 年度からの食中毒の発生状況は表 6 のとおりです。

平成 27 年度の食中毒は、飲食店においてクドアによる食中毒が 1 件、カンピロバクターによる食中毒が 1 件発生しました。

表6 食中毒発生状況

平成28. 3. 31現在

年	件数	摂食者	患者数	市町名	備 考
平成 23 年度	2	6	6	越前町	きのこ毒（ツキヨタケ）（家庭内）
		1	1	鯖江市	きのこ毒（ツキヨタケ）（家庭内）
平成 24 年度	2	1	1	鯖江市	きのこ毒（ツキヨタケ）（家庭内）
		12	2	鯖江市	ノロウイルス（飲食店）
平成 25 年度	3	20	6	越前市	不明（飲食店）
		22	8	越前市	ノロウイルス（飲食店）
		17	4	越前町	不明（飲食店）
平成 26 年度	0	該当なし			
平成 27 年度	2	20	3	越前市	クドア・セプテンブクタータ（飲食店）
		17	6	鯖江市	カンピロバクター・ジェジュニ（飲食店）

(7) 衛生講習会の実施状況

衛生講習会の実施状況は表 7 のとおりです。営業者等を対象に食中毒の多発する夏期前を中心として地域別・業種別に衛生講習会を実施し、衛生知識の普及向上と自主管理体制の強化を指導しています。また、地域住民等の要望があるところに向く「出前講座」を開催し、消費者の衛生知識向上を図っています。

表 7 衛生講習会実施状況

平成 28. 3. 31 現在

区分	項目	衛生講習会		出前講座(再掲)	
		開催数	受講者数	開催数	受講者数
	鯖 江 市	3	475	3	124
	越 前 市	6	733	5	84
	池 田 町	1	35	—	—
	南越前町	2	75	—	—
	越 前 町	3	227	—	—
	合 計	15	1,545	8	208

(8) 福井県食品衛生自主管理プログラム認証施設の状況

福井県食品衛生自主管理プログラム認証施設の状況等は表 8 のとおりです。

HACCP 手法を取り入れた自主管理の推進はあらゆる業種に求められ、平成 21 年度より、福井県版ハサップは食品の調理・製造・加工にかかわるすべての食品事業者が認証の対象になりました。平成 27 年度は新規に 4 施設を認証しました。

表8 福井県食品衛生自主管理プログラム認証状況

平成28. 3. 31現在

業種	施設数					合計
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
仕出し弁当調製施設	・(有)アールサービス さばえ ・すみよし ・ハーツさばえ ・(株)マイクック	・(株)大江戸 ・アスビホール国高 ・ハーツたけふ ・(有)大八				8
給食施設	・木村病院 ・鯖江リハビリテーション病院 ・鯖江きらめき	・中村病院 ・(有)大八 ・笠原病院日清事務所 ・丹南きらめき		・介護老人福祉施設 ほのぼの苑		8
そうざい製造施設	・ハーツさばえ	・新珠食品 ・ハーツたけふ	・おこもじ屋	・ほっと今庄		5
めん類製造施設		・武生製麺		・ほっと今庄		2
菓子製造施設		・新珠食品		・ほっと今庄		2
飲食提供施設		・ガーデンクラブベルナル				1
漬物製造業			・おこもじ屋			1
ポーションジャム製造施設		・重松産業				1
ピザソース製造施設		・重松産業				1
食肉加工施設	・ハーツさばえ	・ハーツたけふ				2
魚介類加工施設	・ハーツさばえ	・ハーツたけふ				2
野菜加工施設	・ハーツさばえ	・ハーツたけふ				2
合計	11	18	2	4	0	35

23 生活衛生

(1) 営業六法関係施設の状況

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、興行場、旅館等営業六法関係営業施設数は表 1 のとおりです。

管内では観光地である越前海岸を有する町に旅館が集中しているため、海水浴シーズン前に旅館営業者に対し衛生講習会及び立入検査を実施し、施設の衛生管理について指導しています。

平成 27 年度は、旅館業の簡易宿所について施設基準の規制緩和による改正がありました。それに伴い新規開業の相談が増加しております。

また、入浴施設に起因するレジオネラ症の発生を予防するため、循環ろ過装置を利用する浴槽を設置する公衆浴場、旅館の施設に対してアンケート調査、立入検査及び水質検査を実施し、衛生管理について指導しています。

(2) 温泉関係

温泉の泉源等の状況は表 1、2 のとおりです。

越前町では、旅館等に温泉を配湯していることから、温泉利用施設数が多くなっています。

温泉法第 18 条第 3 項に基づく 10 年毎の温泉成分分析を実施した源泉を利用する施設に対し、温泉揭示内容の適正化について指導しました。

表 1 施設数（営業六法及び温泉関係）

平成 28.3.31 現在

業種		市町						合 計
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
営業六法関係施設	理 容 所	72	99	5	13	28	217	
	美 容 所	156	190	2	21	38	407	
	ク リ ー ニ ン グ 所	12	28	0	0	7	47	
	ク リ ー ニ ン グ 取 次 所	96	110	2	10	19	237	
	公 衆 浴 場	7	14	1	5	7	34	
	興 行 場	3	4	0	0	0	7	
	旅館	ホ テ ル	7	3	0	0	0	10
		旅 館	11	23	3	21	58	116
		簡易宿所・下宿	3	26	5	16	35	85
		特 例 旅 館	0	0	0	0	2	2
	小 計	21	52	8	37	95	213	
温泉	源 泉 数	3	4	2	3	10	22	
	動 力 装 置 設 置 数	2	4	1	3	6	16	
	温 泉 採 取 施 設 数	2	1	2	3	7	15	
	利 用 施 設 数	3	7	2	7	47	66	

表 2 立入件数（営業六法及び温泉関係）

平成 28.3.31 現在

業種		市町						合 計
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
営業六法関係施設	理 容 所	34	6	0	0	0	40	
	美 容 所	45	79	0	1	0	125	
	ク リ ー ニ ン グ 所	0	2	0	0	1	3	
	ク リ ー ニ ン グ 取 次 所	0	2	0	0	0	2	
	公 衆 浴 場	0	2	0	4	2	8	
	興 行 場	0	2	0	0	0	2	
	旅館	ホ テ ル	0	2	0	0	0	2
		旅 館	2	6	1	11	25	45
		簡易宿所・下宿	0	2	3	7	3	15
		特 例 旅 館	0	0	0	0	2	2
	小 計	2	10	4	18	30	64	
温泉	源 泉	0	1	0	0	0	1	
	動 力 装 置 設 置	0	0	0	0	0	0	
	温 泉 採 取 施 設	0	0	0	0	0	0	
	利 用 施 設	1	1	1	5	16	24	

### (3) 浄化槽

浄化槽の設置状況は表3のとおりです。

公共下水道の整備は財政的・時間的に制約があることから、公共下水道未整備地域における浄化槽の設置が増加しています。

浄化槽法に規定する検査の拒否者、保守点検の拒否者に対し適正な維持管理を指導しています。また、平成27年度は浄化槽を設置した者に対し、浄化槽の適正な維持管理に関する講習会を6回開催しました。

### (4) 水道施設の状況

水道施設の状況は表3のとおりです。

上水道、簡易水道に対しては施設の立入検査を実施し、施設の維持管理及び水質基準に基づく水質管理について指導を行っています。

なお、管内の専用水道・簡易専用水道等の業務については、平成28年3月31日時点で、知事から鯖江市・越前市・池田町・越前町に事務移譲されました。南越前町のみ当センターで対応しています。

### (5) 特定建築物関係

大型のホテル、店舗、事務所などの特定建築物の状況は表3のとおりです。

特定建築物の衛生的環境を確保するため、管理者に対し適正な維持管理を指導しています。

### (6) 墓地埋葬関係

墓地、埋葬等に関する法律（墓地埋葬法）では、埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生や公共の福祉の観点から支障なく行われるように、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等について規定を設けています。また、墓地、納骨堂又は火葬場の経営は、永続性や公共性の確保の観点から原則として地方公共団体、公益法人、宗教法人、地縁団体に限られており、市町長の許可が必要です。

これまではセンターが主体となって、市町と連携し墓地埋葬法の趣旨の徹底を図ってきましたが、法改正により平成24年4月1日から事務が市町へ移譲されました。

表3 浄化槽、水道、特定建築物関係施設数

平成28.3.31現在

種類	市町	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
	浄化槽	単独処理	1,427	6,685	18	138	528
合併処理		877	5,079	43	190	109	6,298
合計		2,304	11,764	61	328	637	15,094
水道	上水道	1	1	0	1	1	4
	簡易水道	0	4	5	0	8	17
	飲料水供給施設	0	0	3	1	1	5
	専用水道	0	0	0	1	0	1
特定建築物		16	26	1	1	4	48

## 24 大気、水環境等保全対策

### (1) 環境保全対策

#### ア 環境関連施設

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び福井県公害防止条例に基づく環境関連施設の届出状況は、表1～表7のとおりです。

届出施設の内訳は、大気汚染防止法では冷暖房用等のボイラーが約6割を占め、水質汚濁防止法では旅館業や紙製造業の用に供する施設及び眼鏡製造業の用に供する電気めっき・表面処理施設が多くなっています。また、福井県公害防止条例に基づき、特定工場及びばい煙・汚水・炭化水素類に係る特定施設が届出されています。

表1 ばい煙発生施設届出状況（大気汚染防止法関係で電気事業法施設を含む） 平成28.3.31現在

施設種類		市町名	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
1項	ボイラー	工場数	39	57	0	3	16	115
		施設数	117	112	0	7	25	261
5項	金属溶解炉	工場数	1	1	0	0	0	2
		施設数	1	1	0	0	0	2
6項	金属加熱炉	工場数	0	1	0	0	0	1
		施設数	0	2	0	0	0	2
9項	焼成炉溶解炉	工場数	1	9	0	0	3	13
		施設数	1	10	0	0	7	18
10項	反応炉	工場数	0	1	0	0	0	1
		施設数	0	1	0	0	0	1
11項	乾燥炉	工場数	3	7	0	1	1	12
		施設数	6	12	0	2	1	21
13項	廃棄物焼却炉	工場数	1	4	0	0	0	5
		施設数	2	6	0	0	0	8
29項	ガスタービン	工場数	1	2	0	0	0	3
		施設数	1	2	0	0	0	3
30項	ディーゼル機関	工場数	7	14	0	6	3	30
		施設数	10	18	0	14	3	45
31項	ガス機関	工場数	0	0	0	0	1	1
		施設数	0	0	0	0	1	1
合計		工場数	53	96	0	10	24	183
		施設数	138	164	0	23	37	362

表2 一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法関係で鉱山保安法施設を含む） 平成 28. 3. 31 現在

施設種類		市町名	鯖江市	越前市	合計
2項	堆積場	工場数	5	4	9
		施設数	8	4	12
3項	ベルトコンベア	工場数	3	3	6
		施設数	3	16	19
4項	破碎機・摩砕機	工場数	1	3	4
		施設数	1	11	12
5項	ふるい	工場数	0	1	1
		施設数	0	2	2
合計		工場数	9	11	20
		施設数	12	33	45

※南越前町分については、平成 25 年 4 月 1 日から南越前町役場に事務移譲されました。

表3 揮発性有機化合物排出施設届出状況（大気汚染防止法関係） 平成 28. 3. 31 現在

施設種類			市町名	鯖江市	越前市	合計
1項	化学製品の製造の用に供する乾燥施設		工場数	0	1	1
			施設数	0	8	8
3項	塗装の用に供する	乾燥施設	工場数	0	1	1
			施設数	0	1	1
5項	接着の用に供する	乾燥施設	工場数	2	0	2
			施設数	9	0	9
7項	印刷の用に供する	乾燥施設	工場数	1	0	1
			施設数	1	0	1
合計			工場数	3	2	5
			施設数	10	9	19

表4 特定施設設置事業場届出状況（水質汚濁防止法関係）

平成 28. 3. 31 現在

施設種類		排水量区分	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	1	0	0	0	1
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	50以上	0	1	0	0	0	1
		50未満	0	0	0	0	0	0
3	水産食料品製造業の用に供する施設	50以上	0	1	0	0	0	1
		50未満	0	0	0	1	6	7
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	1	0	0	0	0	1
5	みそ、しょう油、ソース、食酢などの製造業の用に供する施設	50以上	0	1	0	0	0	1
		50未満	3	2	0	1	1	7
8	パン、菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	3	0	0	1	4
9	米菓又はこうじ製造業の用に供する洗米機	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	1	2	0	0	0	3
10	飲料製造業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	1	1
		50未満	5	5	0	4	3	17
11	動物系肥料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	1	0	0	0	1
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	3	0	0	0	3
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	50以上	0	1	0	0	0	1
		50未満	5	5	0	2	14	26
19	紡績業、繊維製品製造・加工業の用に供する施設	50以上	6	2	0	0	0	8
		50未満	7	15	0	0	0	22
21	化学繊維製造業の用に供する施設	50以上	1	0	0	0	0	1
		50未満	0	0	0	0	0	0
21の2	一般製材業等の用に供する湿式バーカー	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	1	0	0	0	1
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	1	0	0	0	1
23	パルプ、紙、加工品の製造業の用に供する施設	50以上	0	19	0	0	0	19
		50未満	0	46	0	0	0	46
23の2	新聞業等の用に供する自動式フィルム洗浄施設等	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	2	2	0	0	0	4
27	25, 26号に掲げる以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	50以上	0	1	0	0	0	1
		50未満	0	0	0	0	0	0
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	1	0	0	0	1
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	50以上	0	1	0	0	0	1
		50未満	1	0	0	0	0	1
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	50以上	1	2	0	0	0	3
		50未満	0	0	0	0	0	0
47	医薬品製造業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	1	0	0	0	1
49	農薬製造業の用に供する混合施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	1	0	0	0	0	1
51の3	衛生用ゴム製品製造業等の用に供するラテックス成形型洗浄施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	0	0	0	1	1

施設種類		排水量区分	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
54	セメント製品製造業の用に供する施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	0	1	0	0	1	2
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	50 以上	1	0	1	3	0	5
		50 未満	3	2	4	0	2	11
59	砕石業の用に供する施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	0	3	1	1	0	5
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	1	0	1	0	0	2
63	金属製品、機械器具製造業の用に供する施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	0	1	0	0	0	1
64 の 2	水道、工業用水道施設の浄水施設（沈殿施設、ろ過施設）	50 以上	1	1	0	0	0	2
		50 未満	0	0	0	0	0	0
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	50 以上	0	2	1	0	0	3
		50 未満	13	7	1	0	2	23
66	電気めっき施設	50 以上	4	1	0	0	2	7
		50 未満	11	0	0	0	2	13
66 の 3	旅館業の用に供する施設	50 以上	1	1	0	1	0	3
		50 未満	15	40	2	41	54	152
66 の 4	共同調理場に設置されるちゅう房施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	0	0	0	0	1	1
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	2	0	0	0	0	2
66 の 6	飲食店に設置されるちゅう房施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	0	1	0	0	0	1
67	洗たく業の用に供する施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	4	8	0	0	1	13
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	0	2	0	0	0	2
71	自動式車両洗浄施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	19	35	1	2	4	61
71 の 2	科学技術の試験研究機関の施設（洗浄施設、焼入れ施設）	50 以上	1	0	0	0	0	1
		50 未満	2	3	0	0	1	6
71 の 3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	1	2	0	0	0	3
71 の 4	産業廃棄物処理施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	0	1	0	0	0	1
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる洗浄施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	2	1	0	0	0	3
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる蒸留施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	1	0	0	0	0	1
72	し尿処理施設	50 以上	7	14	0	5	7	33
		50 未満	0	3	0	0	0	3
73	下水道終末処理施設	50 以上	1	3	1	2	3	10
		50 未満	0	0	0	0	0	0
74	特定事業場から排出される水の処理施設	50 以上	1	0	0	0	0	1
		50 未満	0	0	0	0	0	0
合計		50 以上	25	51	3	11	13	103
		50 未満	100	199	10	52	94	455

(注) 2以上の業種を兼業する特定事業場については、代表業種のみを計上した。  
 上段：排水量 50 m<sup>3</sup>/日以上の上事業場数 下段：排水量 50 m<sup>3</sup>/日未満の上事業場数



表5 特定施設設置届出状況（ダイオキシン類対策特別措置法関係）

平成 28. 3. 31 現在

施設種類	施設能力	市町名	鯖江市	越前市	池田町	越前町	合計
廃棄物焼却炉	2 t 以上 ～4 t 未満	事業場数	1	2	0	0	3
		施設数	2	3	0	0	5
	200kg 以上 ～2 t 未満	事業場数	0	3	0	0	3
		施設数	0	3	0	0	3
	100kg 以上 ～200kg 未満	事業場数	4	1	0	1	6
		施設数	6	1	0	1	8
	50kg 以上 ～100kg 未満	事業場数	0	2	0	0	2
		施設数	0	2	0	0	2
	50kg 未満、 0.5m <sup>2</sup> 以上	事業場数	0	0	0	0	0
		施設数	0	0	0	0	0
	合計	事業場数	5	8	0	1	14
		施設数	8	9	0	1	18

表6 特定工場届出状況（福井県公害防止条例関係）

平成 28. 3. 31 現在

市町名	鯖江市	越前市	越前町	合計
大気・水質特定工場	2	1	0	3
大気特定工場	1	1	0	2
水質特定工場	2	3	1	6
合計	5	5	1	11

表7 特定施設設置事業場届出状況（福井県公害防止条例関係）

平成 28. 3. 31 現在

市町名	鯖江市	越前市	南越前町	越前町	合計
ばい煙に係る特定施設	10	11	0	2	23
汚水に係る特定施設	0	1	0	0	1
炭化水素類に係る特定施設	1	3	2	0	6
合計事業場※	11	15	2	2	30

注) 事業場に施設が複数ある場合があるため、施設の合計と事業場の合計は一致しません。

## イ 環境関連施設指導

環境関連施設に対する指導状況等は表 8 のとおりで、計画的に立入検査及び排ガス・排出水の行政検査を行っており、改善が必要な事業場に対しては行政指導を行っています。

また、アスベスト吹付け材等が使用された建築物の解体等工事について、特定粉じん（アスベスト）排出等作業の届出受理時に作業基準が適正に遵守されるよう審査・指導を行うとともに立入検査を実施しています。

表 8 環境関連施設指導状況等

平成 27 年度

項 目		立入事業場数	行政検査件数	行政指導件数	
					改善命令
大気汚染防止法	ばい煙等発生施設	47	4	0	0
	特定粉じん（アスベスト） 排出等作業	19	0	0	0
水質汚濁防止法	特定施設	74	55	3	0
ダイオキシン類 対策特別措置法	大気特定施設	18	1	0	0
	水質特定施設	2	0	0	0
合 計		164	60	3	0

## ウ 環境把握

県では、環境基準等の定められた物質に係る環境汚染状況を把握するため、地下水の水質調査及びダイオキシン類の環境調査を行っており、センターでは、当該調査の地点選定及び試料採取を市町の協力を得て行っています。

### (ア) 地下水の水質調査

県では「公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」に基づき、概況調査及び汚染地区に係る継続監視調査を行っています。

平成 27 年度は、センター管内で概況調査 14 地点、継続監視調査 63 地点で調査を行いました。調査結果については、毎年、調査を行った翌年度末に県のホームページに掲載されます。

### (イ) ダイオキシン類の環境調査

県ではダイオキシン類について、大気、水質、底質、地下水及び土壌の環境調査を行っています。

平成 27 年度はセンター管内で大気 2 地点で調査を行いました。調査結果については、毎年、調査を行った翌年度末に県のホームページに掲載されます。

## (2) 環境異常時対応

### ア 大気

大気に係る環境異常として、大気中のオキシダント濃度が上昇することにより発生する光化学スモッグ現象があり、「福井県光化学オキシダント対応マニュアル」により緊急時の対策を定めています。

管内では、光化学オキシダント注意報（オキシダント測定値 0.12ppm 以上）等を発令した事例はありませんが、発令があった場合には、当センターから医療機関や福祉施設に対し、屋外での活動自粛や体に異常を感じた場合の医療機関での受診について連絡通報する体制をとっています。

また、微小粒子状物質（PM2.5）についても、県内いずれかの測定局で午前 5 時～7 時の 1 時間値の平均値が 80  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えた場合、又は午前 5 時～12 時の 1 時間値の平均値が 75  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えた場合に、県下全域に注意喚起を行っています。なお、本県では、平成 26 年 2 月に初めて注意喚起を実施しました。

## イ 水質

平成 27 年度において発生した河川への油流出事故及び魚へい死事故等の件数は表 9 のとおりです。水質異常時の対応として、国・県・市町の河川部局、環境部局等と警察機関及び消防機関との連携を図り、水質異常の早期発見、早期対応に努めています。

表 9 水質事故等件数

平成 27 年度

項目	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
油流出事故	0 (0)	8 (4)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	10 (6)
魚へい死事故	1 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)
その他	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
合計	2 (1)	11 (5)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	15 (8)

( ) は、事故原因が特定できた件数

### (3) 苦情処理

近年の廃棄物や環境に対する関心の高さから廃棄物・環境保全に係る苦情が数多く寄せられており、関係市町と連携して対応しています。

苦情件数は表 10 のとおりであり、水質汚濁に関するものが多くなっています。

表 10 苦情件数

平成 27 年度

項目		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
苦情内訳	廃棄物	野外焼却	2	4	1	0	1	8
		不法投棄	1	4	0	0	1	6
		小計	3	8	1	0	2	14
	環境保全	大気汚染	0	1	0	0	0	1
		水質汚濁	3	10	0	1	0	14
		騒音	0	0	0	0	0	0
		振動	0	0	0	0	0	0
		悪臭	0	3	0	0	1	4
		小計	3	14	0	1	1	19
		合計	6	22	1	1	3	33

## 25 廃棄物対策

県では、平成 28 年 3 月に新しい「福井県廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化・リサイクル及び適正処理の推進を図っています。また、廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めた指導要綱に基づき事業者への指導を行っています。

なお、廃棄物対策として所管している法令等は次のとおりであり、当該法令等に基づき、許可、届出の受理等の事務処理、立入検査及び監視指導を実施しています。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）
- ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 法」という。）
- ・ 化製場等に関する法律（以下「化製場法」という。）
- ・ 福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）

参考)

福井県廃棄物処理計画の概要

### 1) 一般廃棄物の目標値の設定

- ・ 1 人 1 日当たりごみ排出量を平成 32 年度で 863 g とする。  
(平成 25 年度で 906 g)
- ・ 一般廃棄物のリサイクル率を平成 32 年度で 20.0% とする。  
(平成 25 年度で 17.0%)
- ・ 一般廃棄物の最終処分量を平成 32 年度で 2 万 5 千トンとする。  
(平成 25 年度で 2 万 9 千トン)

### 2) 産業廃棄物の目標値の設定

- ・ 産業廃棄物の発生量を平成 32 年度で 289 万 5 千トンとする。  
(平成 25 年度で 289 万 5 千トン)
- ・ 産業廃棄物のリサイクル率を平成 32 年度で 45.6% とする。  
(平成 25 年度で 45.1%)
- ・ 産業廃棄物の最終処分量を平成 32 年度で 5 万 2 千トンとする。  
(平成 25 年度で 6 万 3 千トン)

## (1) 一般廃棄物

### ア 減量化・リサイクルの推進

県では「福井県リサイクル製品認定要綱」を策定し、リサイクル製品認定制度を設け、一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進を図っています。当センターでは認定制度に基づく施設の検査を実施しています。

参考)

- ・ リサイクル製品認定制度の概要

県内で製造されたリサイクル製品で、規格等について一定の基準を満たすものを「リサイクル認定製品」として認定する。

リサイクル製品認定（品目）件数（管内）： 6 件（平成 28.3.31 現在）

## (2) 産業廃棄物

### ア 減量化・リサイクルの推進

当センターでは、廃掃法等の定めるところにより、多量排出事業者（前年度の産業廃棄物の発生量が 500 トン以上である者及び特別管理廃棄物の発生量が 50 トン以上であるもの）に対し産業廃棄物の減量化、処分に関する計画の提出及びその実施状況について報告を求めています。

### イ 適正処理の推進

県では、廃棄物の不法投棄、野焼き及び不適正処理の未然防止と早期発見に努め、より快適で住みやすい環境づくりを図るため「福井県廃棄物不法投棄等対策要領」を策定し、不法投棄等の情報収集体制や連絡体制を定めています。

当センターにおいても、県関係機関、警察署及び市町等による「丹南地域廃棄物不法処理防止連絡協議会」を平成 6 年に設置し、廃棄物の不法投棄や野焼き等の未然防止に努めています。

#### 主な活動

- ・ 12 月の「不法投棄等防止啓発強調月間」を中心とした意識啓発、市町との合同パトロール
- ・ 県関係機関、警察署及び市町等との連携確保
- ・ 不法投棄等連絡員や不法投棄 110 番などによる迅速な情報収集
- ・ 夜間及び休日パトロール（夜間：30 回 休日：36 回）
- ・ 県警へりを利用したスカイパトロール

また、当センターは、廃掃法に基づく（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可を行うとともに、同法に基づく（特別管理）産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設設置の許可申請（県知事の許可）の窓口となっており、産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業者に対し立入検査を実施するなど、産業廃棄物が適正に処理されるよう必要な指導を行っています。

なお、一般廃棄物処理施設についても県知事許可であるため、許可申請の受付を行っています。

平成 27 年度末におけるそれぞれの許可件数は、表 1～表 3 のとおりです。

## (3) その他の廃棄物対策業務

### ア PCB 法

PCB を含有しているコンデンサー、変圧器等を保管又は使用している事業者からの届出の受理及び当該情報の公開を行っています。

- ・ 平成 27 年度末現在届出施設数：122 施設

なお、これらの PCB を含有している廃棄物は、北海道の処理施設において平成 20 年 11 月からその処理が開始されています。

### イ 化製場法

家きん畜舎及び化製場の設置について許可及び届出の受理を行っています。

平成 27 年度末における化製場等の施設数は、表 4 のとおりです。

### ウ 自動車リサイクル法

廃自動車の引き取り、フロン類の回収、自動車解体及び破砕を行う事業者の登録及び許可を行っています。

平成 27 年度末における登録・許可事業者数は、表 5 のとおりです。

表1 一般廃棄物処理施設数

平成28.3.31現在

施設種別	平成27年度						平成26年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
し尿処理施設	1	1	0	0	0	2	2
ごみ処理施設	2	3	0	0	0	5	5
粗大ごみ処理施設	1	1	0	0	0	2	2
最終処分場	0	1	0	0	2	3	3
合計	4	6	0	0	2	12	12

表2 産業廃棄物処理施設数

平成28.3.31現在

施設種別	平成27年度						平成26年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
汚泥の脱水施設	0	1	0	0	0	1	1
汚泥の焼却施設	0	2	0	0	0	2	2
中和施設	0	0	0	0	0	0	0
油水分離施設	0	0	0	0	0	0	0
廃油の焼却施設	0	2	0	0	0	2	2
木くず等の破碎施設	4	9	0	0	3	16	16
廃プラの破碎施設	0	5	0	0	0	5	5
廃プラの焼却施設	2	2	0	0	0	4	4
シアンの分解施設	0	0	0	0	0	0	0
その他の焼却施設	0	2	0	0	0	2	2
合計	6	23	0	0	3	32	32

表3 産業廃棄物処理業者数

平成28.3.31現在

業種種別	平成27年度							平成26年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管外	合計	
産廃処分業	10	20	0	0	4	1	35	35
特管産廃処分業	2	2	0	0	0	0	4	4
産廃収集運搬業	44	73	1	5	22	68	213	212
特管産廃収集運搬業	6	5	0	0	0	31	42	41
合計	62	100	1	5	26	100	294	292

表4 化製場等施設数

平成 28. 3. 31 現在

施設種別	平成 27 年度				平成 26 年度末
	鯖江市	越前市	越前町	合計	
きん畜舎	8	12	1	21	21
化製場準用施設	0	1	0	1	1
合計	8	13	1	22	22

表5 自動車リサイクル法登録・許可事業者数

平成 28. 3. 31 現在

業種種別	平成 27 年度						平成 26 年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
引取業	40	74	3	5	16	138	138
フロン類回収業	8	17	3	0	4	32	32
解体業	1	3	0	0	1	5	5
破砕業	1	2	0	0	1	4	4
合計	50	96	6	5	22	179	179

26 動物愛護管理行政

(1) 動物による危害防止対策

「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「福井県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく犬の収容及び犬猫の適正飼育についての指導状況は表 1 のとおりです。犬猫に関する苦情等の状況は表 2 のとおりです。苦情件数は去年と比べ増加しており、今後も飼い主のモラル向上を図る等の効果的な対策を図っていきます。

表1 犬猫に関する捕獲等の状況

H28. 3. 31 現在

区分 年度	捕獲頭数	犬の引取数 (猫の引取数)	返還頭数	犬の譲渡頭数 (猫の譲渡頭数)	咬傷件数
25 年度	65	29 (95)	36	62 (89)	6
26 年度	56	25 (90)	27	51 (106)	5
27 年度	33	30 (120)	33	31 (117)	5

表2 犬猫に関する苦情等の状況

H. 28. 3. 31 現在

区分 年度	捕獲 依頼	放し飼い 取締依頼	汚物・悪 臭の苦情	鳴き声 の苦情	財産の 侵害	その他	合計
25 年度	51	11	34	7	1	82	186
26 年度	19	9	13	14	1	48	103
27 年度	40	10	17	20	4	72	163

(2) 動物愛護思想の普及

犬や猫をペットとして飼う家庭が増加し、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「福井県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく動物の管理方法や愛護思想の普及がますます重要となっています。犬猫に関する相談等の状況は表 3、動物取扱業施設数は表 4 のとおりです。例年相談で多くを占めているのが引取依頼とペットの逸走・預かり情報であり、今年度も同じ傾向がありました。そのため今年度も引き続き、飼い主に対する適正な繁殖制限の指導と鑑札によりペットの飼主がわかる措置の指導をしています。また、犬猫の譲渡希望数に関しては去年と比べ約 2 倍に増加しました。平成 18 年度から動物取扱業が登録制となり、30 施設が登録を受けています。

表3 犬猫に関する相談等の状況

H28.3.31 現在

区分 年度	引取依頼	負傷・死亡 動物の収容	逸走動物の 問い合わせ	預かり動 物の照会	犬猫の譲 渡希望	その他	合 計
25年度	69	15	121	35	88	79	409
26年度	83	29	80	10	81	44	327
27年度	125	33	126	26	153	72	535

表4 動物取扱業登録及び特定動物飼養・保管許可の状況

H28.3.31 現在

区分 年度	動物取扱 業施設数	動 物 取 扱 業 の 内 訳					特定動物 飼養許可
		販 売	保 管	展 示	貸 出	訓 練	
25年度	30	20	18	2	0	0	2
26年度	29	17	17	3	0	0	2
27年度	30	17	18	3	0	0	2

## 27 地域保健・福祉・環境衛生関係職員等研修事業

多様化する住民ニーズや価値観、ライフスタイルの中で、保健・福祉・環境衛生という住民に密着した身近な課題について、総合的なサービス提供していくためには、地域保健・医療福祉・環境衛生を担うマンパワーの養成が重要です。

そのために、地域特性に対応した複合的で質の高いサービスを提供できるよう、保健・福祉・環境衛生関係職員の資質向上を図ることを目的に研修を開催しました。

## (1) 企画検討委員会

健康福祉センターの所長及び職員、管内市町の保健・福祉・環境関係の職員が委員となり、地域特性を踏まえた研修の企画・立案、研修実績の評価・検証をしています。

表1 企画検討委員会開催状況

平成27年度

開催日	検討内容
平成27年4月30日(木)	平成26年度研修事業の実施状況について 平成27年度研修事業の計画策定について
平成28年3月16日(水)	平成27年度研修事業の実施状況について 平成28年度研修事業の計画について



## (2) 一般研修

知識の習得、判断力や技術の向上を目的として、以下のとおり研修を開催しました。

表2 一般研修内容

平成27年度

実施日	内 容	講 師 等	参加人数
平成27年7月14日(火) 丹南健康福祉 センター	蚊媒介感染症に関する研修 講演	・福井県ヘルストコントロール 協会 事務局長 八田真毅氏 ・丹南健康福祉センター 職員	県 13名 市町 6名 その他 1名 <u>計 20名</u>
平成27年9月30日(水) 丹南健康福祉 センター	生活困窮者支援に関する研修 講義 グループワーク	・越前市自立相談支 援センター 主任相談支援員 村下誠一氏 ・丹南健康福祉センター 職員	県 20名 市町 6名 その他 3名 <u>計 29名</u>

## (3) 専門研修

地域特性に対応した質の高いサービスを提供するための専門性向上のための研修を以下のとおり開催しました。

表3 専門研修内容

平成27年度

実施日	テ ー マ 等	講 師 等	参加人数
平成27年6月4日(木) 鯖江市まなべの館	関係機関との連携を考える PART1 ～地域で精神障害者を支えるための多 職種間連携について～ グループワーク	福井県立大学 看護福祉学部 社会福祉学科 准教授 吉川公章氏	県 9名 市町 8名 その他 33名 <u>計 50名</u>
平成27年11月20日(金) 丹南健康福祉 センター	関係機関との連携を考える PART2 ～精神障害のある母親の妊娠から出産 支援と今後の関わりについて～ ① グループワーク ② ミニ講義	・福井心のクリニック 臨床心理士 齊藤荘二氏 ・総合福祉相談所 子ども・女性支援課 主任 敷田万里子氏 主事 平井悟志氏	県 14名 市町 11名 その他 2名 <u>計 27名</u>
平成27年12月15日(火) 丹南健康福祉 センター	災害発生時の備え ～平時から取り組む要配慮者支援～ ① 報告 ② 講演	越前市 防災安全課 主幹 大塚宏之氏	県 13名 市町 11名 <u>計 24名</u>
平成28年2月17日(水) NOSAI ふくい	福祉避難所の設置・運営に関する研修 ① 講演 ② グループワーク	社会福祉法人 光道園 朝日事業所 総務二課 課長 山本圭子氏	県 10名 市町 4名 その他 14名 <u>計 28名</u>

## 28 医師臨床研修・学生指導

表1 医師臨床研修

平成27年度

研修期間	研修病院	人数
平成27年8月24日(月)～8月28日(金)	福井赤十字病院	2名

表2 医療・看護・管理栄養士等学生実習

平成27年度

学校名	実習期間	人数
福井大学医学部 医学科	平成27年5月8日(金)～6月19日(金) (週1回 計8回)	5名
福井県立大学看護福祉学部 看護学科	平成27年10月5日(月)～10月8日(木)	6名
	平成27年11月20日(金)～11月26日(木)	6名
福井大学医学部 看護学科	平成27年6月22日(月)～7月3日(金)	5名
仁愛大学人間生活学部 健康栄養学科	平成27年8月24日(月)～8月28日(金)	2名

## 29 健康危機管理体制の整備

当センターでは、健康危機発生時又は発生するおそれがある場合に、職員が迅速かつ的確な対応ができるよう、所内の健康危機管理体制の整備を行っています。

平常時から健康危機発生時における対応訓練や所内研修会を実施することにより、職員の健康危機管理意識を高めるとともに資質向上を図り、センター内の対応体制の強化を図っています。

また、平成 26 年度からは、センター内に各課代表で構成された健康危機管理委員会を設置し、職員を対象とした健康危機管理に関する所内研修会の企画・運営や災害時丹南健康福祉センター対応要領の作成、災害時に必要な情報・資料集の作成等、体制整備を行いました。

### (1) 健康危機管理に関する訓練・所内研修会

当センターの職員を対象に、健康危機発生時における対応訓練及び所内研修会を開催しました。

表 1 健康危機発生時における対応訓練 平成 27 年度

実施日	内 容
平成 27 年 7 月 14 日(火)	健康危機管理発生時シミュレーションの実施
平成 27 年 7 月 28 日(火)	高病原性鳥インフルエンザ発生時シミュレーションの実施
平成 27 年 11 月 28 日(土)	災害等発生時緊急連絡訓練
平成 28 年 3 月 17 日(木)	エボラ出血熱発生時対応訓練

表 2 所内研修会 平成 27 年度

実施日	内 容
平成 27 年 6 月 3 日(水)、5 日(金)	健康危機管理発生時の初動体制・高病原性鳥インフルエンザ対応・不法投棄対応・精神患者緊急対応
平成 27 年 6 月 25 日(木)、26 日(金)	中東呼吸器症候群 (MERS) 患者発生対応 アイソレーター操作訓練
平成 27 年 8 月 7 日(金)	蚊媒介感染症対策について
平成 27 年 12 月 22 日(火)、24 日(木)	エボラ出血熱患者発生時の P P E 着脱訓練
平成 28 年 2 月 1 日 (月)	伝達研修 (健康危機管理・感染症集団発生対策)
平成 28 年 3 月 10 日 (木)	E M I S 入力演習

### (2) 健康危機管理に関する対応要領の見直し

健康危機発生時におけるシミュレーション訓練等を踏まえる以下の対応要領について見直しを行いました。

- ・丹南健康福祉センター健康危機管理対応要領の改訂
- ・丹南健康福祉センター高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応要領の改訂

### (3) 健康危機管理担当者会議への参加

県地域福祉課が事務局となって開催する健康危機管理担当者会議に 6 回参加しました。各健康福祉センターの担当者が健康危機管理活動の情報交換を行うとともに、健康危機管理対応訓練や鳥インフルエンザ対応訓練及び自然災害発生時アクションカード作成等についての検討を行いました。

### 30 在宅医療の提供体制の推進

本県の高齢化率（人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合）は、平成 27 年時点で 28.7%となっており、全国平均（平成 26 年）26.0%を上回り、県全体で高齢化が進んでいます。また、今後は、団塊世代の高齢化に伴い、高齢者（一人暮らし）世帯や要医療・要介護高齢者、認知症高齢者等の急速な増加が見込まれています。

このような中、地域住民が疾病や障害を抱えながらもできる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要となっています。

当センターでは、丹南地域における在宅医療の提供体制を構築するため、郡市医師会と市町等と連携し、医療と介護の連携強化に向けた取り組み等を推進・支援しています。

また、平成 27 年度から、入院患者が退院してからも、適切な医療や介護を継続して受けることができるよう、医療機関と居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター間で共有する「退院支援ルール」について検討しました。退院支援ルールについては、県内各圏域での検討結果を踏まえて福井県版として策定し、平成 28 年 4 月から運用を開始しました。

#### (1) 丹南地域医療連携体制協議会の開催

管内の郡市医師会、市町関係者等をメンバーとした協議会を開催し、第 6 次福井県医療計画の進捗状況の報告及び在宅医療提供体制の検討を実施しています。

平成 27 年度については、県が「福井県地域医療構想」を策定する際に設置した「丹南地域医療構想調整会議」とあわせて平成 28 年 4 月に開催しています。

#### (2) 地域の在宅医療・介護スタッフが一堂に会する多職種合同研修会の開催

各市町が開催する「多職種合同研修会」の企画や運営を支援し、地域における在宅医療・介護スタッフの連携を強化するとともに市町単位でのネットワークづくりを推進しました。

表 1 実施状況

平成 27 年度

開催市町	内 容	参加者	開催数
鯖江市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基調講演「多職種で行う事例検討会」 講師 貴志医院 貴志 英生 氏</li> <li>・「地域での取組の実際から、様々な活動を理解しよう」 各専門職からの紹介</li> <li>・グループワーク「語ろう。つながろう。鯖江の輪」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鯖江市医師会</li> <li>・民生委員</li> <li>・鯖江市の 在宅医療・介護スタッフ</li> </ul>	1 回
越前市 南越前町 (合同開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例検討 「連携シートを活用して連携してみよう」</li> <li>・グループワーク 「がん事例を通して、連携と支援を学ぼう」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武生医師会</li> <li>・越前市、南越前町の在宅医療・介護スタッフ</li> </ul>	2 回

(3) 地域包括支援センター担当者連絡会の開催

管内市町に設置されている地域包括支援センターへの支援と情報交換を目的に連絡会を開催しました。平成 27 年度は、平成 29 年度より各市町での取り組みが始まる介護予防・日常生活支援総合事業や、県が策定した「福井県退院支援ルール」について情報交換を行いました。

表 2 担当者連絡会開催状況

平成 27 年度

日時	検討内容	参加人数
平成 27 年 6 月 30 日 (火) 9 時 30 分～11 時 30 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福井県退院支援（病院と介護の連携）の手引きについて ～入退院支援ルールづくり～</li> <li>○介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス・通所型サービス）への移行について</li> <li>○認知症徘徊 SOS ネットワーク・模擬訓練の現状について</li> </ul>	包括職員 8 名 センター職員 4 名
平成 27 年 8 月 31 日 (月) 9 時 30 分～11 時 30 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防・生活支援サービス事業におけるメニュー案について</li> <li>○メニュー決定のための窓口でのチェック方法について</li> <li>○入退院支援ルールづくりにおけるアンケートの結果報告</li> </ul>	包括職員 8 名 センター職員 2 名
平成 27 年 11 月 4 日 (水) 9 時 30 分～11 時 30 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者権利擁護に関する事例検討会 事例提供者 堀 多賀子 保健師 (南越前町地域包括支援センター) 助言者 寺田 昇市 弁護士 近藤 俊英 社会福祉士</li> </ul>	包括職員 6 名 センター職員 3 名
平成 28 年 3 月 2 日 (水) 9 時 30 分～11 時 30 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防・生活支援サービス事業におけるメニュー決定の進捗状況について</li> <li>○外出支援サービスについて</li> <li>○平成 28 年度連絡会開催予定について</li> </ul>	包括職員 10 名 センター職員 3 名

(4) 入退院支援ルール策定にかかる合同協議の開催

急性期病院（福井県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院）及び管内の病院の退院支援担当者と居宅介護支援事業所の介護支援専門員、地域包括支援センターの担当者が一堂に会し、要介護状態の患者が自宅等へ退院する際に、患者及び家族が在宅での生活や療養に困ることがないように、退院支援における情報共有のルールについて検討しました。

表3 実施状況

平成27年度

日時	内容	参加者
平成27年10月29日(木) 15時00分～17時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>入退院支援ルールづくり事業について</li> <li>丹南健康福祉センター管内の退院支援の現状</li> <li>意見交換「福井県退院支援の手引き(たたき台案)」に関する意見交換</li> </ul>	急性期病院（福井県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井大学医学部附属病院） 管内の病院の退院支援担当者 居宅介護支援事業所の介護支援専門員 地域包括支援センター職員 長寿福祉課職員 丹南健康福祉センター職員  49名
平成28年1月28日(木) 15時00分～17時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回合同協議の意見について</li> <li>福井県「退院支援ルール」のてびき(案)について</li> <li>退院支援ルール運用に向けての意見交換</li> <li>今後の進め方について</li> </ul>	急性期病院（福井県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井大学医学部附属病院） 管内の病院の退院支援担当者 居宅介護支援事業所の介護支援専門員 地域包括支援センター職員 長寿福祉課職員 丹南健康福祉センター職員  45名